

第5回佐用町議会〔定例〕会議録（第1日）

平成18年3月3日（金曜日）

出席議員 (51名)	1 番	高 見 誠 規	2 番	笹 田 鈴 香
			4 番	小 松 博 之
	5 番	吉 井 秀 美	6 番	木 村 慎 吾
	7 番	青 木 宏	8 番	井 上 洋 文
	9 番	福 本 利 基	10 番	高 木 照 雄
	11 番	岡 本 安 夫	12 番	矢 内 作 夫
	13 番	広 畑 寛	14 番	石 黒 永 剛
	15 番	森 本 和 生	16 番	川 田 真 悟
	17 番	片 山 武 憲	18 番	中 井 恒 治
	19 番	岡 本 義 次	20 番	反 橋 護
	21 番	山 本 幹 雄	22 番	山 田 敏 雄
	23 番	大 下 吉 三 郎	24 番	坂 本 順 子
	25 番	山 田 弘 治	26 番	竹 内 茂 吉
	27 番	石 原 俊 一	28 番	鍋 島 裕 文
	29 番	廣 瀬 武 志	30 番	大 下 東 一
	31 番	西 岡 正	32 番	山 本 重 夫
			34 番	西 田 政 幸
	35 番	目 黒 有 博	36 番	森 崎 龍 二
	37 番	西 尾 誠	38 番	巴 忠 重
	39 番	塩 崎 幸 夫	40 番	中 尾 正 俊
	41 番	敏 森 正 勝	42 番	山 田 勇
	43 番	新 田 俊 一	44 番	幸 田 孝 美
	45 番	植 戸 勝 治	46 番	金 谷 英 志
	47 番	松 尾 文 雄	48 番	西 本 俊 秀
	49 番	廣 瀬 福 市	50 番	笠 間 満
	51 番	大 久 保 宏 務		
53 番	猪 口 久 雄	54 番	梶 原 義 正	

欠席議員 (3名)	3番	井口春美	33番	森本和昭
	52番	新田新一		
遅刻議員 (1名)	36番	森崎龍二		
事務局出席 職員職氏名	事務局長	岡本一良	事務局副局長	谷村忠則
	書記	坂上晴幸		
説明のため 出席した者 の職氏名 (29名)	町長	庵道典章	教育長	衣笠孝
	副天文台長	石田俊人	総務課長	小林隆俊
	財政課長	小河正文	まちづくり課長	南上透
	生涯学習課長	岸井春乗	出納室長	小笹和則
	税務課長	大橋正毅	住民課長	山口良一
	健康課長	達見一夫	福祉課長	内山導男
	スポーツ振興課長	井村均	農林振興課長	大久保八郎
	建設課長	野村正明	住宅管理課長	田村章憲
	地籍調査課長	清水好一	商工観光課長	芳原廣史
	農業共済課長	城内哲久	下水道課長	寺本康二
	水道課長	西田建一	クリーンセンター所長	森脇正洋
	教育委員会総務課長	山口清	教育委員会教育推進課長	芳原清和
	消防長	加藤隆久	上月支所長	金谷幹夫
	南光支所長	森崎文和	三日月支所長	飯田敏晴
	天文台公園課長	杉本幸六		
欠席者 (1名)	天文台長	黒田武彦		
早退者 (1名)	税務課長	大橋正毅 (午後より早退)		
議事日程	別紙のとおり			

【本日の会議に付した案件】

- 日程第 1 . 会議録署名議員の指名
日程第 2 . 会期の決定の件
日程第 3 . 諸般の報告
日程第 4 . 行政報告
日程第 5 . 議案第 43 号及び議案第 44 号について
議案第 43 号 兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更について
議案第 44 号 にしはりま環境事務組合を組織する地方公共団体の変更、共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
日程第 6 . 議案第 45 号 工事請負契約の変更について
日程第 7 . 議案第 46 号 工事請負契約の変更について
日程第 8 . 議案第 47 号 工事請負契約の変更について
日程第 9 . 議案第 48 号 工事請負契約の変更について
日程第 10 . 議案第 49 号 農業共済事業事務費の賦課総額及び賦課単価の決定について
日程第 11 . 議案第 50 号 農作物共済の危険段階基準共済掛金率の改定について
日程第 12 . 議案第 51 号 佐用町課設置条例の一部を改正する条例について
日程第 13 . 議案第 52 号 佐用町行財政改革推進委員会設置条例の制定について
日程第 14 . 議案第 53 号 佐用町長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の制定について
日程第 15 . 議案第 54 号 佐用町合併振興基金条例の制定について
日程第 16 . 議案第 55 号 佐用町庁舎建設基金条例を廃止する条例について
日程第 17 . 議案第 56 号 佐用町まちづくり協議会条例の制定について
日程第 18 . 議案第 57 号 佐用町まちづくり推進会議条例の制定について
日程第 19 . 議案第 58 号 佐用町防災行政無線局の設置及び運営に関する条例の制定について
日程第 20 . 議案第 59 号 佐用町印鑑条例の一部を改正する条例について
日程第 21 . 議案第 60 号 佐用町消防事務手数料条例の一部を改正する条例について
日程第 22 . 議案第 61 号 佐用町防災会議条例の一部を改正する条例について
日程第 23 . 議案第 62 号 佐用町国民保護協議会条例の制定について
日程第 24 . 議案第 63 号 佐用町国民保護対策本部及び佐用町緊急対処事態対策本部条例の制定について
日程第 25 . 議案第 64 号 佐用町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について
日程第 26 . 議案第 65 号 佐用町介護保険条例の一部を改正する条例について
日程第 27 . 議案第 66 号 佐用町地域包括支援センター条例の制定について
日程第 28 . 議案第 67 号 佐用町在宅介護支援センター条例を廃止する条例について
日程第 29 . 議案第 68 号 佐用町南光地域福祉センター条例の一部を改正する条例について
日程第 30 . 議案第 69 号 佐用町地籍調査推進に関する条例の制定について
日程第 31 . 議案第 70 号 佐用町急傾斜地崩壊対策事業負担金徴収条例の制定について
日程第 32 . 議案第 71 号 佐用町公共下水道条例の一部を改正する条例について
日程第 33 . 議案第 72 号 佐用町西はりま天文台公園施設利用料徴収条例の制定について
日程第 34 . 議案第 73 号 佐用町公の施設の指定管理者の指定等に関する条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
日程第 35 . 議案第 74 号 佐用町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

- 日程第 36 . 議案第 75 号 平成 18 年度佐用町一般会計予算案の提出について
- 日程第 37 . 議案第 76 号ないし第 89 号議案について
- 議案第 76 号 平成 18 年度佐用町国民健康保険特別会計予算案の提出について
- 議案第 77 号 平成 18 年度佐用町老人保健特別会計予算案の提出について
- 議案第 78 号 平成 18 年度佐用町介護保険特別会計予算案の提出について
- 議案第 79 号 平成 18 年度佐用町朝霧園特別会計予算案の提出について
- 議案第 80 号 平成 18 年度佐用町簡易水道事業特別会計予算案の提出について
- 議案第 81 号 平成 18 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算案の提出について
- 議案第 82 号 平成 18 年度佐用町生活排水処理事業特別会計予算案の提出について
- 議案第 83 号 平成 18 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計予算案の提出について
- 議案第 84 号 平成 18 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計予算案の提出について
- 議案第 85 号 平成 18 年度佐用町歯科保健特別会計予算案の提出について
- 議案第 86 号 平成 18 年度佐用町宅地造成事業特別会計予算案の提出について
- 議案第 87 号 平成 18 年度佐用町農業共済事業特別会計予算案の提出について
- 議案第 88 号 平成 18 年度佐用町石井財産区特別会計予算案の提出について
- 議案第 89 号 平成 18 年度佐用町水道事業会計予算案の提出について
- 日程第 38 . 議案第 90 号 佐用町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び佐用町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 39 . 発議第 1 号 「佐用町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例」の一部を改正する条例について
- 日程第 40 . 請願書について
- 日程第 41 . 特別委員会の設置及び委員定数について
- 日程第 42 . 特別委員会委員長及び副委員長の選任について

午前 10 時 00 分 開会

議長（梶原義正君） それでは、あの、皆さん、おはようございます。開会にあたり、ひと言ごあいさつを申し上げます。本日ここに第 5 回佐用町議会定例会が招集されましたところ、議員各位には早朝よりお揃いで御参集賜り、誠に御苦労さまでございます。在任特例期間の佐用町議会は、今期定例会が最後の議会となります。

また、今期定例会に付議される案件は、条例に関する案件が 25 件、規約等の変更等の案件が 2 件、工事請負契約の変更に関する案件が 4 件、平成 18 年度当初の各会計予算案の案件が 15 件、及び請願書を 1 件受理いたしております。また、御報告申し上げますが、本日即決議案が、議案第 43 号から議案第 52 号、議案第 55 号、議案第 59 号から議案第 61 号、議案第 71 号、議案第 72 号の計 16 議案でございます。何とか議員各位にはこれらの諸案件につき、慎重なる御審議を賜りますようお願いし、開会のごあいさつといたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、これより第 5 回町議会定例会を開催いたします。

なお、3 名の方から欠席届と、1 名が遅刻届が出ております。なお、あの、天文台の台長が差し支えのために、副台長が、あの、代理出席しておりますので、よろしくお

願います。

これより本日の会議を開きます。直ちに日程に入ります。

日程第 1 . 会議録署名議員の指名

議長（梶原義正君） 日程第 1 は会議録署名議員の指名でございます。会議録署名議員は、会議規則第 114 条の規定によりまして、議長より指名いたします。15 番、森本和生君。16 番、川田真悟君。以上の両君にお願いいたします。

日程第 2 . 会期決定の件

議長（梶原義正君） 続いて、日程第 2、会期決定の件を議題といたします。お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日 3 月 3 日より 3 月 29 日までの 27 日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（梶原義正君） 御異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日より 3 月 29 日までの 27 日間と決定いたしました。

日程第 3 . 諸般の報告

議長（梶原義正君） 続いて、日程第 3 に入ります。

これより諸般の報告をいたします。

まず、閉会中の委員会の所管事務調査であります。1 月 25 日と 2 月 28 日に文教常任委員会が町内視察を行われおります。

続いて、会議等の出席であります。18 日、成人式がさよう文化センターで開催され、副議長に代理人として代理出席を願っております。1 月 10 日に上月町商工会が笹ヶ丘荘で、14 日に三日月町商工会が味わいの里で、23 日に経営者協会が味わいの里で、それぞれ新年互礼会を開催し、出席。1 月 12 日ににしはりま町議会議長会の存続問題についての残存 6 町協議会が福崎町で開催され、出席。22 日に町子ども会連絡協議会駅伝が若鮎ランドで開催され、来賓として出席。1 月 31 日に合併記念事業検討委員会役場第 2 庁舎で開催され、関係議員とともに出席。2 月 5 日にたつの市誕生記念式典が赤とんぼホールで開催され、出席。2 月 14 日に姫新線電化促進同盟会が赤とんぼ荘で開催され、副議長に代理出席を願っております。2 月 17 日ににしはりま環境事務組合の組合議会がテクノで開催され、関係議員とともに出席。2 月 22 日に県町議会議長会臨時議会組合議会が神戸市で開催され、出席。2 月 27 日に播磨科学公園都市建設推進協議会、にしはりま環境事務組合議会がテクノで開催され、関係議員とともに出席をいたしました。

続いて、本日、町長から議案 48 件、議員提案の議案 1 件、請願 1 件を受けております。これらにつきましては、日程表のとおりお手元に配付いたしております。なお、今期定例会のため、地方自治法第 121 条の規定により、出席を求めた者は、町長、助

役、教育長、天文台長、各課長、各支所長、消防長であります。なお、本日、傍聴はなしですね。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第 4 . 行政報告

議長（梶原義正君） 続いて、日程第 4 に入ります。

これより行政報告に入ります。町長から行政報告を受けます。町長、どうぞ。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） 皆さん、おはようございます。早朝から御苦労さまでございます。まず、第 5 回の定例議会の開催にあたりまして、ひと言ごあいさつをさせていただきます。

この 3 月を、年度末を迎えまして、本 3 月定例議会は合併後の旧町の全員の議員の皆さんによる構成による最後の議会でございます。半年間の調整期間を終えまして、18 年度は新しい新佐用町にとりまして、新しいまちづくりの実質的な初年度になるというふうに思っております。その初年度にあたりまして、本議会にはその基本となります新年度の予算、そしてまた、たくさんの条例案を提案をさせていただいております。議員各位におかれましては、何卒慎重審議の上、適切な結論に導いていただきますように、まずお願いを申し上げます。

それでは、諸般の状況を行政報告として報告させていただきます。

まず、先月 27 日に播磨高原広域事務組合、そして、にしはりま環境事務組合の議会が開催をされまして、それぞれ 17 年度の補正予算、また、新年度、18 年度の予算が可決をいただいております。また、あの、にしはりま環境事務組合の議会におきましては、安富町が姫路市に編入されるということに伴いまして、新たに姫路市の組合への加入という規約の改正案を報告をさせていただいております。この改正につきましては、組合加入のそれぞれの市長の議決を必要といたしておりますので、本定例会に佐用町といたしましても提案をさせていただいておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

次に、先般の議員連絡会にも報告をさせていただいておりますけれども、姫路鳥取線の建設工事の状況についての御報告を申し上げます。佐用西粟倉間延長 19.1 キロにつきましては、平成 16 年 12 月に国による新直轄方式採用への変更以来、本年 2 月末現在で、佐用ジャンクションから岡山県大原インター間、10.9 キロ全工区工事着手を見たところであります。兵庫県内の発注分に対する進捗率は、約 30 パーセント強であり、平成 22 年 4 月にこの区間の供用開始を目指して工事が進められているところであります。また、大原西粟倉間 8.2 キロにつきましても、若干の課題も抱えておりますけれども、兵庫県側と連携、工事の整合性を深めながら、鋭意努力をいただいております。また、地元の強い要望の中で、国のご配慮を得て、平福延吉地区に鳥取方面からは国道 373 号線への乗り入れ、佐用方面からは鳥取方面への乗り入れというハーフランプ設置の事業決定をいただいております。本事業につきましては、長年の周辺地域の方々の要望、陳情をいただいております。事業推進にあたっては多くの関係地権者、関係機関の御理解と御協力のたまものがございます。今後とも各位の格段の御理解とご協力、よろしくお願いを申し上げます。

次に、姫新線ディーゼル高速化の取組みについて御報告を申し上げます。JR姫新線高速化事業アクションプログラムに基づいて、平成18年度から高速化事業に着手し、平成20年度の完成を目指し、事業が進めてまいります。完成後は上月姫路間が約1時間で結ばれる予定であります。総事業費は約60億円で、軌道改良、安全側線の整備等に19億円、新型車両導入、これは県がJRに無利子貸付で行います。39億円程度で、事業負担は、県が3分の2を負担し、残り3分の1を構成町で負担するものでございます。本町の負担額は1億2,600万円程度になる見込みであります。本年18年度には、調査費負担金390万7,000円を予算計上させていただいております。完成後は乗車時間も短縮され、一定の増便も予定されると見込まれておりますが、利用促進が最大の課題であり、地域を挙げての取組みが必要と考えております。議員各位の御協力についても、どうぞよろしくお願い申し上げます。

次に、にしはりま天文台公園の食堂経営についての御報告を申し上げます。天文台公園の食堂はカノープスの愛称で現在の経営者が公園開設以来、15年の長きにわたり運営をされてまいりましたが、今年度限りでやめられることになりました。県とも協議をいたしましたところ、地元町で後継者を選定することになり、商工会の御協力を得まして、6人の方から問い合わせがあり、うち4人の現地説明会出席がありました。2月24日締切りまして、申請を受付けましたが、1名の応募しかなく、3月1日に選定委員会を開催し、内容審査の上、佐用町下徳久890番地、佐柳大さんに決定をいたしました。県との使用契約、食堂業務引継ぎなどの手続きが終わり次第、4月からの営業を予定いたしておりますので、以前にも増しての御利用と御協力をお願い申し上げます。

次に、佐用クロスカントリーアンドウォーキング大会についての御報告をいたします。2月26日の日曜日に、新佐用町誕生記念事業のひとつといたしまして、佐用クロスカントリーアンドウォーキング大会をにしはりま天文台公園をメイン会場として開催をいたしました。当日はあいにくの悪天候であったために、参加選手は300人程度となりましたが、応援の皆さんなど、多数の御来場をいただき、総数では約800人の参加者を得て、体育協会など多くのボランティアの皆さん方の御協力により、盛大に実施することができました。

次に、佐用町消防団出初式についての御報告をいたします。合併以来、最初の消防団出初式を4月3日、日曜日、消防署と合同で行います。場所は旧南光の若鮎ランド、時間は午前10時からの開会となります。開会に先立ち、午前8時より消防団幹部の辞令交付を予定いたしております。8機動部隊、48分団、全員の出席により、1,000人以上の出席が見込まれております。雨天の場合は隣接のひまわりドームで行います。

次に、秋の全国火災予防運動実施についての御報告をいたします。

〔「春の」と呼ぶ者あり〕

町長（庵造典章君） 春の。もとへ。失礼しました。今年になってから姫路市内の住宅火災で5名の子どもが亡くなったり、長崎県内のグループホーム火災で7名のお年寄りが亡くなるなど、子どもやお年寄りが犠牲になる痛ましい火災が相次いで発生をいたしております。残念なことに本町でも昨年末に住宅火災により1名の方が亡くなっており、町民の火災予防への関心が高まるとともに、火災による死傷者防止対策の要望もますます強くなってきております。そこで、本町におきましては、全国に合わせて3月1日から7日までの1週間、「あなたです 火のあるくらしの見張り役」を防火標語に、春の火災予防運動を実施しております。

次に、協働のまちづくりの推進状況について御報告をいたします。新町のまちづくりにつきましては、新町全体の均衡ある発展と魅力と活力あふれるまちづくりを目指し、住民参加を基本に、住民と行政との協働による自立したまちづくり、協働のまちづくりを、町の重点施策として進めております。協働のまちづくりの推進にあたっては、帝塚山大学教授、中川幾郎先生による協働のまちづくり講演会を2回開催し、参加者は職員が350人、各種団体役員等250名の参加を経て実施をいたしました。また、第1回目のまちづくり推進セミナーでは、中川先生による「市民が主役のまちづくり」と題してセミナーを開催し、120名の参加を得ております。第2回目のセミナーでは、広島県安芸高田市地域振興推進委員の辻駒健二氏を迎え、立ち上がった安芸高田市の地域振興組織の活動についての講演をいただき、120名の参加を得ております。第3回目は、3月18日に神戸新聞論説委員の相川康子先生による「これからの地域経営」と題したセミナーを開催をする予定にいたしております。18年度に地域づくり協議会及び旧町ごとのまちづくり協議会の組織を立ち上げ、住民と行政による協働のまちづくりを推進していきたいと思っておりますので、議員各位の御協力をよろしくお願いを申し上げます。

最後に新佐用町の町章の決定について報告を申し上げます。先般の議員連絡会で御報告を申し上げました町章の決定について、昨日最優秀作品1点、優秀作品3点について、類似作品の調査結果に基づき、町章選定部会長と議長と一緒に審査をいたしました結果、最優秀作品の町章について問題がなく、町章として決定をいたしました。また、優秀作品の中に1点、他の商標によく似ていることから優秀作品から除外し、2点を優秀作品といたしました。今後、3月中に町旗を作成し、18年度の4月1日から使用していくよう準備を進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

以上で行政報告といたします。

議長（梶原義正君） ただいまの行政報告について質問のある方、ありますか。
ないようですから、以上で行政報告は終わりました。

日程第5・議案第43号及び議案第44号について

議長（梶原義正君） 続いて、日程第5に入ります。

なお、ここであらかじめ申し上げておきますが、議案書は予定案件として前もって配付いたしており、御熟読のことと思っておりますので、会議の進行上、朗読を省略したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（梶原義正君） 御異議ないと認めます。よって、そのように決めます。

まず、日程第5、議案第43号及び議案第44号についてを一括議題といたします。

議案第43号 兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更について。議案第44号 にしはりま環境事務組合を組織する地方公共団体の変更、共同処理する事務の変更及び規約の一部の変更についてを議題といたします。議案に対する当局の説明を求めます。町長。

〔町長「議長」と呼ぶ〕

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） ただいま上程をされました議案第 43 号 兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更について、提案理由の御説明を申し上げます。

合併により揖南衛生施設一部事務組合及び神崎郡北部病院事務組合が平成 18 年 3 月 31 日付けで解散することに伴い、本組合から脱退するため削除するものであります。よって、地方自治法第 290 条の規定により議会の議決を求めるものでございます。御承認をいただきますようお願いを申し上げ、説明といたします。

次に、議案第 44 号 にしはりま環境事務組合を組織する地方公共団体の変更、共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について、提案理由の説明をいたします。

地方自治法第 284 条に基づく、にしはりま環境事務組合は、たつの市、宍粟市、上郡町、佐用町及び安富町の 2 市 3 町で構成されていますが、地方自治法第 7 条第 1 項の規定により、平成 18 年 3 月 27 日より宍粟郡安富町を廃止し、その区域を姫路市に編入し、姫路市となります。このことにより、にしはりま環境事務組合を組織する地方公共団体及び共同処理する事務の変更並びに規約を変更することについて、市町村の合併の特例に関する法律第 9 条の 2 第 1 項の規定に基づき、地方自治法第 286 条 1 項の例により、現構成市町と姫路市及び神崎郡香寺町合わせた関係市町議会の議決を経た上、関係市町の協議によりこれを定め、兵庫県知事に許可を申請いたします。よって、合併特例法第 9 条の 2 第 2 項において準用する地方自治法第 290 条の規定により、この案を関係市町で共同して提出するものでございます。

規約変更の内容につきましては、新旧対照表により説明をいたします。

まず、第 2 条は、市町村合併により組合を組織する地方公共団体について安富町を削り、姫路市を加えるものでございます。

第 3 条は、共同処理する区域について、ただし書で「姫路市については旧安富町の区域」とすることを追加するものであります。次に、共同処理する事務として、同条に第 3 号として、「補修時、災害時の廃棄物処理の広域化等に関することを追加するものであります。これは複数の大規模な施設を有する姫路市と構成町がより緊密な行政間の連携を図ることにより、補修時や災害時における有効かつ効率的な体制づくりを整備することや、また、資源ごみのリサイクルの効率化、環境型社会づくりの共同研究、広域的な住民啓発等を行うことを目的として追加するものであります。

第 5 条第 1 項は、各市町の組合議員定数を各号のとおりするものであります。

第 5 条第 2 項は、各市町の組合議員の選出について、「関係市町の議員において議員のうちからそれぞれ選出された者をもって充てる」に変更し、それに伴い、各町各号を削除するものでございます。これについては、組合を構成する各市町議会の議会運営に鑑み、姫路市においては多数の一部事務組合を抱えており、議長が組合議長として出席するのは現実的に困難であり、また今後、たつの市においても同様となることがある可能性があることから、今回改正するものであります。

第 8 条第 2 項は、管理者及び副管理者の選任について、「関係市町の長の互選」としていたものを、「姫路市を除く関係市町の長及び姫路市長が指名する 1 人の姫路市助役の互選による」に変更するものであります。このことについては、姫路市の申し出により姫路市が関係する他の事務組合の例により助役をもって充てることと改正するものでございます。

第 8 条第 3 項は、ただし書で「地方自治法第 168 条第 2 項ただし書の規定により、当該市長に収入役を置かない場合は、その事務を兼掌する者をもって充てる」とすることを追加するものでございます。このことについては、今後そういった予定のある市町があるため、ただし書として追加するものであります。

第 9 条は、「管理者、副管理者及び収入役の任期について、姫路市を除く関係市町の長、第 8 条第 2 項に規定する姫路市助役又関係市町の収入役としての任期による」と変更するものであります。

第 12 条第 2 項は、ただし書で「特別な事情がある場合は、関係市町が協議の上定める」を追加するものでございます。

別表の備考第 2 は、「姫路市の負担額については、旧安富町負担相当額」を追加するものでございます。

附則第 2 項については、組合施設が供用開始するまでの期間は、旧安富町のごみの処理に関することについては、従前の例によることをお互い確認するための押さえとして明記しておくものでございます。

慎重審議いただきまして御承認いただきますようお願い申し上げ、提案の理由と、提案理由の説明といたします。

議長（梶原義正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。本案につきましては、本日即決といたします。

これより、本案についての一括質疑に入ります。質疑のある方、発言願います。

〔木村君 挙手〕

議長（梶原義正君） はい。6 番、木村君。

6 番（木村慎吾君） はい。6 番、木村です。2 点、お尋ねします。

1 点は、あの、これの 12 条関係で、いろいろ経費の問題が出ていますが、ああいう場所を持って行くと、例えば安富町から来るのとね、それから佐用から持って行くのとでかなりその運搬経費が違うわけですね。特に、その、今問題になってる P R T R 法、ベンゼンダストの件などについて、この前シンポジウムが県の方であったとき行ってみたら、やはりそういうふうな問題も含まれてくるそうです。で、そういう点をこの各町別の経費を平等にされるのか、その辺のところ考える必要がないかということ、1 点。

それから、もうひとつは、これに出とられる委員に大変失礼なんですけどね、本当にごみの問題、または焼却場の問題をよく研究されておられる方がどれくらいあるんでしょう。実は、前に僕はあの、グリーンピースの件について、私のミニコミ誌に書いたときに、ある、これに係わりのある方からすごい批判を受けました。ところが、その批判を読んでみたらね、イタイタイ病はどういうことが原因が分かっておられない。しかも、そこに使ってある薬品の名前まで間違っている。そういう人がね、こんなことやってほんとにいいものができるんかどうかな。非常に私は心配したんです。あの、京都の方の東山方面にあるごみ処理施設 2 つ見に行きましたが、1 つの方は非常にこう山を登って行きます。そしたら、夏だったんだけど、周りの木が枯れてるんですよ、排気ガスで。そして、そこからはものすごい汚水が出て、下ダムようになって溜まってます。そういうようなことをどういうふうに研究されてるんか、ここの人はね。それから、長浜へ行ったときに、長浜の焼却場施設で私が質問したら

ね、後からそこの方が僕のところへお礼言いに来られました。「そういう質問今までしてもらったことがないんや。ようしてくれてでした」。それから、奈良へ行ったときも私はそっとあの、そのそこの職員の方について回っているいろいろ聞いたら、「あんたほど質問する人いませんよ」と言われたんですが、ほんとにそのよく研究された方がね、出ておられないと、こういう焼却施設は大変なことになるんです。あんな山の上造るってことはね、末包にあの牧場を押し込んだと同じシステムです。その辺のことをどういうふう考えられる。もし、公害が出た場合は、どなたが責任持たれるんか、明確にさせていただきたいと思います。

以上、2点。

議長（梶原義正君） はい、町長、答弁求めます。

町長（庵逄典章君） はい。まああの、広域化によりまして、そのごみの処理区域は広がることは確かです。ただ、あの、経費につきましてもですね、当然遠くなれば運搬経費についてはその距離が遠くなった分は、あの、増えるということ間違いありません。しかし、処理全体といたしましては、この施設の、ひとつの施設ですね、効率的に処理をしていくということで、処理経費は経費削減、安くなるということ。これも間違いございません。まああの、ということで、当然組合としてですね、その加入される組合のごみ、される市町における排出されるごみの処理費ですね、そのことは公平に当然あの、負担をし、また処理場費も平等に設定をするということになります。

またあの、今いろいろと心配をされますけれども、あの、新しい施設の建設につきましては、いろんな面で環境面も含めてですね、生活、周辺ですね、あの、生態系への調査も行い、まあそれに影響のないようにということでの、また評価も、計画もさせていただきます。またあの、検討委員会、また専門委員会等も置かましてですね、そういういろんな問題についての専門的な協議もさせていただきます。まああの、議会におきましても、当然あの、審議をいただいておりますけれども、まああの、いろんな多方面からのですね、この課題、この計画についての調査、研究という形で慎重に進めてまいっております。

またあの、汚水の発生というようなこともあったと言われますけれども、今回計画してある施設につきましては、排水、汚水等については、排出をいたしませんので、そのような心配はないというふうに思っております。

以上でございます。

議長（梶原義正君） よろしいか。ほかにありませんか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（梶原義正君） はい、鍋島君。

28番（鍋島裕文君） じゃああの、28番、鍋島です。

あの、姫路市加入に伴う規約改正ということで、1月29日に斉藤副知事立会いの下で、関係市町長の確認合意書が交わされているというわけであります。この内容に基づいて、この規約変更についてお尋ねいたします。

なお、確認書ではまず、負担金については、建設について当初の計画負担率で負担

するという事を明確にしています。当初の計画は平等割 30 パーセント、人口割 70 パーセントというのがこの規約であります。それで、この改正の中で、12 条のただし書の関係です。「特別な事情がある場合は、関係市町は協議の上負担割合を決める」という体制になってます。この確認書の内容によれば、搬入開始から 7 年後に姫路市またはたつの市が脱退するという事で、負担金は精算ということになっております。ですから、このただし書の内容は当然この確認書に基づいて「特別な事情」というのは、姫路市等の脱退についての特別な事情、これが現段階で考えられる、想定される「特別な事情」というふうに思うわけでありまして、それ以外にこの「特別な事情」というのは何か想定されているのか。この点をまず確認いたします。

議長（梶原義正君） 町長。

町長（庵逄典章君） まああの、今のところ特に「特別な事情」を想定するという、それ以外にですね、経費の負担、これはまあここに掲げている、確認書に掲げている以外についてはありません。

〔鍋島君「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、鍋島君。

28 番（鍋島裕文君） ですから、あの、当然最初の負担決定のときは 3 割平等、7 割人口割の姫路市もそれによって負担するという事は間違いありませんね。

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） あの、当初の計画負担率で負担をします。まあ今現在では、今言われますように平等割が 30 パーセントということですが、建設時点においてですね、この負担率については、あの、協議をするという形になっております。ただ、その、だから、それで当初に、建設前にですね、当然それは定めますので、その定められた負担率によって姫路市も負担をすることについては間違いございません。

〔鍋島君「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、鍋島君。

28 番（鍋島裕文君） それで問題なのは、にしはりま組合でもまた前回の連絡会の中でも指摘させていただいたように、だいたい稼働年数が 30 年間と見た場合にね、7 年間でまず姫路市が出て行く、たつの市も出る可能性がある、こういうことになって負担金は精算することですから、当然その精算の内容によってね、佐用町が受ける負担増というのはやっぱり大きく変わってくるということに計算上なります。そこで、明確にされていませんが、この確認書を交わしたときのね、精算時の内容ですね、どういうあの割合で、姫路市、たつの市に返還するのか。その詳細について明らかにしていただきたい。

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵途典章君） はい。まああの、いろいろとこれまでも御説明をさしていただきました。まああの、当然そういう調整会議の中でですね、もし脱退をされるといふ段階に、そういう事態になればですね、その精算時に考慮して精算するという内容についても、当然姫路市側からも事務的にですね、話があり、こちらからもそういう話もさしていただいたことは事実です。まだ、最終的な文書で覚え書きという形で判を押してはおりませんけれども、一応姫路市との話合いの中でですね、当初その経過をですね、若干皆さんにも申し上げておきます。姫路市側からは、炉の耐用年数とまあ通常を含めて、約20年間というふうに考えたいということがまず提案をされてきました。まあしかし、まあ、私の方といたしましてはですね、一応、こういう施設ですね、一応補助金等に係る耐用年数というのが約15年ということだというふうに思っております、だいたい。で、もう少し短縮をしてほしいという話の中で、今、15年ということを押さえております。で、約、そういうことになりますと、15分の7という形になります。で、後ですね、これによって、じゃあどう負担が増えるのか、減るのかという問題がございました。で、前からいろいろと御説明を申し上げましたように、姫路市とのこの協定によりましてですね、バックアップ効果という、バックアップをしていただくという形で組合の施設の処理規模をですね、設計上当初から小さくするというによりまして、約、今、当初、通常的设计であれば100トンという今処理能力を持たなければならないという設計になるというふうに聞いております。それが、約1割、約90トンから91トンぐらいになるんじゃないかと、そういうことで許可が受けれるんじゃないかというふうに思っております。まあ、そのことによりまして、まあ、通常トン当たり1億とかですね、ぐらいな経費がかかるわけですけども、まああの、ごみを減らすという前提に、リサイクルセンターですね、リサイクル率を上げるという点がございまして、当初の設計よりリサイクルセンターの処理能力は上げていかなきゃいけないという点がありますので、まず、今のところ差引しますと、その分では増えますので、軽減、削減率がですね、事業費の削減率が、削減が、7,8億ぐらいな削減になるんじゃないかというふうに思っております。もし、姫路市がその7年、供用開始を7年後にですね、脱退をされるといふことに、その段階でも協議をしますけども、なれば、それに対する当初の姫路市の、安富町ですね、負担は約3億余りだというふうに思っております。まあ、そういうことからですね、十分にそれはもしそういう状態になっても、その経費の負担というものについて組合の方がですね、増えるということはないと、それだけのことはまかなえるという計算の下にですね、この確認をさせていただいたところでございます。ひとつ御理解賜りますように、よろしく申し上げます。

〔鍋島君「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい。もう1回だけね。はい、どうぞ。

28番（鍋島裕文君） えっとあの、非常にね、あの、分かりにくいんだけど、結局、バックアップ効果で100トン必要なのを90トンにする、1割減らすことができる、あの姫路市の加入でね。その点で財政的に潤うんじゃないかという側面と、それと、間違いのないのはね、7年後に姫路市が出るんだったら、当然15分の7を負担して15分の8を返すということになります。当然バックアップ効果を見た総事業費の負担分の15分の8を返すというね、精算するということはそういうことですね。なるわけで

すから、当然、この 15 分の 8 は残りの佐用町等で負担しなきゃいけないという理屈上
なります。その点はどうかということ。

それから、もう 1 点。問題はたつの市であります。これまで再三、町長は「たつの
市は脱退しないんじゃないか」というのを連絡会等と言っておられた。ところが、三
日月、旧三日月町の議員等からは、現に揖龍のクリーンセンターは新宮分をいける容
量あるわけだから、当然それは揖龍のクリーンセンターに行ってしまうというね、そ
ういう意見が出ています。それで伺いたいのは、町長がたつの市は脱退しないとい
う、思っておられるのは、また他の市町長も斉藤副知事もそう思っておられるの
ならば、なぜこの確認書の中にあえてね、たつの市の脱退のときには精算時を考
慮するというような、これはナンバー6 でありますけども、入れたのか。なぜ、この
条項を入れたのか。この点がやっぱりひとつの問題ということになります。

それでもう 3 回目ということでこの 2 点しか聞けないんだけど、15 分の 8 を返す
というのはまず、その分は当然のことながら佐用の負担になるんじゃないかとい
うことと、たつの市になぜこの条文を入れたのか。

この 2 点をお願いします。

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） あの、負担につきましては、先ほど言いましたようにですね、
まあ、脱退ということになれば 15 分の 8 をもしね、計算上 1 億数千万返すとい
うことになればね、それはあの、それだけある意味では、その負担がある、それ
だけの負担が要ということになりますけども、当初の今、設計、あの、計画の中
です、バックアップ効果によって、それに見合う、それ以上の削減によって軽減、
経費の削減、軽減をしてある、負担を軽減してあるということです。そういう計
算の中で当然トータルとしての負担はですね、組合においては増えないとい
うふうに考えております。

それから、あの、たつの市の状況ですけれども、あの、実際に今、あの、ご
みの処理がされているというふうに言われますけども、現在のたつの市がされて
ますテクノにつきましては、実際その旧新宮町分の区域のごみを処理する能力
というものが計算入っておりません。しかし、それが出来てくれないかとい
うことなんですけども、それは非常に無理をして、能力一杯に、一杯とい
うか一杯以上のことで処理をされているというふうに、そういう言われて
おります。で、たつの市においてもですね、あの施設が今の耐用年数、平
成 28 年かというふうに聞いておりますけども、その以前から、段階で
ですね、その施設の改修をしなきゃいけないということでございます。ま
あ、そういう中からですね、たつの市について私は脱退はありえないとい
うふうに思っておるわけです。ただ、ここになぜ条文を入れたかとい
うことなんですけども、これはまあ、たつの市、それぞれの市の状況と、
中の状況として、姫路市と同じようにですね、市全体が処理区域じゃ
なくて、新宮町、市の一部がまあこう処理区域として加入するとい
う形になりますので、これは姫路市と同じ状況だと、規模は違いますが
ね。で、たつの市としても姫路市と同じような、とりあえずこの段階
では条文は入れて欲しいというたつの市長の強い要望によって、この
たつの市もこの確認書の中で姫路市と同等の扱いをして欲しいとい
うことでありました。しかし、その中においてですね、バックアップとい
う効果については、全くそれは姫路市はありますけども、たつの市
にはありませんので、それについてこの 5 条、6 条できちんと分けて
おります。まあ、そういう意味でそういう後の負担等については、姫
路市と同じような取り扱いは当然確認の上でもできないという形にな
っております。

議長（梶原義正君） ほかに。

〔笠間君 挙手〕

議長（梶原義正君） はい、笠間君。

50 番（笠間満君） はい。あの、こういう建設、建ちものというのは造ったからには必ずいつか潰すときが来るんですね。その潰すときの負担金は佐用町だけなのか。また、あのそういう脱退した後の、例えば問題が起こる、例えばダイオキシンその他の問題が起きて、例えば農作物、佐用町ではもう売れないよといった問題が起こったとき、またそういう問題が起きたときに土壌改良され、そういう費用などはもう脱退したらその責任はなくなるのか、それとも、そういうとこ、とういうときは、また責任分担してくれるのかということをお伺いします。

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） はい。まああの、建物がですね、施設を将来、まあ何十年使うか分かりませんが、そういう段階になって組合の当然それは構成町での責任の中でやっていかなきゃいけないということになりますから、まあ脱退をすればそこから規約の上、外れるわけですから、そういうところまでの責任と言いますか、負担を求めることはたぶん出来ないというふうに思います。ただ、あの、ダイオキシンとかですね、そういう問題なりが起きる、起きないということについては、起きないようにもう既に計画をしていくんで、そういうことまで想定はできませんけども、その特殊な問題、特別な問題がその段階でね、また加入期間中に起きたということで、後から発覚したような場合、そういう場合がまあもし言われるとすればですね、今この規約の中にあります「特別な事情」についての表記、まあこういう形で処理していかなければならない、協議して決めていかなければならないことだと思います。ここでその問題が特別に、具体的にどうだということがありませんから、それを答えることは難しいと思います。そのために、第 12 条で「特別な事情がある場合には、関係市町が協議の上定める」という形になっておりますので、その点で十分にそれぞれの責任について協議をしなければならないと思っております。

〔笠間君 挙手〕

議長（梶原義正君） はい、笠間君。

50 番（笠間満君） そういうことが起きれば、あの、協議して決めていくということじゃなくて、あの、7 年間、もし、そこのごみを受けた場合に、それに対する問題が生じた場合は責任あるということをやちゃんと明記して、あの、そういう負担が必ず姫路市もたつの市も負うという文面に替えた方が、私はいいと思います。それは絶対するべきだということをつけ加えておきます。これで終わります。

〔金谷君 挙手〕

議長（梶原義正君） ちょっと待ってよ。はい、金谷君。

46 番（金谷英志君） 町長はこれほどね、11 町の枠組み継続にこだわられるその点をお伺いしたいんですけど、なぜこれだけ継続にね、11 町で枠組みをやらねなきゃならないかということですけど、私あの、協議会、11 町の協議会の段階からこの協議会、それから参加しておりますけど、そのときにね、旧三日月町の山口町長がひとつの大きなその 11 町で、3 町で、初めは 3 町でしたけども、大きな理由が新宮町がもう処理場の能力がもう耐用年数がきてると、それが大きな理由でした。それを継続すると来られてるんですけども、そのとき協議会の中でも、旧山口町長はですね、新宮とかほかの議会の議員から罵倒されるようなこともありました。早く進めろということですね。それほどの、旧山口町長にはそれだけの精神的なそのね、理由があったと思うんですけども、庵途町長は新しく新町の佐用町長になられて、これを継続する理由はね、ないと思うんですけども、たつの市なり姫路市なりはそれほど今まで継続してきたことはありますけども、新佐用町としてなぜこれほどこの 11 町の枠組みにこだわられるんか。その点をお聞きしたいんですけども。

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵途典章君） はい。まず、あの、佐用町といたしましても、現在クリーンセンターでそれぞれ処理ができております。しかし、これも耐用年数は来るわけです。じゃあ、今からやっぱし長期的にですね、次のこの施設について町としても行政的に責任を果たしていっておかないと、後からその場になって慌ててもなかなか町民の皆さんに本当に御迷惑をかけるということになってしまうということで、この施設の必要性というものは思っております。またあの、これはあの、そういう中ですね、町の経費の負担の軽減ということを考えますと、やはり広域化をしていくことが町として、佐用町としてもこの、こういうごみの処理をしていく事業、経費の負担の軽減につながってまいると思っておりますので、そういう広域化についてということになりますと、やはり関係、広域化をしていく市町がですね、協力をしないとできないわけです。で、当然まあ、このこれまでいろんな経緯でここまで進めてまいっておりますけども、やはり佐用町だけではなくって、上郡町、宍粟市、そしてたつの市、それぞれやっぱしあの、問題を抱えているわけです。だから、佐用町としてもですね、私だけがこだわっているのではなくって、この広域化をして、こういう事業を一緒に取り組んでいこうという市町がお互いに責任を持ってこれに取り組むという中で、佐用町としても、その管理者であります私もこの事業についてですね、こうして努力をしているところでございます。

〔金谷君「議長」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） ちょっと待ってよ。はい、金谷君。

46 番（金谷英志君） 佐用町にとってはね、たつの市、その姫路市についてのことはね、それで一緒にやろうということになれば、それで協議をするんでしょけども、佐用町として本当に必要なのか。このたつの市と姫路市と構成町と一緒にやるというその合理性が私ないと思うんですけども。先ほど経済的な面でも負担が軽くなると言われましたけども、11 年経ったらたつの市と姫路市は出ていかれるわけですから、そ

のときの建設費の負担金もたつの市、姫路市に返して、それから後のそのランニングコストについても佐用町と宍粟市あるいは上郡町で見えるわけですから、かえってその方が負担が増えると思いますけれども、今、たつの市と姫路市と構成するべきじゃないと思うんですけど。もう一度、その見解を伺います。

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まあ、姫路市については先ほど鍋島議員の質問にお答えしたとおり、その負担については、私たち佐用町においても負担が軽減されるというふうに思っております。たつの市については、その建設負担について返還するというようなことは書いてありません。そういうふうに思っておりません。

〔金谷君「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、どうぞ。

46 番（金谷英志君） ひとつかえますけれども、事務所の位置ですけれども、旧三日月町の場合ですね、山口町長は三日月支所が空くからということですね、その、事務所についても、その、月 30 万払っていくわけです。その経費も減らす面でも、それから、身近に置くということでもね、その事務所位置については、旧三日月町の支所を使うということがあったんですけども、その点はどうなってるんでしょうね。

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） あの、事務所の経緯というのにつきましては、場所をどこにするかという点については、当初からですね、やはりこれは広域的な事業ですから、そして、科学公園都市の一角に建設をするという観点からですね、今現在の科学公園都市内の事務所を置くのが適当だろうということで、現在の場所を企業庁からお借りして使用しております。ただ、財政的にですね、各町とも非常に当然あの、厳しい中ですね、経費の節減という観点から、こうした合併によって事務所が各町、旧町の実務所が余裕スペースができますので、そのスペースを使うことができれば、それだけ経費が削減できるじゃないかという発想の下に、そういう話があったわけです。で、あの、そういう話を県の方にいたしますと、企業庁としても経費の節減についてはよく分かると。だから、企業庁としてはその現在組合が考えている、まあ私も旧三日月の役場庁舎を使うに当たっては、いくらぐらいな当然賃貸料、経費がかかりますということを書いてますのでね、その経費に見合うだけに軽減をしますからという話をいただきましたのでね。ですから、同等程度なら、当然この広域的な事業、姫路市、たつの市からも来るわけですから、佐用町だけに造る施設ではございません。そういう意味から、今の現在の事務所の方が適当であるということで、組合事務費、あの、借上料を大幅に減額することによって現在そのまま使用するというように決定をいたしております。

〔廣瀬君 挙手〕

議長（梶原義正君） はい、廣瀬君。

29 番（廣瀬武志君） 29 番、廣瀬です。

やはり 11 年経てばそのような形で離脱が想像されるんですが、先ほども言われましたように揖龍クリーンセンターの炉の問題なんです、それがもし更新される場合、このような形から考えれば、このような形で 11 町の方に入って来られるんじゃないかなと。それは反対の心配をするわけですよ。それはどのような形で決められるんか。もう、このような形に入って来ないと。揖龍の新宮町分と、以外のあれは入って来ないというようなことは確約されておるものか、これからあの、組合議員の定数の件、22 名。これはあの、佐用町にとりましては 8 名ということになってますが、これは旧町の形で、まあ一部、11 町の名残で 2 名ずつだと思っんですが、先ほども同僚議員から「それほど認識のない方がそのような形で出られるんは困る」というような形も言われておりますし、これからそのような旧町の形の 2 名ずつというような形では選出されないんじゃないかなと思っております。そういうような形、やはり宍粟、佐用、これは旧町の名残で 2 名ずつ、各町の 2 名ずつということで 8 名の形になっておるんですが、これからこのような人選をどのような形でされるのか。この人員が必ずしも保てないんじゃないかなと。保てないというよりかえって多いんじゃないかなと思っんですが、これからこのような佐用町 8 名の選出というものはどのような形になっていくのか、ちょっと教えていただきたいと思います。2 点ほど。

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） はい。あの、この組合の施設を今度、の中にですね、現在のたつの市が全体が入ってくるんじゃないかというような御心配ですけども、それはもう処理区域として、あの、区域としてですね、決められておまして、処理能力もこうして現在の区域の中で最小限のいうか、それに見合う処理能力として建設をいたしますので、そういうたつの市全体が入ってくるような当然余力もありませんし、そういうことは出来ません。そういう心配はないというふうに思っただいて結構だと思っております。

それからあの、組合定数等、これから議会の構成等につきましてはですね、当然あの、こうして市町村、市町の合併が、枠組みが決まりましたので、その組合構成についても変更しなきゃいけないというふうに思っております。この点についてはですね、現在負担についても、建設負担、今の経費負担につきましても、あの、現在におきましては、佐用町においては旧 4 町が、4 町それぞれがですね、あの、30 パーセントの平等負担を払うというような形でしておりますのでね、それが 1 町になるということは、まああの、当然経費についてもですね、1 町で計算していく形になれば軽減がされるわけですけども、まあ増えるところも出てくるわけですね、当然。まあ、そういう中で、経営負担と関連して組合議員の議員定数ということについても、これもこれから協議を、あの、改正をするということは予定はしておりますけども、今、何人にするという予定とか、そういう話合いはまだ行っておりません。今後、管理者、正副管理者会議の中で話合いをし、また組合議会の方にもいろいろと協議をさせていただきたいというふうに思っております。

〔廣瀬君 挙手〕

議長（梶原義正君） はい、廣瀬君。

29 番（廣瀬武志君） まああの、たつの市の新宮町以外はまあ入って来ないという
ような形を言われておりますが、これは何も確約されたもんじゃないと。われわれ旧
三日月町、やはり、火葬場の問題にしましても、やはり旧佐用 3 町は、まああの、財
政的にできないと、困難だということで、テクノの方に参入されました。このような
形でされれば、やはりそこにまた新たな炉の建設なり、いろいろな形が起きうるだろ
うと思うんですが、そういうような形を心配するんですが、そのような形にはならな
いんですか。お尋ねします。

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵途典章君） はい。そういうふうな、あの、施設ですね、いろいろな変
更については、当然一方的にできるものではありません。これはあの、十分その必要
性があった、そういう問題が提起されてもですね、関係者の中で協議をし、その同意
がなければできないことですから。佐用町としてそれはできないということであれば、
それはできないというふうに言えると思っております。またあの、周辺地域との協定
の中でもですね、そういう問題について、よそのごみが入らないと、これ以上増えな
いというようなことについても、皆さんにそういうことはないということで確約をし
ておりますのでね、一方的にそういうことをするということはできませんし。もし、
皆さんがね、それが適当だと同意をされれば、それはそれでまた変更についての手続
きができると思いますけども、それがない限り、同意がない限りね、できないとい
うふうに思います。

〔大久保君 挙手〕

議長（梶原義正君） はい、あの、大久保君。

51 番（大久保宏務君） はい、議長。ひとつ確認のためにお聞きしときたいんですが、
「当分の間」と確認書の中に、「当分の間」とはいうことで 11 年。これ、私いろいろ
論議を聞いておまして、まあ審議も聞いておりましたんですが、その 11 年になった
根拠というのがどうもまあ、まだしっかりとこないわけで、佐用郡のいわゆる佐用町
の町長として、その辺りについては、本当にこの 11 年でどういう形で、根拠で納得さ
れたのか、ひとつはお聞きしたいと。

それから、もうひとつは、もうひとつについては、その姫路市との関係でバックア
ップ効果が、まあ、バックアップ効果よりそのいわゆる炉を少なく、いや、小さくで
きるというふうなことがあるんですが、逆に私は考えておりますと、姫路市にすべて
を任せてしまうということよりも、私たちの方がひとつの、若干大きい炉でも持って
おれば、そして姫路市がすべて、何かあったときには助かるわけではないわけで、こ
ちらには影響出てくるというふうになるわけで。逆にバックアップ効果っていうこと
をうたわずにも、相互協定なり、そういうものを結ばれておれば、そういう心配はな
いのではないかと。となってくると、姫路市が逆に何かあったときに、私どもが引き受
けるということであれば、この建設負担金、精算時に考慮するというようなことも必
要ではないのではないかないうふうに思うんですが、その点については。

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） この11年間という年数についてですね、どういう基準の下に算定したかという明確なものという点について、私もそれはあの、はっきりと計算上こうなりますというものを明確にすることはできません。まああの、まず、この基になりましたのは、安富町と姫路市がですね、合併協議の中で、合併協定書の中でですね「当分の間この組合の加入を継続する」ということで協定がされているという。その文言が「当分の間」というのが入っているところから端を発しております。じゃあ「当分の間」とはじゃあいくらが、年数が適当なのかということになりまして、私たち組合としてはですね、やっぱり姫路市にきちっとまず当初建設負担をしていただいて、そしてごみの搬入、この実績をきちっと作っていただきたいと。そういうことを申し入れている中でですね、まあ姫路市側から「当分の間」というのは、約、まあ建設期間の負担が当然ありますので、まあ建設期間これ4年間を想定してますけど、実際に4年でできるかどうかは定かでないんですけども、まずその建設期間というのは別個にしてですね、搬入期間でまあ7年ぐらいが適当では、「当分の間」と言えるんじゃないかと。これは当初ですね、先ほど鍋島議員のお話にもさしていただきましたように、姫路市としてはこの施設のまず耐用年数的なものを20年ということ、まあ言うてきておったわけですね。その約3分の1が、まあ通常常識的に「当分の間」と言える間ではないかという話がございました。そういうことで、まあその搬入期間7年というものが、まずやむを得ないじゃないかなという話が全体で確認をされたわけです。そういう中から、まああと20年が実際には私はまあ、その15年というふうにまあ考えてほしいということで、まあそこまで、15年という形に最終的にはなっておりますけども、その搬入期間の7年というのはそのまま、まあこうして確認で認めたという形になっております。

それから、あの、相互協定にすればということなんですけども、まあ、当然まあ若干の余裕があったり、いろんな緊急の場合にはですね、行政間のその協力関係の中で、そういう協定がある中に係わらず、それはあの協力しなきゃいけないという場合は、出てくる場合もあるわけですけども、あの、まず文書的に協定を結ぶには、その組合側にですね、それだけの余裕がありません。組合としては、全くその処理区域、組合の処理区域内のごみの処理する能力しかないわけです。で、姫路市側にはですね、あの、かなりまあ将来のことも見込んで分かりませんが、全体に施設も何箇所か持ってまして、余力、能力というものがあるわけです。そういうことで、姫路市側にはバックアップ側をしていただくとこちらがね。そういう内容にさしていただいております。それに対してその組合の施設をそれに見合うものにしていこうという形でまあ、確認をしたわけでございます。

〔大久保君 挙手〕

議長（梶原義正君） はい、大久保君。

51番（大久保宏務君） まああの、確認の上でこういうその、いわゆる条例の団体の変更とか共同処理については、こういう確認がとれておるわけですから、その点についてはまあ何も言わない、言えないとは思いますが、そのたつの市の場合、じゃあ今度たつの市の場合、今何年間でもう一度やり直すということで、プラズマ方式等を導入の研究をしていた経緯があるんですが、そうなってくると、その時点では、たつの市が先ほどうちの議員、同僚議員から説明しましたとおり、その間中は、今度間は、

こちら側へそのにしはりま環境事務組合へ、そこへ持って来るといふうなことが起きる可能性というのは当然あるわけで、だからその点についてであれば、たつの市辺りの部分についてももう少し明確に話をしていく必要があるんじゃないかなといふうに思うんですが、その点は。

〔町長「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まああの、こういうですね、ごみの処理施設の建設につきましては、相当時間がかかります。で、ごみをですね、こう毎日排出されるもので、その1箇月も2箇月、例えば放っとくというわけにいきません。まあ、数日であればですね、ストックはできるわけですけども、そういう中で新しい施設をね、更新していくということは、現在の施設を稼働しながら、その間に新しい施設を造り、その間、その休む期間なくですね、新しい施設に移行するというような形でまあ計画はされますので、当然たつの市においてもですね、今後その更新をされるということの中で、これは今回は私は新宮町分を除いた区域内の処理という形で、新しい施設がまた更新をされていくといふうに思っております。で、その処理区域、当然あの、たつの市においてもですね、あの、建設される場合に、単独、市の単独だけの予算でされるわけではございません。これは国の許可をとって、補助金を、まあ負担金ですけどね、今は。交付金というものが、今、制度になっておりますけども、交付金をもらって建設をされるという形になるわけです。その交付金を得るためには、国の認可、当然県を通して国の認可が要るわけです。今現段階においてね、これは県の広域化計画、ごみ処理の区域のこういう計画に基づいて認可がされておりますのでね、たつの市においても当然、今回この組合の中で建設を、新宮町分の区域を計画をされますと、次に計画されるのは新宮町の区域を除いた中での計画しか認められないということになるといふうに思っております。

〔大久保君 挙手〕

〔新田君 挙手〕

議長（梶原義正君） はい。次は、大久保君。こっち先。

51番（大久保宏務君） まああの。

議長（梶原義正君） ああ、大久保君じゃないわ。あの、しもた。

51番（大久保宏務君） ほな、言われたんで。

議長（梶原義正君） どうぞ、どうぞ。

51番（大久保宏務君） あのまあ、そういうことで、あの、まだまだちょっと時間がかかりますので、そのまあ、今回はこれの部分ではなくて、次のときに論議としてまた進めていきたいなというように思います。

〔新田君 挙手〕

議長（梶原義正君） はい、新田君。こっちが先やった。

43 番（新田俊一君） 43 番、新田です。

同僚議員からいろんな質問が出ておりました、多少重複するかとは思いますが、現在、3 市 2 町では進めておるわけなんですけども、いずれはこの確認書を見ますと、1 市 2 町になりそうな気がするわけなんですけど。そうすると、精算時にその建設資金を精算されるにこう返すとか、どのぐらい返されるのか分からないんですけど、そういうある程度の金額がもうつかめておるんかどうか。もしその建設資金を返すのであれば、残りの市町は大変大きなあの、負担を背負うようになるんじゃないかと。そういうところを大変心配しております。

それと、バックアップ効果のところ、大変まあこうきれいなことなんですけども、実際にこのどのぐらいの評価をされておるんかね、バックアップ効果を。それをそのどのように精算にそれを組み入れるんか、そういう図式とか算出方法を考えておられるのかどうか。

それと、同僚議員もおっしゃったんですけども、7 年間こうあそこでこう焼却された。離脱したらもうそれはそれでえんだと。それはちょっと私にもおかしんじゃないかなと。おいしい食べ物いっぱい食べとって、食べて、もうわし先帰るわいうて先帰ったら、後のもんがきちんと掃除せなあかんのかと。そういう気もいたしますんで、やはりこれはあの、責任分担をきっちりしとくべきじゃないかと思うんです。そのことをちょっとあの、お聞かせ願いたいと思います。

〔町長「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵造典章君） まずあの、将来 1 市 2 町になるんじゃないかというお話ですけども、まああの、姫路市については当初からそういう中で、まあ加入期間 7 年後、7 年間というのをね、規定しておりますので、そういう脱退ということになる可能性は高いというふうになると思っております。ただ、まあそれに対してですね、その費用負担、これについては先ほど言いましたバックアップという姫路とのこの協定の中です、当初の建設段階におきまして、その処理規模を約、先ほど言いました、約 10 パーセント、1 割ぐらいの規模を削減すると。それに伴います建設費の削減、そういうものをもってですね、十分に賄え、また組合の各組合構成町の負担も軽減ができるということで考えております。であの、たつのもですね脱退すると、ここにはまあそういうことで加入期間ということになっておりますけども、先ほどお話ししましたように、私はたつの市においても新しい施設のもう建設に向けてですね、もうとりかかっていかなきゃいけない時期に入ってきております、実際ね。そういう中で、今回ここで加入して、にしはりま組合の中でこの新宮町分をですね、建設をされれば、当然その区域は今後除外されて、新しい施設を造られていくという形になっていきますので、たつの市がまず加入、そこから脱退されるかどうかについてはね、これは今の段階において明確になっておりませんが、当然まあこの脱退されるから精算時に考慮する、お金を返還するという、こういうことについても何も決めておりませんし、バツ

クアップ効果もないのに、組合が負担、残されたところが負担が増える形でのことは、協議の中で認めるわけにはいかないという形になります。だから、姫路市とは違うというふうに考えていただきたいと思っております。

それからあの、まあ後のですね、将来何十年後の問題ということについて、たとえば姫路市が脱退した後、その施設を撤去したり、更新するということになりますけども、私はあの、そういう経費負担についてですね、今の段階で明確にするというのは難しいんじゃないかというふうに思います。というのはまあ、当然まああの、こういう建設についても国の交付金等も当然かなりいただいて建設をしていくわけですし、あの、施設をですね、またその壊すというときには、また新たな施設と当然必要になるわけですね。それを、施設を今度また新たに建設ということと同時にやっけていかなきゃいけないわけです。そういうその撤去する費用も含めてですね、やはりこれも国、県からの調整が今の段階ですと、今のようシステムですとやってもらってもらわないとですね、いただかないと、町の単費だけではですね、これは非常に大きな負担になります。そういう中で、県においてもですね、そういう問題も含めて、少なくともできるだけの援助をするということをやっけていただいておりますし、あの、今後もまあ、これは将来ね、県がなくなるのか、市町村のこの枠組がどうなるのか分かりません。しかしまあ、現段階においては、まあ、こういう確認の中でですね、まああの、ある程度明確にできる部分で進めていかざるを得ないと。そういう場合には、特別な事情がある場合には、関係市町でまあ協議をするということですね、これをその段階で協議をさしていただかなければならないなというふうに思っております。

〔廣瀬君「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） えっと、何番だったかいな。廣瀬福市君。

49番（廣瀬福市君） はい。49番、廣瀬。

時間が過ぎておりますので、あの、項目、簡単に、ごく簡単にこう申し上げたいと思いますが、広域行政のそれぞれの議会がありますが、その出席している議員についてはまあ経過が分かるんですけども、それ以外の諸先生方については「どないなっとんや」というようなことはいつも言われて、「広域に出とらんでひとつも分からんじゃないか」と言われるという、そういう懸念がありますので、その点を補うためにも申し上げたいと思いますが、2月の27日に第7回にしま広域事務組合の議会がございました。そのときに、今議員の方々お尋ねになったようなこともやはり重点事項として議論されましたので、その辺もその広域、27日の分についての報告も兼ねて、その番。あの、この確認書の中の脱退されたときに精算するという、精算時にバックアップ効果を考慮云々、または、たつのでは精算時に考慮するという、精算時、その精算する中身は一体何なのかという質問がまず出ました。その確認書の中の精算時の算出の基本になる面を明らかにして欲しいという意見がずいぶん出ましたですが、それに対しては、まあ後ほど言いますが、まあ基本計画がまず出んことには、その規模、金額的な規模は出てきませんので、そういう点も早くしてもらわな困るというようなことです。

2番目には、その規模の確定が言われたんですが、どれぐらいの炉を造るのか。平成14年には132トン。まあそれから考えると、もとへ、132トンの計画でしたんですが、現在言われてるのは、まあ90トン、115トン、そういうような数字が出ておりますが、

そしたらそれはいつ決まるんかというのは次出て来ました。まあ、3月の中旬ごろには規模はできるのではないかと。具体的な基本計画は5月中旬までと。こういうような経過で議論が進められてきましたですが、私はその雰囲気の中から姫路市、たつの市等がまあ脱退しないで加入をするという、そういうことやったんですが、そういう気持ちも考えますと、やはりこれからは、今、大久保議員が言われたように、協議の中で庵途町長も今言われましたですが、あの、耐用年数が20年は姫路いってる。庵途町長さんは15年という、そこら辺の話をこれからお互いに謙虚な気持ちでやってもらうという雰囲気で進めてもらいたいなと。そういうことを申し添えておきます。以上で終わりますが。

〔植戸君 挙手〕

議長（梶原義正君） はい、植戸君。

45番（植戸勝治君） はい。45番、植戸です。

この話題が華々しくこう展開しとんですけども、三日月町全員がね、全議員がほとんどまあ立って意見申し上げるわけですけども、この問題について3つほど町長にお伺いします。

三日月町では、だいたい4年間ほどこの問題に、中身4年間ほど取り組んできとるわけで、上下、あるいは歴史的もいろいろと勉強さしてもろたり、分からんなりにやっておるわけなんです。3つ点。

3点と言いますのは、宍粟市、それから、たつの市、これが離脱をするという旨の議会での何があった。そのことについて、町長は。

〔「姫路市」と呼ぶ者あり〕

45番（植戸勝治君） それがあってから初めて、斉藤知事がどうの、県においてどうの、いろんなその話が出ておると思うんですが、この件について1つと。

それから、もう1つは、2点目は、まあ、今度は三日月町が心配するとか、あるいは不安を抱くというんじゃないしに、今度は佐用町で全員が、全域で不安を抱くとか、あるいは心配するという、この点はどういうふうに佐用町として受け止められるか。

それから、もう1つは、循環型社会という名の下に、私たちの立場から言えば、強行突破に値する仕事だろうというような雰囲気も見受けられるんですが、循環型社会という名の下に周辺整備との確約、協定書もかなり進めておられます。これ、私どもも濃いうちへ入るわけですが、これを協定書に従って、これを着工すると同時に協定書の履行、着手というものも覚悟しておりますと、おられるんかどうか。

この3点についてお伺いしたいと思います。

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵途典章君） えっと、1点目の、これ、「宍粟市」じゃなくて「たつの市」、いや、「姫路市」の離脱ということですね。

45番（植戸勝治君） はい。

町長（庵逄典章君） それを、その、ということがあってから県の方が協定に。

45 番（植戸勝治君） 新聞紙上で宍粟市の離脱も、いや、白谷市長が議会の中で、そういうことを存じ上げたというのも広報もありましたわ。御存じでしょう。

町長（庵逄典章君） はい。

45 番（植戸勝治君） 白谷市長が。新しく市長になっておられる、新しい市長が。その点と、上郡、安富ですね。姫路市もそれに準じて、応じてそういう形になりそうなのということも新聞に出ましたわ。それから、再び、何を変えて今度のような形で進んできた。そういうことについてです。

町長（庵逄典章君） 白谷市長がですね、議会でお話になったのは、あの、安富町、現安富町が合併します姫路市がですね、まあ、脱退をするのではないかというような話の中で、安富町の脱退についてですね、言及されたというふうな新聞報道でしたけども、あの、それは新聞社の方の、新聞記者の方の思い込みというんですか、あの、間違った報道であったということで、後から若干訂正がされたというふうに思っております。その段階で、安富町は脱退をするというようなことは、何も言っておりませんでしたので。で、あの、ただこれ、あの、県の環境局はじめですね、最終的に副知事にもですね、今度立会いにもなってもらって確認をしたということは、これは元々、このごみ処理についているんな、宍粟のごみ処理、以上の千種ですね、ダイオキシン問題からですね、この対策として県としてもごみを広域化して、ごみ処理施設をある程度集約しながらですね、十分と対策を、こういう環境問題、特にダイオキシン問題に対応しなきゃいけないという中で、広域化ということが進められまして、そういう中での枠組で進めてきたわけです。ですから、その枠組が崩れようとしているという中で、当然県においてもですね、その調整、あの話合いにこう指導、話合い等、また指導をいただくということ。これはあの、私の方、私どもからもお願いをして県に入っていたという経過であります。

それから、佐用町として心配と、当然まあ三日月町、旧三日月町もですね、佐用町として 1 町になったわけですから、今後どの地域にあっても、この佐用町の問題として当然取り組んでいかなければならないわけです。まあ、このことは当然のことだと思います。

それからあの、まあ、周辺地域へのいろいろな、あの、対策について、まあこの問題をですね、強行突破をしたというふうに言われますけども、かなりの時間をかけてですね、話合いも持ってきたわけです。で、あの、私たち佐用町内、旧三日月町内の 6 集落についてもですね、何度も集落にお伺いして、そのいろいろな御心配に対しても答弁し、また、協定書においてもですね、皆さんの心配について十分心配に答えられるような内容で協定をさせていただいたと。それで、皆さんの御理解をいただいて、協定が結べたというふうに思っております。また、その、同時にですね、周辺地域へのいろいろな振興対策、これについても各集落ともいろいろ話合いをさせていただいて、その内容についての整理もしてあります。で、この新年度においてもですね、一部そういう問題に着手していくと、課題に、そういう体制で、まあ佐用町としては臨んでまいりたいというふうに思っております。

45 番（植戸勝治君） ほな、もう一度、ちょっと確認します。周辺整備との約束事

は、着手する同時着工で必ず手をかけますからということでしょうか。

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 今言いましたように、もう 18 年度からですね、その一部について調査を初めからしていかなきゃいけないので、あの、着手していくということで進めてまいります。

45 番（植戸勝治君） はい、以上です。

議長（梶原義正君） ほかにありませんか。

ほかにないようですので、これで本案についての一括質疑を終結いたします。

これより本案についての討論に入ります。議案ごとに討論、採決を続けて行いますので、よろしくお願いいたします。

まず、議案第 43 号 兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（梶原義正君） ないようですので、これで本案についての討論を終結いたします。

本案についての採決に入ります。議案第 43 号 兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約についてを原案のとおり可決することに賛成の方、挙手願います。

〔全員 挙手〕

議長（梶原義正君） はい。挙手、全員と認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 44 号についての討論に入ります。議案第 44 号 にしはりま環境事務組合を組織する地方公共団体の変更、共同処理する事務の変更及び規約の一部の変更について討論はありませんか。

〔鍋島君「議長」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、鍋島君。

28 番（鍋島裕文君） 議案第 44 号の反対討論をいたします。

本規約変更の第一の問題は、姫路市加入について副知事はじめ県幹部の立会いの下で調整が行われた確認書の詳細な内容を佐用町議会にすべて明らかにすべきであります。しかし、2 月 17 日時点で「一切詳細は決めてない」という態度をとってきた、当局の態度。時間とともに一定明らかになってきておりますが、たつの市の問題等、不透明な問題は依然として残されていると言わざるを得ません。

第二の問題は、最初から 7 年後に任意自治体の脱退が明白ならば、同自治体を除外して、基本計画を白紙に戻すのが合理的であります。建設当初から脱退自治体分を含

めた大型焼却炉建設は、当然過剰投資となり、ランニングコストも割高になるわけで、このことに道理がないとともに、その分が佐用町負担となって重くのしかかってくることとなります。

第三の問題は、そもそも広域大型炉計画は、100 トン未満の焼却炉には国の補助金が出ないとしていたことにその根拠があったわけであります。今は交付金制度となり、小型炉にも一定条件であれば交付金は支給されます。このように、旧 11 町の根本の根拠が崩れているのに、この枠組に固執するのは問題であります。ごみ処理は処理区域が広くなればなるほど、住民の関心は薄くなり、ごみの減量化は進みにくくなります。広域化ではなく、自分たちのごみは自分たちの地域で処理するという基本に立ち返るべきであることを指摘し、反対討論といたします。

議長（梶原義正君） ほかに討論はありませんか。

〔木村君「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい。6 番、木村君。

6 番（木村慎吾君） はい、木村です。

あの、このごみ問題については、一番初めにテクノで話があったとき、確か、タケダノブユキ先生だったですかね。

〔「反対討論するん」と呼ぶ者あり〕

6 番（木村慎吾君） 反対討論します。

議長（梶原義正君） あの、賛成討論の方、ありませんか。

6 番（木村慎吾君） ほんなら、先やってください。

議長（梶原義正君） ちょっと待ってください。賛成討論の方。

〔岡本君 挙手〕

議長（梶原義正君） はい、岡本君。

11 番（岡本安夫君） はい。11 番、岡本です。賛成討論いたします。

この議案は規約の変更であります。施設を受け入れる佐用町がこういうあれについて反対するわけにはいきません。と申しますのは、これはまあどこかで、だれかが受け入れる必要な施設であります。そういう中において、受け入れる側の佐用町が反対するわけにはいかない議案でありますので、賛成いたします。

議長（梶原義正君） 続いて、反対討論。

〔木村君「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい。

6 番（木村慎吾君） で、あのときも大型炉は確か反対だったです。で、そのあと、私出がけに本を買って、あの先生のを読むと、やはり大型は反対ですね。今、ちょっと僕気になったのは、町長は、「現段階において、現段階において」と何回かおっしゃいましたが、人口がこれだけどんどん減っていったらね、佐用郡は、どういごみの出かたになるか考えてみたたらどうだろうと。そういうことがこの確認書の中には出ていないんです。やはり、こういう大きなもの、長年かかる大きなもの造るんには、そういう見通しがないとね、絶対だめです。後になってしもた。だから、私はこういうことについての責任はだれがとるんですかって言ったんだけど、町長からはそのお答えはなかったです。だから、こういう不確定なものを造るといこと自体が、住民の方に大変迷惑をかけ、命に係わる問題だといこと認識がない限り、私はこれは賛成できません。

〔西岡君「議長」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、西岡君。

31 番（西岡正君） このごみ処理場の問題でありますけれども、このごみ処理場の問題については、以前、今は、いや以前ですね、6 町でやるというような話を取り組んできました。その時点から、それぞれの町の議会です、十分議論をされてきた結果が今日だと私は思っております。町長の方からも報告がありましたけれども、この我々議会の中でも四国の何町でしたが、研修に行かしていただいたときに、その中でも説明は十分あったはずですよ。今日、このごみ処理場を造るまでですよ、十数年かかったと言われております。元々、佐用のごみ処理場についてはですよ、私も記憶にございますが、経済的な変動は別といたしまして、平成 20 年に満杯になるだろう。当初の計画がそうでありました。今、18 年になっておりますが、今の現状は分かりません。しかし、そういう状況の中で、もう既に次の処理場はきちりやらなければならぬといこと、今までやってきたわけでありまして、すぐに出来ませんし、今までそれぞれの議会でも決めてきたことを尊重していくとですよ、当然やっていかなければならぬ事業だと思っておりますので、私はぜひそのような状況は確かに、若干考えるところはありますけれども、引き続きやっていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

〔岡本君「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） 反対、賛成。

〔岡本君「賛成」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、どうぞ。

19 番（岡本義次君） 19 番、岡本です。あの、一般質問でもですよ、私あの、取り上げさせていただいて、今日はなるべく言葉を出さなかったんですけど、やはりですよ、こういう声、私たちが生活していく上において、ごみというのは毎日必ず出る

ものでございまして、今佐用の分はですね、相当まあやっぱりあの経過しておりますんで、当然、今、町長が言われた中ですね、次の新しい分をもう早速すぐには造れないという中でですね、対極的な立場になって、やはり佐用の我々地元の者がですね、反対してどうなるんかということでございます。ですから、やはりですね、そういう幾分、条文的な見直しはあるものと、あるかと思えますけれどもですね、やはり我々全員がですね、賛成してですね、やはりあの、支援していかなくてはならないものだと思っております。以上です。

議長（梶原義正君） これで本案についての討論を終結いたします。

続いて、本案についての採決に入ります。議案第 44 号 にしはりま環境事務組合を組織する地方公共団体の変更、共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてを原案のとおり可決することに賛成の方、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（梶原義正君） はい。挙手、多数と認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 6 . 議案第 45 号 工事請負契約の変更について

議長（梶原義正君） 続いて、日程第 6 に入ります。

議案第 45 号 工事請負契約の変更について、地方道路整備臨時交付金事業、町道原円光寺線平谷橋橋梁整備工事を議題といたします。提案に対する当局の説明を求めます。

〔町長「はい、議長」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） 町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは提案いただきました議案第 45 号 工事請負契約の変更につきまして、提案の御説明を申し上げます。

本議案は旧上月町議会第 296 回定例議会議案第 67 号において議決をいただきました、地方道路整備臨時交付金事業、町道原円光寺線平谷橋橋梁整備工事の請負契約金額の変更でございます。契約額 7,297 万 5,000 円を 267 万 7,500 円減額して、変更後の契約金額を 7,029 万 7,500 円とするものでございます。変更理由の主なものは、新設で予定をしておりました河川流末工を現況既設管を利用したこと、また、警察協議等により、交通誘導員数減員による計上数量の減、あるいは、仮設用の土砂の利用見直し等による諸数量の変動等々により減額変更するものでございます。以上の主な理由により、佐用町条例第 47 号の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

御承認を賜りますようお願いを申し上げ、提案の説明とさせていただきます。

議長（梶原義正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。本案につきまして

も本日即決といたします。

これより本案についての質疑に入りますが、あの、お願いをしておきますが、質疑につきましては、もうあの、簡単明瞭にひとつお願いしたいと思います。簡潔によくまとめてお願いしたいと思います。それでは、質疑のある方、発言願います。

〔岡本君「はい」と呼ぶ〕

19 番（岡本義次君） はい。19 番、岡本です。

これ、当初計画した時点では、あの、分からなくて、まあ、工事を始めていった段階でそういうふうないろいろな、今、町長おっしゃったような工法的なですね、軽減措置が分かってきたということでの変更なんですね。

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） はい。まああの、私もあの、十分な詳細は分かりませんが、担当者から聞いておりますと、当然まあ、あの、当初計画の中では、まああの、そういう流末工等のね、ものも新設しなきゃいけないだろうという計画をされてたようですけども、現場協議の結果、あの、それが削減できたということですので。まああの、現場協議で、できるだけまあ、そういう無駄なものを省くという中で協議が整ったということですので、御承知いただきたいと思います。

議長（梶原義正君） ほかにありませんか。

〔鍋島君「議長」と呼ぶ〕

28 番（鍋島裕文君） はい。えっと、この 7,000 万円の契約変更についてであります。確認したいのはこれの工期と現在の進捗率、工期厳守、この契約変更で、工期厳守については守れるのかどうか。その点を確認いたします。

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 担当課長に答弁をさせます。

建設課長（野村正明君） 本工程につきましては、平成 17 年 9 月 12 日からこの 3 月 24 日まででございます、予定どおり完了する予定でございます。

〔岡本君 挙手〕

議長（梶原義正君） はい、あの、岡本君。11 番の岡本君。

11 番（岡本安夫君） 岡本です。あの、直接あれじゃないんですけどね、あの、契約の目的というところで、地方道路整備臨時交付金事業ってちょっと聞き慣れない名前があるんで、この財源についての説明ちょっとお願いします。

議長（梶原義正君） はい、課長。

建設課長（野村正明君） はい。国の行革関連でですね、本来補助事業でやる部分をですね、名称を変えまして、こういった交付金事業でやっております。それである、国の方から各都道府県に割当等がございまして、ヒアリング等でこれについては旧上月町でございますけれども、この事業は該当するということで事業採択をいただいております。交付金率いんですか、いわゆる補助です。55パーセントでございます。なお、この本事業につきましては、御案内のとおり平成16年度の災害とですね、合併施工してございますので、その点についてもお含みをいただきたいと思います。以上でございます。

議長（梶原義正君） ほかにありませんか。
ほかにないようですので、これで本案についての質疑を終結いたします。
これより本案についての討論に入ります。討論の発言ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（梶原義正君） ないようですので、これで討論を終結いたします。
これより本案についての採決に入ります。議案第45号 工事請負契約の変更についてを原案のとおり可決することに賛成の方、挙手願います。

〔全員 挙手〕

議長（梶原義正君） はい。挙手、全員と認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第46号 工事請負契約の変更について

議長（梶原義正君） 続いて、日程第7に入ります。
議案第46号 工事請負契約の変更について、浸水対策公共下水道事業、佐用雨水ポンプ場建設工事を議題といたします。提案に対する当局の説明を求めます。

〔町長「はい、議長」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） 町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） ただいま上程をいただきました議案第46号について御説明申し上げます。本議案は旧佐用町の351回臨時議会で議決をいただきました、浸水対策公共下水道事業、佐用雨水ポンプ場建設工事の工事請負契約について議決済みの金額を262万8,150円増額して、8,242万8,150円に変更したいので、議会の議決を求めるものでございます。契約変更の主な内容は、河川管理者協議による張ブロック等の追加と、警察協議による工事中の危険防止のための復興版の追加による工事費の追加による工事契約額の変更でございます。詳細は議案内容を御覧いただきたいと思います。存じ

ます。

御承認いただきますようお願いを申し上げ、提案説明といたします。

議長（梶原義正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。本案につきましても本日即決といたします。

これより本案についての質疑に入ります。質疑のある方、発言願います。
ないようですから、これで質疑を終結いたします。

〔「議案内容のどこにあるん」と呼ぶ者あり〕

町長（庵逄典章君） すいません。今、提案説明の中で「議案内容」と言いましたけども、議案だけで、今の金額だけでございました。ちょっと説明書に不備がございまして申し訳ございません。何か質問あればここで答えさせていただきます。

議長（梶原義正君） これでは本案についての質疑を終結いたします。
これより本案についての討論に入ります。討論の発言ありませんか。
ないようですので、これで本案についての討論を終結いたします。
これより本案についての採決に入ります。議案第 46 号 工事請負契約の変更についてを原案のとおり可決することに賛成の方、挙手願います。

〔全員 挙手〕

議長（梶原義正君） はい。挙手、全員と認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 8 . 議案第 47 号 工事請負契約の変更について

議長（梶原義正君） 続いて、日程第 8 に入ります。
議案第 47 号 工事請負契約の変更について、簡易水道浄水設備改良事業・浄水設備改良工事を議題といたします。提案に対する当局の説明を求めます。町長。

〔町長「はい、議長」と呼ぶ〕

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただいま上程をいただきました議案第 47 号 工事請負契約の変更について提案理由の御説明を申し上げます。

本案件の旧三日月町簡易水道浄水設備改良事業・浄水設備改良工事については、旧三日月町議会第 305 回臨時議会において、消費税込みの契約金額 5 億 1,450 万円で議決。旧三日月町議会第 315 回定例議会において 889 万 5,600 円の増額変更を行い、変更後の契約金額 5 億 2,339 万 5,600 円で議決され、工事請負契約を締結いたしております。本事業は平成 16 年度、17 年度の 2 箇年事業として施工し、このたび新設工事の完了を迎え、事業費の精査の結果、76 万 2,300 円の工事費の増額変更が生じたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規程によ

り、議会の議決を求めるものでございます。なお、変更内容につきましては、配水地等の舗装工事の増額でございます。

御承認を賜りますようお願いを申し上げ、提案説明とさせていただきます。

議長（梶原義正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。本案につきましても本日即決といたします。

これより本案についての質疑に入ります。質疑ありませんか。

ないようですので、これで本案についての質疑を終結いたします。

これより本案についての討論に入ります。討論ありませんか。

ないようですので、これで本案についての討論を終結いたします。

これより本案についての採決に入ります。議案第 47 号 工事請負契約の変更についてを原案のとおり可決することに賛成の方、挙手願います。

〔全員 挙手〕

議長（梶原義正君） はい。挙手、全員と認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 9 . 議案第 47 号 工事請負契約の変更について

議長（梶原義正君） 続いて、日程第 9 に入ります。

議案第 48 号 工事請負契約の変更について、水道未普及地域解消事業・奥海簡易水道新設工事を議題といたします。議案に対する当局の説明を求めます。町長。

〔町長「はい、議長」と呼ぶ〕

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） ただいま上程をいただきました議案第 48 号 工事請負契約の変更について提案理由の御説明を申し上げます。

本案件の水道事業未普及地域解消事業・奥海簡易水道新設工事につきましては、旧佐用町議会第 351 回臨時議会において、消費税込みの契約金額 4 億 2,525 万円で議決され、工事請負契約を締結いたしております。本事業は平成 16 年度、17 年度の 2 箇年事業として施工し、このたび新設工事の完了を迎え、事業費の精査の結果、2,557 万 8,000 円を増額変更しようとするものであり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得また処分に関する条例の規程により、議会の議決を求めるものでございます。なお、増額変更の内容につきましては、減圧槽施設の造成工事の増額及び配水管、敷設工事等の増額でございます。

御承認を賜りますようお願いを申し上げ、提案説明といたします。以上でございます。

議長（梶原義正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。本案につきましても本日即決といたします。

これより本案についての質疑に入ります。質疑の方ありますか。

〔木村君「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい。6番、木村慎吾君。

6番（木村慎吾君） はい。6番、木村です。あの、これの水源地はどの辺ですか。

〔町長「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 奥海滝谷のダムがありますけれども、奥に。そのダムの下で
ございます。

〔井上君「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、井上君。

8番（井上洋文君） これはあの、前にもあの質問しましたけれど、あの、桑村集
落はこれどのようになってるわけですか。

〔町長「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 桑村集落地区につきましては、別途簡易水道を建設をいたし
ます。これにつきましては、地元も協議をし、今年度。ちょっと待ってください。あ
の、繰越をいたしまして18年度で施工をいたします。

〔井上君 挙手〕

議長（梶原義正君） はい。

8番（井上洋文君） そしたらあの、この工事費には入ってないということですね。
別途ですね。

町長（庵逄典章君） はい。この工事費には入っておりません。

〔井上君「はい。了解」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） ほかにありませんか。

ほかにないようですから、本案についての質疑を終結いたします。

これより本案についての討論に入ります。討論の発言ありませんか。

ないようですので、これで本案についての討論を終結いたします。

これより本案についての採決に入ります。議案第48号 工事請負契約の変更につい

てを原案のとおり可決することに賛成の方、挙手願います。

〔全員 挙手〕

議長（梶原義正君） はい。挙手、全員と認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 10 . 議案第 49 号 農業共済事業事務費の賦課総額及び賦課単価の決定について

議長（梶原義正君） 続いて、日程第 10 に入ります。
議案第 49 号 農業共済事業事務費の賦課総額及び賦課単価の決定についてを議題といたします。提案に対する当局の説明を求めます。町長。

〔町長「はい、議長」と呼ぶ〕

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） ただいま上程をいただきました議案第 49 号 農業共済事業事務費の賦課総額及び賦課単価の決定について提案理由の説明を申し上げます。
賦課総額につきましては 309 万 478 円、賦課単価につきましては全年度と同様で、水稲共済割は 1,000 分の 27、麦共済割、家畜共済割及び畑作物共済割につきましては、いずれも 1,000 分の 5、園芸施設共済割は 1,000 分の 2 といたしております。佐用町農業共済条例第 5 条第 2 項の規程により、議会の議決を求めるものでございます。
御承認を賜りますようお願いを申し上げ、提案の説明といたします。

議長（梶原義正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。本案も本日即決といたします。
これより本案についての質疑に入ります。質疑のある方。
質疑がないようですから、これで質疑を終結いたします。
これより本案についての討論に入ります。討論の発言ありますか。
ないようですので、これで本案についての討論を終結いたします。
これより本案についての採決に入ります。議案第 49 号 農業共済事業事務費の賦課総額及び賦課単価の決定についてを原案のとおり可決することに賛成の方、挙手願います。

〔全員 挙手〕

議長（梶原義正君） はい。挙手、全員と認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 11 . 議案第 50 号 農作物共済の危険段階基準共済掛金率の改定について

議長（梶原義正君） 続いて、日程第 11 に入ります。

議案第 50 号 農作物共済の危険段階基準共済掛金率の改定についてを議題といたします。提案に対する当局の説明を求めます。町長。

〔町長「はい、議長」と呼ぶ〕

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただいま上程をいただきました議案第 50 号 農作物共済の危険段階基準共済掛金率の改定について、提案理由の御説明を申し上げます。

農作物共済の掛金率は、農業災害補償法の規定により 3 年ごとに改定することになっており、今回の改定につきましては、水稻は平成 18 年度産から平成 20 年度産まで、麦は平成 19 年度産から平成 21 年度産まで適応するものでございます。掛金率につきましては、県から指示された率に基づき、これを水稻は 6 段階に区分し、麦は 1 段階とし、過去の被害率の高い地域は掛金率が高くなる制度となっており、今回別表のように改定するものでございます。改定案については、去る 2 月 20 日開催の、佐用町損害評価会において御審議をいただき、適正であるとの答申をいただいております。

御承認をいただきますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

議長（梶原義正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。本案も本日即決といたします。

これより本案についての質疑に入ります。質疑のある方ありますか。

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより本案についての討論に入ります。討論の発言ありますか。

ないようですので、これで本案についての討論を終結いたします。

これより本案についての採決に入ります。議案第 50 号 農作物共済の危険段階基準共済掛金率の改定についてを原案のとおり可決することに賛成の方、挙手願います。

〔全員 挙手〕

議長（梶原義正君） はい。挙手、全員と認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで休憩に入ります。再開は午後 1 時にしますので、ちょっと食堂へ行かれる方、時間が忙しいかも知れませんが、お願いします。

午前 11 時 57 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

議長（梶原義正君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第 12 . 議案第 51 号 佐用町課設置条例の一部を改正する条例について

議長（梶原義正君） 続いて、日程第 12 に入ります。

議案第 51 号 佐用町課設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたしま

す。提案に対する当局の説明を求めます。

〔町長「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、町長。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただいま上程をいただきました議案第 51 号 佐用町課設置条例の一部を改正する条例につきまして御説明を申し上げます。

今回の改正は、これまでは兵庫県西はりま天文台公園を佐用町が兵庫県から管理委託を受けておりましたが、地方自治法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、兵庫県においてもこれまでの管理委託制度から新たに創設された指定管理者制度が導入され、兵庫県西はりま天文台公園も平成 18 年 4 月から佐用町が指定管理を受け、管理運營業務を行うこととなりました。これに合わせて西はりま天文台公園も施設特性に配慮し、必要な資格または十分な能力を有する職員を適切に配置して、業務を遂行するために西はりま天文台公園における指揮命令系統を一本化し、天文台公園課を廃止し、新たに西はりま天文台公園を 1 課として位置づけるため、条例の一部を改正する必要が生じたものでございます。また、課設置条例の改正に伴い、行政組織規則の一部を改正する必要が生じたため、合わせて改正しております。改正内容は参考資料のとおりで、公園内部の組織として天文台業務課を設け、それぞれ各課に係を 3 係配置して、管理運營業務に当たります。

御承認を賜りますようお願いを申し上げ、説明といたします。

議長（梶原義正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。本案も本日即決といたします。

これより本案についての質疑に入ります。質疑のある方。

〔金谷君「議長」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、金谷君。

46 番（金谷英志君） 先ほど町長の質問にあったように、変わったのは今まで町が委託契約しとったわけですが、今度指定管理者制度になりまして、それで、今まで協定していた委託契約の内容と指定管理者になった場合、これから協定されるわけですが、その内容の違いはどんなものでしょうか。

議長（梶原義正君） はい。町長、答弁。

町長（庵逄典章君） はい。基本的には変わりはありません。

〔金谷君「議長」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、金谷君。

46 番（金谷英志君） まあ、変わらないことですがけれども、本来県が直接管理するのを今度また佐用町が委託管理、その指定管理者になるわけですがけれども、その場合、佐用町にとってね、県の方は委託されるわけですからある程度経費の削減ということもあるんでしょうけれども、佐用町として指定管理者を受けるメリット、あるいはデメリットは何でしょうか。

〔町長「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） あの、これまでもですね、あの、佐用町と旧上月町が組合を設立して、県から委託を受けて、この施設を管理運営してまいりました。この施設につきましては、旧上月・佐用町がですね、やはり地域、佐用町のこの活性化のために、県にも要望さしていただいて、いろいろこの施設の建設を協力して行ってきたわけです。ですから、当然あの、今後もですね、あの、この指定管理者制度の中で従来と同じようにですね、あの、この佐用町が指定管理者にさせていただいて、これを両町、新佐用町として、この佐用町の発展のために活用していくと、運営をしていくという立場には従来から引き継いだものであり、変わりはありません。

〔金谷君「議長、もう1点」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、金谷君。

46 番（金谷英志君） その場合、指定管理者になった場合ですね、あの、ある程度町の権限が、その利用料を決めるとかいうのがあるんですけれども、その場合に町の負担は変わりはないんでしょうか。

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まあ、今後の運営の中でですね、必要であれば町の負担というものもまた変わる部分も出てくるかも知れませんが、まああの、当然、そういう県との委託契約の内容につきましては、これまで一応かなり長年の間委託を受けて実績をもってやっておりますからね、あの、今回指定管理者制度になったからといって、すぐにその負担内容が変わるものではございません。

議長（梶原義正君） ほかにありませんか。

〔木村君「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい。6 番、木村君。

6 番（木村慎吾君） はい。あの、質問というよりもちょっとこれ意見じみたことになるんですが、あの、実はこの一般質問出してからちょっと上へ上がって見たら、ちょうど神戸の方から若い子が上がって来とりました。それで、僕の顔見て、「あ、どっかで見たことある顔やな」言うんで、「いや、自然学校の人や」「あ、それで思い出

しました」言うて、それでいろいろ話したんですが、「ここの公園はすっかり変わってしまいましたね」って言ったんです。「変わりましたね」って言ったら分かるんですが、「変わってしまいましたね」って言ったから、「どういうふうに」言うたら、「私らあ、ワァーっとう森みたいになってるんが楽しくって来たんだけども、これじゃあ来る必要ないわ」いうて。もうあんまりきれいに整備されすぎてね。あれが出来た当所に内海コウイチ先生にお願いして、植物分布図を作り、そして冊子にしてね、だれもが持って行けるようにしたんです。ところがもうそれが役に立たない状態なんです。なぜかって言うと、何かマムシが出るとか何とか言うて、こうザーっと刈ってしまったんです。で、その人に「どんなことが楽しかった」って言うと、「野草を使って遊んだ」例えば、ススキ鉄砲した。それから、松の葉で弓矢を作ったとかね。それから、黒モチの木で歯を磨いたとか。そういうふうなことが楽しかった。それがもう出来ないんです。だから、これね、公園整備っていうのは、あの、ここに出ていないんですが、そういう野外活動であれば、そういう整備もきちっと良く計画的に考えて残すべきじゃないかと思うんですが、どうでしょう。

〔町長「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まああの建設されてからもう 15 年ぐらい経過しておりますけども、あの、当初からあの植栽等については、枯れたものは補充しながらですね、大きく変わっておりません。木がまあ全体として大きくなったという形です。であの、芝生のところは芝生として、まああの、そういう雑草が生えないように管理をしておりますし、まああの、全体として公園ですから、あの、雑草のようなところを草を刈るところは刈ってですね、しております、今、木村議員が言われるように、その大きくその森があったのがなくなってしまったというような状況は、全くそういうございませんから。あの、そんなにそのあの公園の全体として、環境として私は変わっているとは思っておりません。

〔木村君「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、木村君。

6 番（木村慎吾君） あの、大人の見ると子どもの見ると違うと思います。それから、あそこへ上がって来るのは、まず第 1 番に子ども、自然学校なんかで上がって来る。それが段々来なくなった。その理由は、神戸の方の先生に聞くと、「どうもおもしろくない」って言うんです。「あの当時は随分おもしろそうやったけど、おもしろくない。だからもう行かない」ってということ言われた先生がありました。そういうことでね、もう少し元の自然の自然を返してもらいたい。だから、公園整備の方大変だけれど、そういうこと考えてもらう必要があるんじゃないか。例えば、白樺の木が植わってる。あれ植えるときもちょうどあのころに時々上がったんですが、植栽に来とる方が、「この辺で白樺なんか生えないよ。これ何でこんなもん植えるんやろ」ということを言われました。まあ、それはそれとして、「こんな木もあるんだよ」と子どもには指導したんですけれど、あの、本当にこう自然的なものが、自然に生えるものが段々消えていってるっていう感じがするんです。で、あの、横の方に、家族塔の横の方に、

広い場所があって、そこも楽しい子どもの遊び場だったんだけど、今行ってみるとあんまり楽しそうにはありません。反対側には滑り台だとかブランコができてるけど、自然の中に滑り台、ブランコなんてほんとはないんです。まあ楽しみに置いてあるんだろうと思うんですけど、そういう意味で僕はあの、非常にこう大事な教育施設が段々何か壊れていく感じがするんです。そういう点で、もう一度考え直してもらいたいと思います。

〔町長「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） あの、当初から自然学校等につきましてもですね、学校の子どもの人数が減ってる関係で、あの、その人数は当然まあ減っておりますけども、あの、使っておられる学校の数というものはそんなに変わっておりません。で、あの、確かに、まあその、西はりま天文台公園だけでね、1週間、あの、5日間ですね、あ、6日間ですか、あの、自然学校を行うに当たってはですね、施設もそんなに大きいものでもありませんし、まああの、天文台、大きな望遠鏡があったとしても、まあ雨の日もよくあるわけで、まあそういうその天気の関係でなかなかまあ十分にいろんなカリキュラムが、あの、子どもたちが行うことが出来ない点があったりという、そういうことは当然言われますけども。あの、自然が当初から変わってるから、それが自然学校が少なくなってるというような、そういうことはこれまでも一度も聞いたことございませんし、あの、まあ、現在も自然学校といたしましては、その期間の間についてはそれぞれ申込みいただいて、自然学校の運営に行っておりますので、御理解いただきますように。

〔木村君「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） えっとあの、この問題はまた一般質問のときをお願いいたします。

〔木村君「一般質問、たった30分でしょ」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） ええ。しかしねえ、これ今ちょっとあの、本題からだいぶ外れてますので、議事の進行上。

6番（木村慎吾君） そうですか。どうもねえ、議会の「議」の字がゴンベンじゃなしに、ニンベンになりよりますよ。

議長（梶原義正君） いや、そんなことはないですよ。
はい、ほかに。

〔大下君 挙手〕

議長（梶原義正君） はい、大下君。

30 番（大下東一君） 1 課になるということで、今までのまああの、天文台と公園と分かれたのがひとつになります。そして、カノープスの件ですが、カノープスが入っているところは天文台の施設と思いますが、その店内につきましては個人がいかように使ってもいいというような契約になってるのか。また、どこまでその県からの委託状況の中で、どのように使われてもその規約が、あの、求められないのか。それに違反しないのかという点をちょっとお聞きいたしたいと思います。

〔町長「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） あの、あの食堂施設をですね、一応そういう業者の方に貸付ける部分につきましては、中の厨房施設部分のみであります。で、その中の機器等も含めてですね、対応しているという形です。あとの食堂なり喫茶部分は、これはあの、県の施設であって、そこをですね、その入られた業者の方が自由に、あの、変更するということは、それは出来ません。はい。ただまあ、今後ですね、あそこの運営についてまあ相当もう経過年数経って、1 回の改装もしてないわけですね。そういう中でですね、まあ県にもですね、やはり内装等についてのこの改装工事を要望はしていておりますけども、まああの、それだけ十分に予算も付いてないという状況でございます。

議長（梶原義正君） ほかにありませんか。

〔岡本君 挙手〕

議長（梶原義正君） はい、どうぞ。

19 番（岡本義次君） 19 番、岡本です。

えっと、この委託受けましてですね、あの、「なゆた」をこないだうちまあ新聞見たり、まあテレビなんかでですね、何億光年か何ほかの星見つけたとかいうて、まあそういう PR、あの、いいことだと思います。その中でね、私もっと「なゆた」をうまいこと使ってですね、あの、いわゆるこの天文台公園の整備ということについて、あの、西はりまの中瀬憲一局長もですね、「県民緑税うまいこと使ってでも、モデルコースとしてうまいことこのやつやってくれ」というような言い方もされとるし、ここのあの町会議員の方があの、町長も含めてあの井戸県知事とのテクノでの懇談会ありまして、その中でも県知事がね、あの、「やっていただいたら県が全面的に応援する」という言い方をされておりますんでですね、やはりあの、立派な課長が今言っておりますんで、その課長を含めてですね、あの、こういうあと専門家も入れてですね、やはりこういういい世界一の施設を持っておりますんで、それらをやっぱり村おこしのひとつにね、あの、使えていくようなことでみんなが知恵や汗を出してですね、勉強していく必要があると思いますが、町長、そこら辺どんなもんでしょうか。

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まあ、今回提案をさしていただいております課設置条例もで

すね、この天文台と公園課というものをひとつにして、西はりま天文台公園というです
すね、その天文台と公園が一体となった施設として今後運営管理していった発展をさ
せていこうということでございます。そういう意味でもですね、この課について一体
化をしていくという提案をさせていただいておりますので、御理解いただきますよう
に。

議長（梶原義正君） ほかにありませんか。
ないようですので、これで質疑を終結いたします。
これより本案についての討論に入ります。討論の発言ありませんか。

〔木君「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） 反対討論からね。はい。6番、木村君。

6番（木村慎吾君） あの、僕はこれほんとにここに書いてあるようにね、大きな
教育施設だと思うんですが、教育というのは大学出た子を教育するのではない、小学
校以前の子から教育するわけです。難しいもん持って来てね、やったってだめですよ。
だからさっき言ったように、自然いうたらクローバーの蔓をこう編んで三つ組みにす
る、そういうふうな単純なところから次々と科学が発達していくはずなんです。だか
ら今の町長の答弁、非常に不満を感じます。反対します。

議長（梶原義正君） ほかに討論の方ありませんか。
ないようですので、討論を終結いたします。
これより本案についての採決に入ります。議案第51号 佐用町課設置条例の一部を
改正する条例についてを原案のとおり可決することに賛成の方、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（梶原義正君） はい。挙手、多数と認めます。よって、本案は原案のとおり
可決されました。

日程第13．議案第52号 佐用町行財政改革推進委員会設置条例の制定について

議長（梶原義正君） 続いて、日程第13に入ります。
議案第52号 佐用町行財政改革推進委員会設置条例の制定についてを議題といた
します。提案に対する当局の説明を求めます。

〔町長「はい、議長」と呼ぶ〕

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただいま上程をいただきました議案第52号 佐用町行財政
改革推進委員会設置条例の制定につきまして、提案の御説明を申し上げます。
行財政改革は、町民のために行うものであり、納税者から付託された税金を大事に、

どのように活用するかが最も公平でかつ効果的かという基本的考えの下、住民参加により行政と住民が同一の情報を共有する同一の基盤の上に立って社会情勢の変化に対応した簡素にして効率的な町政の実現を目指して、行財政改革をより具体性のある行動計画等を策定するため、佐用町行財政改革推進委員会を設置いたしたいと考えております。

御承認賜りますようお願いを申し上げます。提案の説明といたします。

議長（梶原義正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。本案も本日即決といたします。

これより本案についての質疑に入ります。質疑のある方。

〔鍋島君 挙手〕

議長（梶原義正君） はい、鍋島君。

28番（鍋島裕文君） はい。まああの、条例制定ということで、規則、要綱等は出されていないので、ちょっとお伺いします。この行財政推進委員会の委員の定数は10人以内ということになってますけども、4月1日から施行ということで、この10人の構成はどういうあの構成を考えておられるのか。それまずお伺いします。

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） はい。まだ具体的な人選までは行っておりません。まああの、幅広い皆さん方に、町民の皆さん方にですね、御意見を聞かせていただき、また町民の皆さんにやはり行政のこの内容をですね、中身をやはり透明性をもってよく分かっていただく、そういうような委員会を作っていくかなきゃいけないというふうに思っておりますので、まあそういう観点に立ったこれから人選をさしていただいて、お願いをしていきたいというふうに思っております。

〔鍋島君「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、鍋島君。

28番（鍋島裕文君） まあ幅広く聞くということで、あの公募の関係ですね、その辺りはどのように考えておられるのか。

議長（梶原義正君） はい、町長。はい、どうぞ。

町長（庵逄典章君） これからあの、要綱を作っていくんですけども、当然あの今の時代です。あの、公募も含めて考えていきたいといふふうに考えております。

議長（梶原義正君） ほかにありませんか。

ほかにないようですから、これで質疑を終結いたします。

これより本案についての討論に入ります。討論の発言ありませんか。

ないようですので、本案についての討論を終結いたします。

これより本案についての採決に入ります。議案第 52 号 佐用町行財政改革推進委員会設置条例の制定についてを原案のとおり可決することに賛成の方、挙手願います。

〔全員 挙手〕

議長（梶原義正君） はい。挙手、全員と認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 14 . 議案第 53 号 佐用町長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の制定について

議長（梶原義正君） 続いて、日程第 14 に入ります。

議案第 53 号 佐用町長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の制定についてを議題といたします。提案に対する当局の説明を求めます。町長。

〔町長「はい」と呼ぶ〕

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただいま上程をいただきました議案第 53 号 佐用町長期契約をすることができる契約に関する条例の制定につきまして提案の御説明を申し上げます。

地方自治法第 234 条の 3、長期継続契約でございますが、地方自治法第 214 条、債務負担行為の規定に係わらず、物品を借り入れ、または役務の提供を受ける契約、不動産を借りる契約、その他政令で定める契約などにつきましては、翌年度以降にわたり契約を締結することが一般的であるものにつきましては、条例で定めることができますこととなっております。今回、佐用町長期契約をすることができる契約に関する条例第 2 条の条文規定を定めまして、今後必要な場合にはそのような契約締結をいたしたいと考えております。

御承認をいただきますようお願いを申し上げます。説明といたします。

議長（梶原義正君） 提案に対する説明は終わりました。

日程第 15 . 議案第 54 号 佐用町合併振興基金条例の制定について

議長（梶原義正君） 続いて、日程第 15 に入ります。

議案第 54 号 佐用町合併振興基金条例の制定についてを議題といたします。提案に対する当局の説明を求めます。

〔町長「はい、議長」と呼ぶ〕

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） 　　ただいま上程をいただきました議案第 54 号 佐用町合併振興基金条例の制定につきまして、提案の御説明を申し上げます。

合併振興基金は、新町の一体感の情勢や旧市町村単位の地域の振興などのために、合併市町村が行う事業、合併市町村が自ら実施、住民団体等への助成等など、主としてソフト事業に関して基金を積立て、その運用による果実をもって地域住民の一体感の情勢、地域の振興などの事業に対する財源の基金でございます。

御承認いただきますようお願いを申し上げまして、提案の理由の説明といたします。

議長（梶原義正君） 　　提案に対する当局の説明は終わりました。

日程第 16 . 議案第 55 号 佐用町庁舎建設基金条例を廃止する条例について

議長（梶原義正君） 　　続いて、日程第 16 に入ります。

議案第 55 号 佐用町庁舎建設基金条例を廃止する条例についてを議題といたします。提案に対する当局の説明を求めます。町長。

〔町長「はい、議長」と呼ぶ〕

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） 　　ただいま上程をいただきました議案第 55 号 佐用町庁舎建設基金条例を廃止する条例につきまして提案の御説明を申し上げます。

旧南光町の庁舎建設基金として積み立てておりました基金 2 億 2,950 万円を財政調整基金に繰替運用され、平成 17 年度から平成 21 年度までの 5 箇年、5 年償還となっておりますが、平成 18 年度新年度予算におきまして、南光支所改築計画に向けた取組みをいたします関係経費を計上いたしておりまして、今後早期実施に向け、協議しながら進めてまいりたいと考えておりますので、今回この基金条例を廃止いたしたく、提案をいたすものでございます。

御承認賜りますようお願いを申し上げまして、提案の説明といたします。

議長（梶原義正君） 　　提案に対する当局の説明は終わりました。本案は本日即決といたします。

これより本案についての質疑に入ります。質疑のある方。

〔西岡君 挙手〕

議長（梶原義正君） 　　はい、西岡議員。

31 番（西尾正君） 　　55 号の南光町庁舎建設基金の件でお尋ねするわけですが、まず、南光町の状況の中で、そのまま残ってきたというのはいろんな事情があるわけですが、繰替運用をしておりまして、実質的にはゼロということも良く分かっております。そんな状況の中で、平成 16 年度の予算であったと思うんですが、審議のときにこの庁舎改築基金を取り崩さないと言えないというような問題もあ

りまして、議会としては繰替運用をしてきたわけでありまして。その繰替運用については過日の議会もですね、度々審議をした結果、まあ繰替運用にしたら認めてきた。まあそういう状況でございますけれども、なぜ、お金がひとつもないのに基金を残してきたかということでもありますけれども。あの、兵庫県の中で南光町、旧南光町でありますけれども、庁舎についてはもう県下でも1、2を、下から1、2を言われるほど古い庁舎でございます、合併当時の木造の庁舎でございます。よく皆さんご存じだと思っておりますが、この庁舎改築基金については多くの先輩議員の提案によりまして、少しずつ10年余りかけて積み立ててきたものでございます。そういう状況の中で、この条例を廃止をするといった状況の中で、議会でも審議がなされたわけでもありますけれども、やはりここで先輩の努力をして積み立てていただいたものを庁舎という形の中で実らない状況の中で、これを廃止することは先輩に対して申し訳ない、出来ないということが残してきたわけでもありますし、庁舎については以前から耐震調査もするべきだ。ご存じのように山崎断層がございます。そういう状況の中で、阪神淡路大震災以降ですね、そういう震災の中で、まず南光町の庁舎は地震が来れば、もうすぐ崩れてしまうだろうと。そういう状況の中から、職員も出来るだけ早い建設をとということで要望されてきたような状況でございます。まあ、この前の合併協議会の中において、合併特例債の中で庁舎を建設しようという話もいただいたわけですが、その中での内容につきましては100平米ほどの庁舎であったというような状況から議会の中で審議してきたわけですが、やはりその山崎断層のいわゆる走ってるという状況があったり、一昨年台風21、23の状況の中を見ましてもですね、ただ事務をとるだけの庁舎ではだめだと。やはり将来に向かって、旧南光町の中で、まあ震災等の状況で、できれば対策本部を置けるような、そういった庁舎をしてもらえないかという意見があったわけでございます。

そこで町長にお伺いしますが、南光町の現在の支所でありますけれども、これの将来的な考え方をどうされているのか。若干予算にもあがっておりますけど、お聞かせを願いたいと思います。

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） はい。えっと以前にもそういう話をさしていただいたことがあると思っておりますけども。あの、やはりこういう広くなりました町内の中ですね、それぞれの地域の拠点となる施設はですね、これは整備していかなくちゃいけないということの中ですね、現在の南光支所につきましては、あの、建物の状況を見て、当然改築をしなくちゃいけないということでございます。その後どういうふうなものにしていくか。これは建物だけではなくてですね、今、支所があります土地全体としてもいろいろと色々な建物が建ってですね、非常に使いづらい形態になっております。まああの地域をですね、その南光町地区の今後、そういう一体的なまああの整備をすることによって拠点にしていこうという、そういうことも含めてね、建物だけではなくてですね、土地のもう少し駐車場を含め、またあの、町民の皆さんが使いやすい施設にしていく、そういう計画を18年度に皆さんの意見を聞きながら考えていこうということでの、今回18年度予算を、あの、置いておりますのでね。まああの、今私がここでね、どの規模でどういうふうにするということをする必要はない、言えませんし、当然これから一緒に考え正していただくということで御理解いただきたいというふうに思います。

〔西岡君「はい、議長」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、西岡君。

31 番（西岡正君） 合併協の方からの特例債でまあ庁舎をという中では、町長もその内容を見ていただいたと思うんですね。この内容ではだめだという形の中で、この基金の廃止は、残してるという状況ですんで、具体的にですね、まあこれを今廃止してしまった中で、次ほんならどうしてくれるんだという話は非常にしにくうございますんで、やはりもう少し、何年度にこれぐらいの形の中で、これぐらいの規模でやりたいっていうことが出していただけた方がありがたいんですが。

〔町長「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） あの、その点もうひとつちょっと一緒にね、あの議員されてしまっているんですけども、この基金と今後その施設、その南光町支所をですね、整備をしていくという点、この点については、あの、私はあの、実際基金の実態が既にもうその繰替運用と言いながらですね、もう食われてしまってなくなってしまってる実体があるわけですね。ですから、その点はやっぱり当然その実態に合ったですね、整備をしていく必要があるというふうに思います。そして、その庁舎なり現在のその支所の整備ということについての必要と、この点については十分にその認識した上で、今回に既に当初予算においてですね、計上させていただいておりますので。まあ、今御指摘のように、そのやはり今後南光地区のいろんな災害等も含めた事態の中で、そこがやはり拠点として、になる施設になりますからね。それに必要な施設はどういう規模で、どういう内容にしていくか。これは今後一緒に考えていって、その適当なものにしていくということだと思います。ですから、無駄なものを造る必要もありませんし、必要なものはまた造らなければならないということでございます。

〔西岡君「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、西岡議員。

31 番（西岡正君） まああの、先ほど町長はその内容を、基金の内容はまあ自主的に私も申し上げましたけども、ないということの言われましたけども。あくまでも、どういう状況であれ、新町に移行するということの約束でございますんで、それは庁舎の状況の中で方向を定めていただかないかんいうですね、この条例の廃止ってというのは、なかなか難しんではないかなと思います。平成 18 年度の新年度予算におきましては、本来であれば 5 千数百万の予算をあげていただいて、利子を払うという約束の中での合併協の中での話がありますんで、それは当然だと思うんですが。それを考えましたときにね、確かに今言われますようにですね、むだなものを建てる必要はないと思ってます。けれども、やはり下徳久っていうあの近辺は、非常にまあ、庁舎の位置を変えられるっていう考え方もされましたけども、まあわれわれは出来れば、この地元のいろんな状況からするとまあ、変えるっていうことは非常に問題がある。そうすると同じところでないとだめなんじゃないかという気はするわけですけども。そう

いう状況の中で、大きなものという考え方はございませんけれども、今も町長の考え方の中ではですね、まあ災害時も含めた中での検討をしたいということ、ここでね、信じさせていただいて、したいなど。出来るだけ早い段階でね、ひとつお願いしたい。私は震災っていうのは阪神淡路大震災が起きてから10年余りになるわけですが、やはり段々、段々、そういう日が経つことによって、やっぱりその考え方は薄れてくる。けれども、震災っていうのはどこで、いつ、いかなるときに起こるか分かりませんし、そんな状況の中で、今の南光町の支所ですね、職員が働いておるわけでありまして、あの支所については私も町長に耐震調査をという話をしたことあるんですけど、耐震調査をすると当然、可という、良いという答えは出ないだろうと。そうするとやり変えなければならぬので、耐震調査はしないということだったと思います。第2庁舎については、ああいう状況の中で、耐震調査した結果、それはだめだということでプレハブの庁舎を借りている。やったというのが現状でございますので、まあいずれにしてもですね、そういう危険なところで職員が働いているんだということも頭に入れたいと思います。よろしくお願いをしたいと思うんですが、はい。

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） あの、私はこれまでもお話をさせていただいたときに、そういうことを十分認識した上でですね、お話をさせていただいております。また、あの場所をですね、変えたいという思い、私はこれは言った覚えはございません。そういうことが昔ね、話として聞いたことがありますので、皆さんの、地域の皆さん方の御意見はどうでしょうかということではお話をさせていただいております。ただ、皆さんがあの場所の改築、あの場所が必要だということであれば、あの場所で整備をしていくということでございます。今の提案説明に起きましてもですね、早期の実施に向けて今後協議をしてまいりますということを明確に、今提案説明をさせていただいておりますので、御理解いただきたいと思います。

〔西岡君「はい、分かりました」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） ほかにありませんか。

〔山本君 挙手〕

議長（梶原義正君） 山本君。

21番（山本幹雄君） すいません。えっと、これ庁舎の基金廃止について、第1回目の臨時議会のときに、南光町の森崎議員が「これ廃止したら借金がないなってんじゃないですか」という質問されたと思うんです。森崎議員されましたね。そのとき、町長は「されません」と答えてます。それが今回なぜこういう形になったのか、その心の変化をちょっと伺いたいと思います。

首かしげてもろたら困る。町長はそう言うたんや。森崎議員も今「した」という言うとうから。うなずいとんやから。

〔「山口さんが言うたんや」と呼ぶ者あり〕

21 番（山本幹雄君） え。山口さんが言うたん。まあ、それにしても、どっちにしても明らかに質問はされとうわけだから。それに対してそう答えとんやから、それに対してここが変わってきた理由というのはね。それ、首かしげられたら困るんです。

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） いやいや、あの、その山口前職務執行者がね、どのように答弁されたか私は知りませんので、今そういうふうに言われても、あの、よろしいか。

〔山本君「いや、よろしいか言われても困るんですけど」と呼ぶ〕

町長（庵逄典章君） いやいや、私も。だから。

〔山本君「まあ、そうやな。ただ」と呼ぶ〕

町長（庵逄典章君） ただね。

議長（梶原義正君） えっと、ほかに。

〔岡本君 挙手〕

議長（梶原義正君） はい、岡本君。

〔山本君「いや、結局それに。まあ、いいわ」と呼ぶ〕

19 番（岡本義次君） 19 番、岡本です。えっと、53 号のね、あの、いわゆる長期契約に関することでございますけれど。

議長（梶原義正君） それは済んだぞ。もう終わった。

19 番（岡本義次君） いや、まだらくんでしょ。53 とか 54 も。済んでもたんか。ほな、ええわ。

〔山本君「もう一遍その、さっきの続き」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、山本君。

21 番（山本幹雄君） さっきの続きですけども、その前は山口職務代理者だったんですけども、その点に引継ぎとかとか、そういう形で話のあれはなかったわけですか。

町長（庵逄典章君） なかなかね、そこまでのどういう言われて答弁したかということまでね、話は出来ておりません。当然、なかなかそういうことまで出来ないのが実情です。ただ、たぶん山口執行者の方でね、条例を廃止しません。それはまあ、今、西岡議員がお話になりました旧南光町においてもですね、やはり基金としての負債の

実態はもう金額的にはないわけですが、基金条例という形で庁舎の建設が必要だという点においてのですね、条例の廃止などについてはね、まだこれは建設なり今後どうするかということが決まっていな段階でね、これは廃止することが出来ないというふうに私は答弁されたんだろうというふうに推測するわけですが、

今回、基金条例の廃止を提案させていただきますのは、もうこの新年度、当初予算においてですね、改築に向けてですね、もう取組むということが、もうスタートさせていただきまますので、実態のないお金については、それは基金条例は廃止させていただくということで提案させていただいておりますので、そういうことで御理解いただきます。

議長（梶原義正君） はい。ほかにありませんか。

〔塩崎君 挙手〕

議長（梶原義正君） はい、塩崎君。

39 番（塩崎幸夫君） 39 番の塩崎ですが、この基金の条例につきましては、西岡議員が言ったとおりだと。この旧町の間ですね、この建替えについて山田町長と色々な論議を交わしておったことも事実です。そうした中、一昨年、21 号、23 号の台風がやってきました。そして、4 町がですね壊滅状態になるほどのものが、台風が来たわけですが、そういった中、この佐用町に合併して、佐用町がですね、対策本部とあったことがあってもですね、そういったことになると思うんですが、けれども、各その支所の整備をしなかったらですね、あらゆる南光地区の本部は南光支所ということになるかと思うんですが、そうした中、非常にあの状態ではですね、対策本部として町民の皆さん方の身体、生命、財産を守ることがですね、非常に難しいということでもあります。また、そこで指揮をとっておるものですね、生命すら危ぶまれているというようなことで、早く山田町長にも建替えをという話をしたんですが、そうした中、県民局でいろいろな指示を受けてしたことも事実です。しかし、合併までによく踏み切らなかったといったことも事実ですが、今、最前、西岡議員へのその答弁の中で、そういったこと、あらゆること今後、今から検討してするということなんですが、それをまともに受けてよるしいですね。と言いますのが、裏の文化センターがあるんですが、文化センターはあくまでも文化センターとしての機能しか持ち合わせておりません。ここもあらゆる避難所としてですね、避難もさしております。中安小学校から避難さしておるんですが、あくまでも文化センターは文化センターの機能と。そうした中、あらゆるそういった防災センター的なものを兼ねたものを建築をといったようなことを強く要望したところでありますが、まあ今、西岡議員の答弁をお聞きしておるんですが、もう少しちょっと立ち入った答弁をお願いしたいと、こういうふうに思うんですが。よろしくお願ひします。

〔町長「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 今後ですね、想定しうるあらゆるいろんな災害等の対応を考えてもですね、やはり全体的な幅広い広域的な災害もありますけども、どうしてもこ

れだけ広い町域の中ですね、その災害に対して対策をしていくには、現在の旧町単位の消防団等を含めた活動というのがね、一番基本になってくるということで、このたびの消防団の再編におきましても、各旧町の消防団を師団としてですね、ある程度独立性を持って、その地域でそういう防災活動に災害救助に当たっていきこうという考え方であります。そのためにはですね、そういう地域の拠点になる施設が当然そこに必要だということになるわけです。合併以前に協議の中でですね、合併の推進債を活用して、必要であれば早期に造りましょうという話の中で、まああれではまだそういう拠点になってないからというお話もあって、それが延期になったということがあるわけですね。ということは、そういう災害時等を考えた支所にしていきこうと、いかなければならないという中で延期になったということなんですから。それを踏まえた上で今回ですね、調査予算を置いて、その過去の経緯も踏まえてこれから協議をしていくということで、そういう内容も十分に含まれていると、今後の協議の中にね。当然含んで協議をしていかなければならないという認識を持っておりますので、それは御理解いただきますように。

〔塩崎君「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、塩崎君。

39 番（塩崎幸夫君） そういった答弁をお聞きしてありがたいんですが、これにおきましても、また都道府県でも、この市町村におきましてもですね、町民の身体、生命、財産を守ることが自治の根幹であります。そういったところからひとつよろしくお願ひしたいと、こういうふうに思ってます。

議長（梶原義正君） ほかにありませんか。

ほかにないようですので、これで本案についての質疑を終結いたします。

これより本案についての討論に入ります。討論の発言ありませんか。

ないようですので、これで本案についての討論を終結いたします。

これより本案についての採決に入ります。議案第 55 号 佐用町庁舎建設基金条例を廃止する条例についてを原案のとおり可決することに賛成の方、挙手願います。

〔全員 挙手〕

議長（梶原義正君） はい。挙手、全員と認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 17 . 議案第 56 号 佐用町まちづくり協議会条例の制定について

議長（梶原義正君） 続いて、日程第 17 に入ります。

議案第 56 号 佐用町まちづくり協議会条例の制定についてを議題といたします。提案に対する当局の説明を求めます。町長。

〔町長「はい、議長」と呼ぶ〕

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） ただいま上程をいただきました議案第 56 号 佐用町まちづくり協議会条例について、提案の御説明を申し上げます。

このまちづくり協議会条例につきましては旧 4 町の合併協議会において、合併後のまちづくりの基本計画となる新町まちづくり計画が策定され、住民と行政との協働による自立したまちづくりを、佐用町の基本姿勢として位置づけ、新たな町づくりを進めていくことが定められております。これに基づき、町民のまちづくりへの主体的な参画と、協働のまちづくりを積極的に推進するため、旧町単位に住民代表からなるまちづくり協議会を設置し、これに必要な役割や組織体制について定めるものでございます。

御承認を賜りますようによろしくお願いを申し上げ、提案の説明といたします。

議長（梶原義正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。

日程第 18 . 議案第 57 号 佐用町まちづくり推進会議条例の制定について

議長（梶原義正君） 続いて、日程第 18 に入ります。

議案第 57 号 佐用町まちづくり推進会議条例の制定についてを議題といたします。提案に対する当局の説明を求めます。町長。

〔町長「はい、議長」と呼ぶ〕

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） ただいま上程をいただきました議案第 57 号 佐用町まちづくり推進会議条例の制定について、提案の御説明を申し上げます。

この条例は佐用町の生涯学習を振興し、住民と行政との協働によるまちづくりを積極的に推進していくため、佐用町全体の組織として、それぞれの地域、自治組織や各種団体の代表からなるまちづくり推進会議を設置し、これに必要な役割や組織体制について定めるものでございます。

御承認を賜りますようによろしくお願いを申し上げ、提案の説明といたします。

議長（梶原義正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。

日程第 19 . 議案第 58 号 佐用町防災行政無線局の設置及び運営に関する条例の制定について

議長（梶原義正君） 続いて、日程第 19 に入ります。

議案第 58 号 佐用町防災行政無線局の設置及び運営に関する条例の制定についてを議題といたします。提案に対する当局の説明を求めます。町長。

町長（庵途典章君） ただいま上程をいただきました議案第 58 号 佐用町防災行

政無線局の設置及び運営に関する条例の制定について、提案の御説明を申し上げます。

この条例は防災体制の確立のため、災害時における情報通信の確保、災害情報の伝達等を円滑にするとともに、住民の生活の充実を図るため、佐用町防災行政無線放送施設の設置及び運営について必要な事項を定めるものでございます。

御承認を賜りますようによろしくお願いを申し上げ、提案の説明といたします。

議長（梶原義正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。

日程第 20 . 議案第 59 号 佐用町印鑑条例の一部を改正する条例について

議長（梶原義正君） 続いて、日程第 20 に入ります。

議案第 59 号 佐用町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。提案に対する当局の説明を求めます。

〔町長「はい」と呼ぶ〕

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） ただいま上程をいただきました議案第 59 号 佐用町印鑑条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、印鑑登録証明書の発行について公用申請に係るものの取扱いについて調整を行い、統一した取扱いをするものでございます。現在の条例では、公用、これは無料になりますが、公用申請は登録証の提示がなければ申請書を受理出来ない内容となっておりますが、住民の方の便宜を図るとともに、業務の円滑な遂行を図る観点から、公用の場合に限り、登録証の提示を省略し、登録者の委任を証する書面を確認して、印鑑登録証明書を発行出来るよう、条例で定めようとするものでございます。なお、印鑑条例については各自治体に委ねられており、今回の改正については法的には問題はございません。

御承認を賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

議長（梶原義正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。本案は本日即決といたします。

これより本案についての質疑に入ります。質疑のある方。

ないようですので、本案についての質疑を終結いたします。

これより本案についての討論に入ります。討論の発言ありませんか。

ないようですので、これで本案についての討論を終結いたします。

これより本案についての採決に入ります。議案第 59 号 佐用町印鑑条例の一部を改正する条例についてを原案のとおり可決することに賛成の方、挙手願います。

〔全員 挙手〕

議長（梶原義正君） 挙手、全員と認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 21 . 議案第 60 号 佐用町消防事務手数料条例の一部を改正する条例について

議長（梶原義正君） 続いて、日程第 21 に入ります。

議案第 60 号 佐用町消防事務手数料条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案に対する当局の説明を求めます。町長。

町長「はい、議長」と呼ぶ]

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただいま上程をいただきました議案第 60 号 佐用町消防事務手数料条例の一部を改正する条例につきまして、提案の御説明を申し上げます。

この度の改正は危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令の公布に伴い、国が示す地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正され、これに準じて佐用町消防事務手数料条例の一部の改正を行うものであります。今回の改正内容といたしましては、船舶の燃料タンクに直接給油するための給油設備を備えた移動タンク貯蔵所の設置許可に係る審査手数料が追加して定められるものでございます。

御承認を賜りますようお願いを申し上げて、提案の説明といたします。

議長（梶原義正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。本案も本日即決といたします。

これより本案についての質疑に入ります。質疑のある方。

〔吉井君 挙手〕

議長（梶原義正君） はい。5 番、吉井君。

5 番（吉井秀美君） 5 番、吉井です。

60 号は規制緩和によるもので、従来、船舶の給油は陸上に設置された給油所で行われていたということ聞いておりますけども、今度こういった改正によりまして、タンクローリーから直接接岸した船舶に給油が出来るということで、私としましてはですね、危険マークを付けた車が往来する数が増えるということで問題があるかなと思うんですけども、これはそのタンクローリーを持てる、常設出来る事業所であれば、どこでも申請さえすれば、営業が出来るということになるんでしょうか。

議長（梶原義正君） 町長、答弁を求めます。

町長（庵逄典章君） 消防長に答弁をさせます。

議長（梶原義正君） はい、消防長。

消防長（加藤隆久君） はい。タンクローリーがどこでも持てるんかという御質問かと思っておりますけども、一応規定等はございまして、だれでも持てるというものではございません。

〔吉井君 挙手〕

議長（梶原義正君） はい、吉井君。

5番（吉井秀美君） そういう質問ではないんですけれども。そういう燃料を業務としてしている会社ですね、その、例えば、本社がどこにあらうと、海に面した地域に申請さえすれば、どこへでも、どこでも営業出来るように、そういった規制緩和なんでしょうか。

〔消防長「はい、はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、消防長。

消防長（加藤隆久君） あの、タンクローリーの常駐場所というのは届出ございまして、その常駐場所の消防本部に届けるということでございます。

〔吉井君「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、吉井君。

5番（吉井秀美君） だから、本社が東京にあったとしても、タンクローリーの常駐場所というのが、出張所を姫路に作ればですね、姫路の海のところで仕事出来るということになるということなんですか。申請すれば。

議長（梶原義正君） はい、消防長。

消防長（加藤隆久君） 常駐場所が姫路であれば、姫路で出来るということでございます。

5番（吉井秀美君） だからもう、営業のエリアというのは関係なくなるということですね。常駐場所というのが子会社作るでしょ、出張所というのを。例えば、本多石油が赤穂の海に作るとすれば、そこで営業が出来るというような形になりますねということです。

議長（梶原義正君） はい、消防長。

消防長（加藤隆久君） 営業はどこでも出来ますよ。

5番（吉井秀美君） 分かりました。そういう規制緩和ということですね。

〔消防長 挙手〕

議長（梶原義正君） はい、消防長。

消防長（加藤隆久君） この規制緩和はですね、今までは航空機しか出来なかったものが、船舶にも出来るということで、その船舶にも出来るという点を追加したという条例改正でございます。

〔吉井君「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、吉井君。

5 番（吉井秀美君） そういうことなんですけれども、船舶が給油する場合にですね、今までは陸地にある設置された給油所まで行って、そこで給油しなければならないということだったのが、今度はそんなに設置場所まで行かなくてもタンクローリー車から直接給油が出来るという形になるというふうに聞いたんです。ですから、接岸出来る場所であれば、どこでも、船が接岸出来る場所であれば、そこまでタンクローリーが行って給油が出来る。そういうことですよ。今までだったら固定された給油。

議長（梶原義正君） ちょっと、2人で勝手にやり取りされたら困ります。きっちり節度を守ってやってください。はい、どうぞ。

5 番（吉井秀美君） というふうに規制されていたのが、そういう形になったというふうに。ですから、今までタンクローリーから直接給油出来ていたものは、飛行機であったものが、船舶にもタンクローリーから出来るということになったというふうに聞いたんですけれども、それでしたら、例えば、所轄の消防署に届けさえすればね、この手数料払って届けさえすれば、どこに営業所があろうと、そこにタンクローリーを常設する支所なり何なり作ればね、営業出来るということですよ。

議長（梶原義正君） はい、消防長。

消防長（加藤隆久君） 支所は別に関係なくですね、関係なく、タンクローリーから船舶に給油が出来る。その手数料を追加してるということでございます。

議長（梶原義正君） これあの、ちょっとすいません。吉井議員ね、それでも格式ばったその型にはめたあれではちょっと、どっちもがこう受け答えしよんのを噛み合わんように思うさかいに、今度これ終わってから、二人でゆっくり話ししてくれてですか。その方が納得しやすいような気がする。

ほかにありませんか。

はい。ほかにないようですから、本案についての質疑を終結いたします。

これより本案についての討論に入ります。討論の発言ありませんか。

ないようですので、本案についての討論を終結いたします。

これより本案についての採決に入ります。議案第 60 号 佐用町消防事務手数料条例の一部を改正する条例についてを原案のとおり可決することに賛成の方、挙手願います。

〔全員 挙手〕

議長（梶原義正君） 挙手、全員と認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 22 . 議案第 61 号 佐用町防災会議条例の一部を改正する条例について

議長（梶原義正君） 続いて、日程第 22 に入ります。

議案第 61 号 佐用町防災会議条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案に対する当局の説明を求めます。町長。

〔町長「はい、議長」と呼ぶ〕

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただいま上程をされました議案第 61 号 佐用町防災会議条例の一部を改正する条例について提案理由の御説明を申し上げます。

防災会議条例第 3 条第 5 項第 7 号で定める委員のうち、指定公共機関または指定地方公共機関からの委員については、議案第 62 条で提案する国民保護協議会の委員と同一になることが多いため、委員の区分として人数について整合性を持たせるために改正するものでございます。改正の内容は一部文言の修正と第 8 号に「知識又は経験を有する者のうちから町長が任命する者」を加え、第 6 項では委員の定数を変更するものでございます。

御承認を賜りますようお願いを申し上げ、提案の説明といたします。

議長（梶原義正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。本案も本日即決といたします。

これより本案についての質疑に入ります。質疑のある方。

〔吉井君 挙手〕

議長（梶原義正君） はい。5 番、吉井議員。

5 番（吉井秀美君） はい。5 番、吉井です。

第 3 条の 5 の(1)ですけれども、現行が「兵庫県の知事の部内の職員」、これはあの、現行では 1 人。それが、改正案では「知事部局の職員」となっておりまして、4 名。この「部内」と「部局」の違いをお尋ねしたいのと、それから、改正案の第 3 条 5 の(8)ですけれども、「知識又は経験を有する者のうちから町長が任命する者」というのが改正案にありますけれども、これはどういった方を考えられていますか。

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） はい。担当課、住民課長に答弁させます。

議長（梶原義正君） 住民課長。

住民課長（山口良一君） お答えします。先ほどの「知事の部内」ですね、が「部局」になっているということなんですけども、文言的にもこれちょっと原稿ないんで分かりにくい。対照表見てもらったらですね、「の」が次々と続いているということもありますし、それから、今の表現としては「知事の部局」というような表現になっておりますので、文言の訂正をしております。

それから、（８）ですけれども、「経験を有する者」ですけれども、この条例によりますと専門委員というような捉え方されると思うんですけれども、専門委員はまた別に書いてありまして、その専門委員というのはひとつの調査事項が終了すれば解任されるということになっておりますので、それ以外にですね、専門的な知識を有するからということで、具体的にはちょっとまだこれから検討をしていきたいというふうに思っております。

議長（梶原義正君） よろしいか。

〔吉井君「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、吉井君。

５番（吉井秀美君） じゃあ、（８）についてはまだ未定ということなんですか。

議長（梶原義正君） はい、住民課長。

住民課長（山口良一君） これから検討していきます。

議長（梶原義正君） はい。ほかにありませんか。

〔木村君 挙手〕

議長（梶原義正君） はい。６番、木村慎吾君。

６番（木村慎吾君） ６番、木村です。これのね、町条例見てもちょっと心配なのは、これだけ山崎断層や何や言うてうるさいのに、地震関係のことほとんど出てませんね。ここにはもちろん出てないです。しかし、元の大きい方の条例集見てもね、地震関係が全然出てないで防災っていうの、むしろ地震の場合は防ぐこと出来ませんから、対災になると思うんですけども、対策に。これ、町長が否定されましたけども、例えば、奥海の山の上からドウドウ水が滝のように落ちた、去年の９月の洪水のときにね。僕はどうも不思議やし、町長は否定されるしするんで、同志社大学の山崎断層について教えて下さった教授に聞いてみましたら、「ありうることだ」と。「一遍行ってみたい」と言われたんですが、あんな雪の状態でだめだし、夏はあそこまむしが随分たくさんおるそうですね。で、ちょっと上がるん無理やということだったんです。それから、これは議会では言わなかったんですが、末包の２号ダムの横っちょにね、鳥取地震のすぐ後で、かなり水が噴き出したんです。岡山大学の和田ミツオ先生にこうを見せながらお話したら、「ありうることだ」と。「ここに断層っていうのは入ってないけども、入ってるよ」と。事実、末包の北側の山と南側の山を見たらね、地層のずれ分かるんです、はっきりね。そういうふうに私たちの身の回りにそういうふうな災害の起きる

ものがありますので、何かもう少しそういう面をね、ここへ考えれないだろうか。この防災だったら、火事がいったら、大水が出ただけしか考えれないんですね。そういう面が今後、本当に考えていかなきゃいかんのかなと思うんですけども、課長さん、どう思われますか。

議長（梶原義正君） はい。

住民課長（山口良一君） 防災ということですから、当然そういった地震についてもですね、含まれているというふうに理解しておりますけども。

〔木村君「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、木村君。

6番（木村慎吾君） これはその条例の中にはね、地震というようなもんがひとつも出てないんです。防災関係のずーっと調べてみたらね。だから、はっきりした、こんだけひどいとこだから、はっきりした方がいいんじゃないかなと思うんです。

議長（梶原義正君） はい、課長。

住民課長（山口良一君） 当然、その条例でなしに、前から言っておりますように、防災計画にはですね、18年度で計画しておりますけれども、当然そういったものも入ってきますし、条例の中でもですね、災害の弔慰金規程でしたか、そういう地震というもんも当然含まれております。

〔町長「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵途典章君） あの、今回制定を既にしておりますですね、佐用町防災会議条例、これはあらゆる災害を想定した中で、こういう防災についてですね、当該災害に対する情報収集をすとかですね、ということで、火事とかまた水害とか、そういうことをも逆に指定はしておりません。当然、そういう水害の場合もありますし、火災の場合もあるでしょうし、台風の風害の場合もあるでしょうし、地震の場合もあると思います。そういうことで、この条文を読んでもらえば、すべてそれは災害が包括されたものの中での防災会議であるというふうに読んでいただければと思いますけども。

議長（梶原義正君） よろしいか。ほかにありませんか。

ほかにないようですので、質疑を終結いたします。

これより本案についての討論に入ります。討論の発言ありませんか。

ないようですので、本案についての討論を終結いたします。

これより本案についての採決に入ります。議案第61号 佐用町防災会議条例の一部を改正する条例についてを原案のとおり可決することに賛成の方、挙手願います。

〔全員 挙手〕

議長（梶原義正君） はい。挙手、全員と認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 23 . 議案第 62 号 佐用町国民保護協議会条例の制定について

議長（梶原義正君） 続いて、日程第 23 に入ります。

議案第 62 号 佐用町国民保護協議会条例の制定についてを議題としたします。提案に対する当局の説明を求めます。

〔町長「はい、議長」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただいま上程をされました議案第 62 号 佐用町国民保護協議会条例の制定について提案理由の御説明をいたします。平成 16 年に武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律が施行されたことに伴い、本町においても条例の制定が必要となったため、提案するものでございます。国民の保護のための措置に関する重要事項を審議するための諮問機関である国民保護協議会に関して、その組織及び運営等に必要な事項を定めるもので、具体的には 18 年度で計画をしています国民保護計画の審議等が協議会の主な業務となります。

第 1 条では目的、第 2 条では委員会の定数及び専門委員について、第 3 条では会長の職務代理について、第 4 条では会議の招集及び議決等、第 5 条は幹事について、第 6 条は協議会の部会について、第 7 条は雑則を定めるものでございます。施行日は平成 18 年 4 月 1 日からといたしております。

御承認賜りますようお願いを申し上げ、提案の説明といたします。

議長（梶原義正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。

日程第 24 . 議案第 63 号 佐用町国民保護対策本部及び佐用町緊急対処事態対策本部条例の制定について

議長（梶原義正君） 続いて、日程第 24 に入ります。

議案第 63 号 佐用町国民保護対策本部及び佐用町緊急対処事態対策本部条例の制定についてを議題といたします。提案に対する当局の説明を求めます。

〔町長「はい、議長」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） 町長。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただいま上程をされました議案第 63 号 佐用町国民保護対策本部及び佐用町緊急対処事態対策本部条例の制定について提案理由の説明をいたします。

この条例につきましては、先ほど提案をさせていただきました佐用町国民保護協議会条例と同様、武力攻撃事態等における、国民の保護のための措置に関する法律に基づくもので、有事の際又は有事が予想される場合等に対策本部を設置し、通信の確保、情報の収集、関係機関との連携、住民の避難の指示、誘導等を行うために必要な事項を定めることを目的とするものであります。

第 2 条から第 6 条までは、国民保護対策本部関係で、第 2 条では組織について、本部長、副本部長、本部員、職員について定めております。第 3 条では会議について、第 4 条では対策本部の部制について、第 5 条では現地対策本部についてそれぞれ定めております。第 7 条は準規程で、第 2 条から 6 条までの規程は緊急対処事態対策本部について準用する旨を定めております。施行日は平成 18 年 4 月 1 日となっております。

御承認を賜りますようお願いを申し上げ、提案の説明といたします。

議長（梶原義正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。

日程第 25 . 議案第 64 号 佐用町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について

議長（梶原義正君） 続いて、日程第 25 に入ります。

議案第 64 号 佐用町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。提案者の説明を求めます。

〔町長「はい、議長」と呼ぶ〕

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただいま上程をいただきました議案第 64 号 佐用町福祉医療費助成条例の一部改正についての提案理由の御説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、本年度の町県民税の申告分より適用される地方税法の改正により、県の福祉医療費助成事業実施要綱が改正されたため、本条例についても改正が必要となったものであります。主な内容は、これまで老人医療対象者は町県民税非課税者が大原則でありましたが、今回の地方税法の改正により、雑所得の計算方法の変更並びに高齢者控除の廃止等により、従来非課税者であった多くの方々が増課となる可能性があるため、その緩和策として、今回新たに課税となる高齢者にとってもこれまでの老人医療の受給者として取り扱うためのものがございます。合わせて、本条例中の母子家庭等医療費受給者及び重度障害者医療費受給者であり、かつ乳幼児医療費も該当する対象者については、従来から乳幼児医療と同じように一部負担をなしとしておりますが、条例上の解釈で不備とされる恐れがあるため、今回正しく整備しようとするものであります。詳細につきましては、別添の新旧対照表を御覧いただきますようお願いをいたします。

御承認賜りますようお願いを申し上げ、提案の説明といたします。

議長（梶原義正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。

日程第 26 . 議案第 65 号 佐用町介護保険条例の一部を改正する条例について

議長（梶原義正君） 続いて、日程第 26 に入ります。

議案第 65 号 佐用町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。提案に対する当局の説明を求めます。町長。

〔町長「はい、議長」と呼ぶ〕

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただいま上程をいただきました議案第 65 号 佐用町介護保険条例の一部を改正する条例につきまして提案の御説明を申し上げます。

今回の改正は介護保険事業が 3 年経過することにより、第 1 号被保険者の平成 18 年度から平成 20 年度までの介護保険料の年額を改正しようとするものでございます。改正しようとする内容は、第 5 条において介護保険法施行令第 38 条第 1 項第 1 号に掲げる者の介護保険料を年額 1 万 8,600 円、第 2 号に掲げる者 1 万 8,600 円、第 3 号に掲げる者 2 万 7,900 円、第 4 号に掲げる者 3 万 7,200 円、第 5 号に掲げる者 4 万 6,500 円、第 6 号に掲げる者 5 万 5,800 円にそれぞれ改正しようとするものでございます。

また、第 7 条、第 15 条関係につきましては、介護保険法の改正に伴う条文改正であります。附則においてこの条例の施行日、経過措置、税制改正に係る保険料の激変緩和措置を定めております。

御承認をいただきますようお願いを申し上げまして、提案の説明といたします。

議長（梶原義正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。

日程第 27 . 議案第 66 号 佐用町地域包括センター条例の制定について

議長（梶原義正君） 続いて、日程第 27 に入ります。

議案第 66 号 佐用町地域包括センター条例の制定についてを議題といたします。提案に対する当局の説明を求めます。町長。

〔町長「はい、議長」と呼ぶ〕

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただいま上程をいただきました議案第 66 号 佐用町地域包括センター条例制定につきまして提案の御説明を申し上げます。

この条例は介護保険法の改正により、平成 18 年度から設置しなければならない地域包括支援センターに必要な事項を制定しようとするものでございます。

第 1 条は地域包括センター設置の趣旨、第 2 条では住民の保険医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援するための設置目的を、第 3 条では名称・位置、第 4 条では地域包括支援センターで行う事業を、第 5 条は事業を適切に行うために必要な職員の配置を、第 6 条は運営協議会について、第 7 条は事業を社会福祉法人等に委託できる規定を、第 8 条では「この条例に定めるもののほか、必要な事項は別に定める」といたしております。また、附則においてはこの条例の施行日を定めております。

御承認をいただきますようお願いを申し上げます。提案の説明といたします。

議長（梶原義正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。

日程第 28 . 議案第 67 号 佐用町在宅介護支援センター条例を廃止する条例について

議長（梶原義正君） 続いて、日程第 28 に入ります。

議案第 67 号 佐用町在宅介護支援センター条例を廃止する条例についてを議題といたします。提案に対する当局の説明を求めます。

〔町長「はい、議長」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） 町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） ただいま上程をいただきました議案第 67 号 佐用町在宅介護支援センター条例を廃止する条例につきまして提案の御説明を申し上げます。

今まで在宅の要介護老人や介護者等に対し、相談やサービス実施期間等々との連絡等を行う在宅介護支援センターの業務を、佐用町社会福祉協議会や介護老人福祉施設に委託して実施してまいりましたが、今回の介護保険法の改正により、住み慣れた地域の中で高齢者や家族の総合的な相談を受けたり、高齢者の状態を把握したり、見守ったり、心身の状態に応じた支援を提供する総合的なサービス拠点としての佐用町地域包括支援センターが平成 18 年度に設置されることにより、在宅介護支援センターを廃止しようとするものでございます。

御承認をいただきますようお願いを申し上げます。提案の説明といたします。

議長（梶原義正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。

日程第 29 . 議案第 68 号 佐用町南光地域福祉センター条例の一部を改正する条例について

議長（梶原義正君） 続いて、日程第 29 に入ります。

議案第 68 号 佐用町南光地域福祉センター条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案に対する当局の説明を求めます。

〔町長「はい、議長」と呼ぶ〕

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） ただいま上程をいただきました議案第 68 号 佐用町南光地域福祉センター条例の一部を改正する条例につきまして提案の御説明を申し上げます。
今回の改正は先ほどの議案第 67 号の提案説明のとおり在宅介護支援センターが廃止されますので、そのことに伴い佐用町南光地域福祉センターの事業から削除しようとするものでございます。
御承認をいただきますようお願いを申し上げます、提案の説明といたします。

議長（梶原義正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。

日程第 30 . 議案第 69 号 佐用町地籍調査推進に関する条例の制定について

議長（梶原義正君） 続いて、日程第 30 に入ります。
議案第 69 号 佐用町地籍調査推進に関する条例の制定についてを議題といたします。提案に対する当局の説明を求めます。町長。

〔町長「はい、議長」と呼ぶ〕

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） ただいま上程をいただきました議案第 69 号 佐用町地籍調査推進に関する条例の制定について提案理由の御説明を申し上げます。
県営地籍調査事業の西播磨西部地区の指定を受け、平成 16 年度から実施しております地籍調査事業につきましては、平成 17 年度から本格的に 4 地区での現地境界確認測量作業を実施しているところであります。旧 4 町においてそれぞれの調査実施地区に地区委員を委嘱して、事業の推進を図ってまいりましたが、全町地籍調査の早期完了の目的を達成するため、委員会を設置し、より一層の地籍調査事業の啓蒙・推進を図り、円滑に遂行するための取り組みが必要でございますので、条例制定を提案するものでございます。
御承認を賜りますようお願いを申し上げ、説明といたします。

議長（梶原義正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。

日程第 31 . 議案第 70 号 佐用町急傾斜地崩壊対策事業負担金徴収条例の制定について

議長（梶原義正君） 続いて、日程第 31 に入ります。
議案第 70 号 佐用町急傾斜地崩壊対策事業負担金徴収条例の制定についてを議題といたします。提案に対する当局の説明を求めます。町長。

〔町長「はい、議長」と呼ぶ〕

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただいま上程をいただきました議案第 70 号 佐用町急傾斜地崩壊対策事業負担金徴収条例制定の件につきまして提案の御説明を申し上げます。

本議案は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の規定に基づき、兵庫県が施行する急傾斜地崩壊対策事業に伴い、受益者の方から総事業費の 1,000 分の 2.5 を乗じて得た額、ただし、1 戸当たり 5 万円を限度として負担金をいただくことが、この度の 4 町合併に当たり協定項目として決定をされましたので、地方自治法第 224 条の規程に基づき、条例制定が必要でありますので、議会の議決を求めるものでございます。

御承認をいただきますようお願いを申し上げ、提案の説明といたします。

議長（梶原義正君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

日程第 32 . 議案第 71 号 佐用町公共下水道条例の一部を改正する条例について

議長（梶原義正君） 続いて、日程第 32 に入ります。

議案第 71 号 佐用町公共下水道条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案に対する当局の説明を求めます。町長。

〔町長「はい、議長」と呼ぶ〕

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただいま上程をいただきました議案第 71 号 佐用町公共下水道条例の一部を改正する条例について提案の説明をいたします。

内容の第 1 は、工場排水が処理場に流れ込む汚水量の 4 分の 1 を占めるなどの大容量の場合において、万一高濃度の悪水が流入いたしますと、処理場で処理出来なくなるため、大容量の工場排出者について、下水道法に定める内容で排出基準を厳しくすること。

第 2 は、月平均 500 立方メートル以上の工場等について汚水量に応じた重量制の料金体制にするための一部改正でございます。現在、事業所等は兵庫県浄化槽人員算定表で下水道料金を原則徴収することといたしておりますが、工場排水は工場の面積、従業員数だけでなく、生産活動であるため、製品を作る量で汚水量が毎月大きく変動するものであり、下水道に流れ込む汚水量を認定しての重量制の料金表を追加しております。なお、該当する旧町においては既に重量制の料金表があり、一般家庭との均衡を取りながらの料金改定にいたしております。なお、対象工場等は月平均 500 立方メートル以上とし、従来の料金表から改正の重量制料金に変更する場合は、汚水量の認定業務調査のため、経過期間を附則に設けまして、十分周知理解を得て実施する予定といたしております。また、申告により 500 立方メートル未満の工場等であっても、水道使用料等を調査し、適当と認められた場合は、重量制料金表に変更出来る内容といたしております。

第 3 は、工場等の水質用量で、加算と減免制度についてであります。工場排水は一

般家庭に比較し、高濃度の汚水を排出されることも多く、先進地の市町を参考にして料金の公平性から、月平均 500 立方メートル以上の工場等について、水質使用料を設けるもので、具体的な加算料金は附則で定めております。一方、工場内に汚水処理をする除外施設を設置し、河川に放流出来る水質近くまで企業努力された場合の汚水については、浄化センターで汚水処理経費が軽減出来る経費分について、下水道料金の減免が出来るよう、条例規則を定めております。

今後、公平適正な料金体制を作るために必要な条例の一部改正でございますので、御承認賜りますようお願いを申し上げます。提案の説明といたします。

議長（梶原義正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。本案は本日即決といたします。

これより本案についての質疑に入ります。質疑のある方。はい、鍋島君。

28 番（鍋島裕文君） はい。13 条、14 条について、今の実態について伺います。第 13 条の第 1 項の関係でありますけども、全町的にはこの特定事業所というのは何社あるのか。それから、第 2 項、4 分の 1 以上の汚水を排出する特定事業所、これは何社あるのか。まず、これをお伺いします。

町長（庵逄典章君） はい、議長。

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 担当課長に答弁させます。

議長（梶原義正君） はい、課長。

下水道課長（寺本康二君） 特定事業所はいずれも 1 社でございます。

議長（梶原義正君） はい。ほかにありませんか。

〔鍋島君「議長、はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） まだあるの。はい、鍋島君。

28 番（鍋島裕文君） 第 1 項も第 2 項も 1 社ずつで、計 2 社というふうに理解してよろしいですね。

議長（梶原義正君） はい、課長。

下水道課長（寺本康二君） 特定事業所というのはまあ、水質汚濁防止法で、いわゆる特定業種及び規模に応じて特定事業所はどんな事業所と決めております。それと、日量 30 トン以上といういずれにも該当するという内容でいきますと 1 社だという形になります。

〔鍋島君 挙手〕

議長（梶原義正君） はい、鍋島君。

28 番（鍋島裕文君） だから、13 条 1 項と 2 項があつてね、2 項はその処理場の 4 分の 1 を越える量を排出してる場合が第 2 項の該当する事業所ということになります。それで、1 項、2 項はそれぞれが 1 社ずつあるのか、つまり、全体でも 1 社しかないのか。そのこと確認しよんですけど。

議長（梶原義正君） はい、課長。

下水道課長（寺本康二君） すいません。私、勘違いしておりました。特定事業所というのは、1 項に係る分については、当然また別の問題でいうことです。2 項に該当する 4 分の 1 以上の、今排水を流している企業としてはいくらですかというたら 1 社です。私はね。

〔鍋島君「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、鍋島君。

28 番（鍋島裕文君） じゃあその 1 項の方は、今この場ではつかめないんですか。何社あるというのは。

議長（梶原義正君） はい、課長。

下水道課長（寺本康二君） 現在、30 トン以上という中で重量制をまだとっておりませんので、概数についてはつかんでおりません。以上です。

議長（梶原義正君） ほかに。

〔鍋島君「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、鍋島君。

28 番（鍋島裕文君） それから、第 14 条の除外施設の関係でありますけども、これはもう法や施行令がなつたと言われたらそれまでなんだけども、14 条の改正の追加として第 1 項第 9 号で「沃素消費量 1 リットルにつき 220 ミリグラム未満」というのが追加されてます。いろいろこの関係の下水道施行令見ても、「沃素消費量」というような表現はなかなか出てこないんでね、これは法や施行令の関係じゃないんじゃないかというふうに思うんですけども、これはどこから出てきた規程なのか。それを聞いておきたいんですけども。

議長（梶原義正君） はい、課長。

下水道課長（寺本康二君） 下水道法の中で「沃素」という施行例の中で出てくるんですけども、排出源の対象としては、繊維業とか印刷業とか写真現像業とか、そういう油

脂加工業、食料品製造業の中で含まれる場合で、排出される場合があるということで、下水道施設を維持管理する上で、一緒対象になっているということでございます。

〔木村君 挙手〕

議長（梶原義正君） はい、木村君。

6番（木村慎吾君） 6番、木村です。

ずっと以前にね、浅田養鶏ってあったんですね。あの、末包の上に。あの下の小中山川で、小魚やカニがたくさん浮いたんです。保健所と警察に調べてもらおうと、上で消毒液を流したらしんですね。どこか流すところがないもんだから。そういう場合、その薬品なんかで流してしまいたいんがあるわけです、中に。それから、あんまりこっちで規制高めると、そっと流すいうんですか。僕は毎日川の向こうを歩いてるんですけど、いっつも同じところから泡だらけの水がどんどん流れてくるんですね。そういうところを調べていただく必要があるんじゃないかないうことを思うんです。

それで、この汚水っていう考え方がね、もうひとつよく分からないんですが、これ一般質問でも出しとんですが、どの程度になるんか。網干の水の検査するところがありますね。そこのんと、大阪の環境監視研究所で調べてもらったとかなり違うんでうすよね。僕は大阪の環境監視研究所の出た資料はみんな産業課の方へお渡ししたりしてきたんですけど、そういう点ね、このまだまだ分からないんがたくさんあるんですね。例えば、クリーニング屋さんからもどんどん汚水が流れ出しますし。そういうのをどの程度、この下水道へ入れていいの。例えば、浅田養鶏のようなのを下水で入れていいのかどうかね。その辺どうお考えなんでしょうか。

議長（梶原義正君） はい、課長。

下水道課長（寺本康二君） 畜産の場合とかそれはまた別の形になると思いますけれども、基本的に下水道が受け入れる水質については、この13条、14条の中で、生命に影響する健康項目と、生活環境に影響するBOD等の基準について、まあ国の基準で定めていると。それで、畜産汚水の場合は、一旦浄化槽とかそういう格好の中で、処理した後下水道へ放流するというのはどうなるかという形になるかだと思いますけれども、基本的には今のところ、畜産についてはそういう形の中で、自工できれいにすると。それはどう考えるかと、ちょっと私の範ちゅう越えている分があると思いますけれども、このぐらいで御勘弁願いたいと思います。

議長（梶原義正君） ほかにありませんか。

ないようですので、これで本案についての質疑を終結いたします。

これより本案についての討論に入ります。討論の発言ありませんか。

ないようですから、本案についての討論を終結いたします。

これより本案についての採決に入ります。議案第71号 佐用町公共下水道条例の一部を改正する条例についてを原案のとおり可決することに賛成の方、挙手願います。

〔全員 挙手〕

議長（梶原義正君） 挙手、全員と認めます。よって、本案は原案のとおり可決さ

れました。

日程第 33 . 議案第 72 号 佐用町西はりま天文台公園施設利用料徴収条例の制定について

議長（梶原義正君） 続いて、日程第 33 に入ります。

議案第 72 号 佐用町西はりま天文台公園施設利用料徴収条例の制定についてを議題といたします。提案に対する当局の説明を求めます。

〔町長「はい、議長」と呼ぶ〕

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただいま上程をいただきました議案第 72 号 佐用町西はりま天文台公園施設利用料徴収条例の制定につきまして御説明を申し上げます。

地方自治法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、兵庫県においてもこれまでの管理委託制度から新たに創設された指定管理者制度として、平成 18 年 4 月から佐用町が兵庫県西はりま天文台公園の指定管理を受けることになり、使用許可を含む施設の管理を行うこととなりました。これに伴い、西はりま天文台公園の県施設の使用料については、これまで徴収委託として徴収し、兵庫県へ納めておりましたが、要料金制度として指定管理者である佐用町にその施設の利用に係る料金を、指定管理者である佐用町の収入として収受することになり、佐用町で西はりま天文台公園の施設料金の徴収条例を制定する必要が生じたものでございます。

御承認をいただきますようお願いを申し上げます。提案の説明といたします。

議長（梶原義正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。本案も本日即決といたします。これより本案についての質疑に入ります。質疑がある方。

〔笹田君 挙手〕

議長（梶原義正君） はい。2 番、笹田君。

2 番（笹田鈴香君） はい。2 番、笹田です。

お尋ねしますが、今、天文台長とそのほか 2 人は大学の方から給料が支払われてると思うんです。ほかの人は今までですと、一部事務組合ですけども、今、町になってますが、この形態はそのままですか。変わりますか。

〔町長「利用料金の徴収条例ですよ」と呼ぶ〕

2 番（笹田鈴香君） ごめんなさい。111 条の関連でちょっと聞きたいんですが、すいません。聞き直します。この表を見ますと、天文台長、課長がこの職名の。

〔町長「利用料金の制定ですよ、これ」と呼ぶ〕

2 番（笹田鈴香君） 72 やろ。すいません。撤回します。また、次の時に。次の機会に聞きます。

〔木村君 挙手〕

議長（梶原義正君） はい。6 番、木村君。

6 番（木村慎吾君） 値段はグループ棟だけですか。ごめんなさい、家族棟だけですか。グループ棟は。

議長（梶原義正君） はい。

町長（庵逄典章君） はい。担当課長に答弁させます。

議長（梶原義正君） はい、課長。

西はりま天文台公園課長（杉本幸六君） 失礼します。県の施設を指定管理者として管理することになりますので、これは県の施設であります家族棟のみということで、グループ棟につきましては町立の野外活動センターになってますので、それは既に徴収条例がございますので、そちらを運用してると、そういうことでございます。

〔木村君 挙手〕

議長（梶原義正君） はい。6 番、木村君。

6 番（木村慎吾君） でね、備考欄に、「「1 泊」とは、16 時から翌日の 10 時までの利用をいう」と書いてあるんですが、実はね、前にこういう事件があったんです。大撫山というところは急に雨がダーッと降り出すんですよ。神戸の方から来てた子がね、向こうを早く出て、お昼食べて、そして入ろうと思ったら、そのグループ棟で 4 時になってたわけですね。ものすごく雨が降ってきたんだけど、中へ入らしてもらえなかったんです。時間が来ませんからいうて。だから、それを引率しとった人は「もう、こんなところへ来るか」というてね、ものすごく怒ったんですね。そういう場合もあるから、「原則「1 泊」とは 16 時から翌日の 10 時まで」というようなふうに変えられないかなあと思うんですが、どんなでしょう。

議長（梶原義正君） はい、課長。

西はりま天文台公園課長（杉本幸六君） 私が合併後は上がらしていただいたときにもそういう事例がございまして、この時間については県条例の方に別に定めが既にございまして、それに合わさなければいけないという事情がございます。現場の方の運営としましては、そういった気象の変化とかそういったものについては、出来るだけ柔軟に対応するというので、去年の秋におきまして 2、3 そういう事例がありました。16 時と言いますのは、リネンの関係がございまして、お部屋の準備が出来ていればいいですけども、そうでない場合は入れないというようなこともございますので、出来るだけ準備が出来てる場合で、そういう天候の異変等がある場合は、これは対応する

ように今現在運用しております。以上です。

〔木村君「分かりました」と呼ぶ〕

〔金谷君「議長」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、金谷君。

46 番（金谷英志君） 第 2 条でお伺いしたいんですけども、先ほど町長の提案説明の中で「許可を含む」とあるんですけども、第 2 条の中では、「知事の許可を受け、同表に定める利用料金を町長に納めなければならない」とあるんですけども、この場合、料金の設定はね、町としてはどれぐらいの裁量はあるんでしょうか。

議長（梶原義正君） 町長。

町長（庵逄典章君） 担当課長に答弁。

議長（梶原義正君） 担当課長。

西はりま天文台公園課長（杉本幸六君） 最大で 5 割増しとか、5 割減ぐらいなところまでは認められておるんですけども、その中で指示事項がございまして、これを改正するに当たっては事前に県の方の、逆にこっちの管理者としての許可をいただかなければならないことになっております。現在は従来どおりの決定をさしていただいております。これらについては、運用上収益の問題がございまして、検討課題ではあるのですが、利用者の声としましては、やはり安い方がいいという希望がアンケートでも多くございます。運営する側としては、少しでも収入が多ければいいんですけども、その辺のせめぎ合いがございまして、ある程度の検討は、これが発行してから正式に指定管理になってから、再度という現場の方の声もあるのが事実でございます。以上です。

議長（梶原義正君） ほかにありませんか。

〔大下君 挙手〕

議長（梶原義正君） はい、大下東一君。

30 番（大下東一君） 観測小屋の件ですが、1 棟につき 1 回 1,400 円となっておりますが、この観測小屋に入ったことはないんですけども、これは 1 人ですか。そのほかたくさんの方も入れるんですか。お伺いいたします。

議長（梶原義正君） はい、担当課長。

西はりま天文台公園課長（杉本幸六君） 定員はございません。ただ、上がられて御覧になられた方は、外観から見ていただいても、あんまり大人数が入れるような構造ではございませんので、現実には 3 人程度が限界かなと。ですから、利用料に関しては、

使用者の人数については制限はございません。

〔大下君「はい、分かりました」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい。ほかに。
ないようですから、これで本案に対する質疑を終結いたします。
これより本案についての討論に入ります。討論の発言ありませんか。
ないようですから、これで本案についての討論を終結いたします。
これより本案についての採決に入ります。議案第 72 号 佐用町西はりま天文台公園
施設利用料徴収条例の制定についてを原案のとおり可決することに賛成の方、挙手願
います。

〔全員 挙手〕

議長（梶原義正君） 挙手、全員と認めます。よって、本案は原案のとおり可決さ
れました。

日程第 34 . 議案第 73 号 佐用町公の施設の指定管理者の指定等に関する条例の施
行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

議長（梶原義正君） 続いて、日程第 34 に入ります。
議案第 73 号 佐用町公の施設の指定管理者の指定等に関する条例の施行に伴う関
係条例の整理に関する条例の制定を議題といたします。提案に対する当局の説明を求
めます。

〔町長「はい、議長」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、町長。

〔町長 庵迓典章君 登壇〕

町長（庵迓典章君） ただいま上程をいただきました議案第 73 号 佐用町公の施設の指
定管理者の指定等に関する条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例につきまし
て提案の御説明を申し上げます。

第 3 回佐用町議会におきまして、議案第 32 号 佐用町公の施設の指定管理者の指定
等に関する条例の制定について議決をいただいておりますが、指定管理者制度につき
ましては、関係条例の整備が必要であります。管理委託制度から指定管理者制度に改
正され、法人、その他の団体で地方公共団体が指定するものに施設の管理運営を委託
することが出来ることとなり、法人その他の団体において、町長が指定する者の指定
管理者に管理運営を行わせることが出来る地方公共団体は改正法の施行後 3 年以内に
条例により指定の手続き等を定めることにつきまして、今回関係条例の整理を行うも
のでございます。

今回の関係条例改正は第 1 点目、管理の委託等の文言を地方自治法第 244 条の 2 第
3 項の規定により、町長が指定する指定管理者に管理運営を行わせることが出来る文言

規定。指定管理者が行う管理の基準規定、指定管理者が行う業務の範囲規定の整理。

第 2 点目は、使用料を利用料に読み替えることが出来る規定の整理。

第 3 点目は、各条文規定の文言追加等により、条文規定の繰り下げ等を行っております。

第 4 点目は、この条例は平成 18 年 4 月 1 日から施行することに伴い、経過措置として指定管理者との契約までの間、関係条例の施行日の前に、各条例規定に基づき、管理に係る指定使用の許可を受けた者は、改正後の各条例の規定は従前の例によることといたしております。

第 5 点目は、指定管理者の情報公開の扱いについて、佐用町情報公開条例を整理いたしております。

15 の関係条例を条文化して一括で提案をいたしておりますが、第 11 条 佐用町三日月木工加工施設条例の一部改正及び第 15 条 佐用町情報公開条例の一部改正以外の条例関係は、現在法人等へ施設管理の全部または一部を委託いたしております施設でございます。今後、本年 6 月に指定し、同年 9 月に協定書を締結することといたしております。

御承認いただきますようお願いを申し上げます、提案の説明といたします。

議長（梶原義正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。

日程第 35 . 議案第 74 号 佐用町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議長（梶原義正君） 続いて、日程第 35 に入ります。

議案第 74 号 佐用町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案に対する当局の説明を求めます。

〔町長「はい、議長」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、町長。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただいま上程をいただきました議案第 74 号 佐用町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の御説明を申し上げます。

健康づくり推進委員は旧佐用町と旧三日月町で設置しておりましたが、合併に伴い保健対策推進協議会に統一し、報酬日額を 5,400 円に改めるものでございます。

歯科保健センター運営協議会会長を廃止し、委員の報酬日額を 5,400 円に改め、町医については旧町単位での設置であったものを新町で統一し、報酬を年額 120 万円とするものであります。

保育所の欄は「保育園」に名称を統一したことによる改正でございます。

地籍調査地区委員につきましては、名称を変更し、日額報酬とするものでございます。

公民館活動における地区分館長等につきましては、まちづくり協議会の設置に合わせて名称を変更し、地域づくりセンター長とまちづくり活動推進員とするものであります。

産業医につきましては、新町で町職員と教職員にそれぞれ1人選任し、月額報酬を3万円とするものでございます。

防災会議委員及び国民保護協議会委員はそれぞれ日額報酬を8,000円として設置するものでございます。

御承認賜りますようお願いを申し上げます、説明といたします。

議長（梶原義正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。

しばらく休憩いたします。再開は3時10分に再開いたします。

すいません。ちょっともう5分間だけ休憩を短うしてくれえいう要求が出てますので、3時5分に再開いたします。すいません。

午後 2時50分 休憩

午後 3時05分 再開

議長（梶原義正君） それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。長時間で非常に皆さんお疲れになったと思いますけれども、ザワザワとあちらやこちらで私語が多くなって困っておるんですけども、もういよいよ新年度予算の提案説明ということで非常に重要な案件が出てまいりますので、もうしばらくひとつ御辛抱いただきたいと思っております。

日程第36．議案第75号 平成18年度佐用町一般会計予算案の提出について

議長（梶原義正君） それでは、日程第36に入ります。

議案第75号 平成18年度佐用町一般会計予算案の提出についてを議題といたします。提案に対する当局の説明を求めます。町長。

〔町長「はい、議長」と呼ぶ〕

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、提案をいただきました平成18年度の佐用町一般会計並びに各特別会計予算案の審議をお願いするに当たりまして、まずちょっと長くなりますけれども、その概要から御説明を申し上げます。

政府は昨年12月3日、平成16年度予算編成の基本方針を閣議決定するとともに、12月19日に平成18年度の経済見通しと経済財政運営の基本大綱を閣議了解し、これに基づいて同月24日、平成18年度予算の概算を閣議決定をされました。小さくて効率的な政府の実現に向けた従来の歳出改革路線を堅持強化するため、三位一体改革の推進、総人件費改革、医療費制度改革、資産債務改革など、構造改革について順次予算に反映させ、歳出全般にわたる徹底した見直しを行い、一般歳出の水準について前年度よりも減額することの方針に基づき、編成された予算であります。

国庫補助負担金につきましては、税源移譲に結びつく改革、スリム化の改革及び交

付金化の改革を進め、平成 18 年度までに 4 兆円を上回る廃止縮減等の改革が実施をされます。税源移譲はこれまでの国庫負担金の改革の結果を踏まえ、3 兆円規模とし、税源移譲は平成 18 年度税制改革において所得税から個人住民税への恒久措置として行う。平成 18 年度予算においては税源移譲額の全額を所得譲与税によって処置され、地方交付税については国の歳出の見直しと歩調を合わせて地方歳出を見直し、抑制する等の改革を行うとのこととございます。

このような方針に基づいて編成をされました平成 18 年度の国の一般会計予算の規模は 79 兆 6,860 億円、前年度対比 2 兆 4,969 億円、3.0 パーセントの減で、一般歳出は 46 兆 3,660 億円、前年度対比 9,169 億円、1.9 パーセント減となった予算であります。中でも地方交付税の総額は 15 兆 9,073 億円、前年度対比 9,906 億円、5.9 パーセント減となっております。また、地方税改正におきましては、3 兆円規模の所得税から個人住民税への税源移譲、定率減税の廃止、平成 18 年度の固定資産税の評価替に伴う土地にかかる固定資産税、都市計画税の税負担の調整措置の見直し、地方たばこ税率の引き上げなどにより、平成 18 年度においては暫定措置として税源移譲の全額を所得譲与税により措置されることとなっております。

そのような状況の中、我が町の平成 18 年度当初予算は新町発足後の本格的な予算であり、まちづくり計画に基づいて様々な事業を展開しなければなりません。合併によって財政状況が好転したわけではありません。合併による財政的な効果はすぐに表れず、今よりも厳しい財政状況が続くと予想されます。健全財政の維持は合併後の大きな目標であり、新町のまちづくり計画の実現と合わせて短期間で成し遂げなければならない課題でございます。限られた財源の重点配分によって効率的な財政運営を行わなければなりません。

旧 4 町の平成 17 年度一般会計当初予算額は、純計額で約 128 億円でありましたが、財政調整基金及び減債基金 10 億円余りを取り崩して財源不足を補っての予算編成となっております。昨年 9 月末に 4 町が持ち寄った同基金は 22 億 4,700 万円、平成 17 年度本予算に 3 億 6,000 万円を組み入れたため、残りは 18 億 8,700 万円であります。平成 16 年度決算で見る旧団体の財政状況は共通しているのが、徴税収入の落ち込みと経常経費率の悪化であります。旧 4 町の徴税収入決算額は 22 億 7,000 万円余りで、平成 13 年度決算額に比べて 2 億 5,000 万円の減収、経常収支比率は軒並み 80 パーセントを越え、徴税を中心とする経常一般財源の減少に加え、公債費、扶助費などの経常的経費の増加が経常収支比率を増行させ、更にこのような状況を受け継いだ新町の財政に地方交付税の見直し、国庫補助金・負担金の削減を共謀する三位一体改革の影響が更に大きくなることが予想されます。改革のもうひとつの柱である税源移譲にいたしましても、改革案どおり所得税から住民税へという形で行われたとすれば、元々税収の乏しい本町で削減分が担保されるかどうか危惧されるところでございます。

事業の必要性、効果等について十分検討の上、真に住民の視点に立った施策を予算に反映させるとともに、経常的経費の一層の抑制を図ることとし、歳出全般にわたる徹底した見直しと、予算配分の重点化・効率化を行い、物件費・補助費等につきましても、補助金・負担金の十分な検証を行うなど、財政の健全性の確保に留意しつつ、旧町の特色を引き継ぎ、それぞれの課題を尊重しながら新佐用町の、活力ある新佐用町の実現に向け、新年度予算を編成をいたしました。限られた財源で諸施策にわたって住民とともに総合計画に沿ったまちづくりを進めていかなければなりません。

それでは、平成 18 年度予算でございますが、一般会計並びに 13 特別会計の予算総額は 233 億 5,138 万 5,000 円。水道事業会計の収入額は 1 億 4,974 万 3,000 円、支出額は 2 億 5,631 万 3,000 円となりました。

それでは、議案第 75 号 佐用町一般会計予算につきまして、その概要の御説明申し上げます。一般会計の予算総額は歳入歳出それぞれ 136 億 2,018 万 2,000 円といたしております。

それでは、歳入につきまして御説明を申し上げます。

5 款 町税につきましては、景気低迷等の影響を受け、町民税の増収は見込めない状況や、固定資産税の評価替えや償却資産税などの落ち込みによりまして 20 億 5,786 万 4,000 円となっております。次に、地方譲与税や交付金関係では、前年度の譲与交付見込みなどに基つきまして、地方財政計画等見込み数値を基礎に経常いたしております。

10 款 自動車重量譲与税は、1.6 パーセント減の 1 億 4,600 万円。地方道路譲与税は、1.2 パーセント増の 5,300 万円。所得譲与税は、47.2 パーセント増の 1 億 1,540 万円。

15 款 利子割交付金は、33.6 パーセント減の 1,460 万円。

16 款 配当割交付金は、45.0 パーセント減の 430 万円。

17 款 株式譲渡所得割交付金は、139 パーセント増の 710 万円。

18 款 地方消費税交付金は、3.3 パーセント増の 2 億 1,500 万円。

20 款 ゴルフ場利用税交付金は、3.8 パーセント減の 5,100 万円。

25 款 自動車取得税交付金は、1.9 パーセント増の 1 億 4,500 万円。

27 款 地方特例交付金は、16.1 パーセント減の 5,100 万円。

歳入に大きなウエイトを占めます 30 款 地方交付税は、17 年度の国調人口が基となります補正の数値の変更や地方財政計画によりまして、6 パーセント減の 48 億 1,494 万 1,000 円を見込んでおります。

35 款 交通安全対策特別交付金は、500 万円を見込んでおります。

40 款 分担金及び負担金は 1 億 4,101 万円で、主なものは中山間地総合整備事業の農道、獣害防止策、県単独補助治山事業などの関係経費分担金や、児童福祉施設負担金、老人保護措置施設費負担金などがございます。

45 款 使用料及び手数料は 2 億 9,904 万 9,000 円で、主な使用料は福祉施設関係使用料、町営住宅使用料や町民プール使用料で、手数料関係では戸籍手数料、し尿処理手数料やごみ処理手数料などがございます。

50 款 国庫支出金は 3 億 8,871 万 9,000 円で、法改正見込みの小学校第 3 学年修了までから小学校修了までに引き上げられます児童手当の拡充に伴います児童手当関係の負担金、障害者支援費負担金、久崎小学校体育館に係る補助金、また、地方道路整備事業費補助金などが主なものでございます。

55 款 県支出金は 6 億 4,806 万 7,000 円で、民生費関係では児童手当負担金、軽減保険税負担金や障害者福祉費負担金・補助金、または、医療費関係の補助金など。農林水産業費関係では、大坪地区の基盤整備補助金、中山間地総合整備事業補助金や中井井関に係ります農業用河川工作物応急対策事業補助金、民有林県道開設事業の補助金、町内 3 箇所の県単独補助治山事業補助金、県営地籍調査事業委託金など。土木関係では、河川整備委託料 1,000 万円、道の駅施設管理委託金など。消防費関係では、市ノ上防火水槽に係ります自治振興事業補助金 330 万円を計上。教育費関係では、本年開催されますのじぎく兵庫国体成年女子バスケット国体運営補助金や県立昆虫館管理委託料などが主なものでございます。災害復旧費県補助金は、森林災害復旧対策事業補助金 1,938 万 8,000 円となっております。

60 款 財産収入の財産貸付収入は、雇用促進住宅駐車場代。幕山にあります風倒木の置場、佐用共立病院建物貸付など。また、利子及び配当金は基金から生じます利子分を計上。土地開発基金運用収入は、長谷盛土場に係ります土地賃借料。不動産売払

収入は、旧三日月の三日月繊維跡地売払収入などが主なものでございます。

65 款 寄附金は 12 万 1,000 円の予算でございます。

70 款 繰入金の特別会計繰入金は、久崎財産区特別会計から 295 万 6,000 円を繰り入れることといたしております。基金繰入金は財政調整基金 10 億 7,000 万円の繰入、減債基金 8,100 万円の繰入、公共施設整備基金から農道舗装単独事業分に係ります経費 3,500 万円分などが主なものでございます。

75 款 繰越金は 1,000 円の名目予算でございます。

80 款 諸収入、延滞金加算金及び過料は 10 万円。町預金利子は 100 万円。他市町からの町立保育園へ受け入れます民生受託事業収入 194 万円、公団造林受託事業収入 165 万 1,000 円、住宅新築などの元利収入 583 万 1,000 円、雑入 1 億 6,366 万 2,000 円を計上いたしております。

85 款 町債の総額は 30 億 4,220 万円で、総務債は 25 億 8,560 万円で、そのうち合併特例事業債を合併振興基金として 20 億 7,100 万円借入して積立てることといたしております。農林水産業債は、県営ため池事業債 260 万円、また、三日月本郷線林道開設事業債 2,330 万円、中山間総合整備事業債 1,260 万円を。土木債の道路新設改良事業債 2 億 260 万円は平谷橋梁や町道改良路線分、公営住宅建設事業債は幕山広場整備事業。消防債 2,700 万円は消防ポンプ自動車購入に係ります過疎対策事業債でございます。教育債 1 億 6,600 万円は久崎小学校体育館建設事業などに係ります義務教育施設整備事業債、アスベスト対策事業債 300 万円を計上いたしております。

次に、歳出の主なものにつきまして御説明を申し上げます。

第 5 款 議会費関係では、消耗品費関係経費、議場テーブル・椅子などの備品購入経費の計上分などが主なものでございます。

第 10 款 総務費、総務管理費関係の一般管理費では、本年 4 月 8 日に予定をいたしております合併記念式典の経費。財産管理費では、旧南光町仮設庁舎解体等の経費や第 2 庁舎保健センターのアスベスト対策工事、また本庁舎などに町章を設置いたします経費。企画費では、路線バス利用促進と乗車密度を 2 人以上に保ち、県補助を受けながら公共バス路線を存続させるための路線バス回数券購入経費 360 万円、J R 姫新線高速ディーゼル化に向けた関係経費を計上いたしております。まちづくり振興費では、合併後の佐用町の均衡ある発展と活力に溢れる住民と行政の協働による自立したまちづくりを推進する地域づくり協議会等の推進関係経費 1,302 万 5,000 円を計上。支所及び出張所費では、南光支所庁舎整備調査費、上月支所駐車場返還に伴います工事請負経費を計上いたしております。選挙費では、本年 4 月末に在任特例で執行いたします町議会議員の選挙経費、久崎財産区議会議員選挙経費を計上。統計調査費では、指定統計費で事業所・企業統計・工業統計調査関係経費を計上いたしております。

次に、民生費でございますが、高齢者福祉費では、外出支援サービス事業経費、敬老会を延べ 3 日予定いたしております関係経費。児童福祉費、児童措置費では、児童手当制度が小学校第 3 学年修了までから小学校修了まで支給年齢の引き上げられることに伴う関係経費。保育園費は 12 園、児童数 490 名に係る関係経費を計上いたしております。災害救助費で住宅再建支援金 22 件分などを計上いたしております。

次に、20 款 衛生費の保健衛生費、保健衛生総務費で、町医報酬、水道加入工事補助金、在宅当番医制度運営負担金などを計上。予防費では、昨年同様に予防接種、がん検診や町ぐるみ健診を実施することといたしております。また、健康さよう 21 計画策定事業委託料なども計上いたしております。母子衛生費では、各種教室の講師謝金、各種乳幼児健診等委託料などを計上いたしております。環境衛生費では、従来農林水産業費として計上してありました水質調査につきまして、環境衛生費で一括計上いた

しております。また、負担金補助金及び交付金では、資源化ごみ集団回収奨励金を計上いたしております。清掃費では、にしはりま環境事務組合負担金 2,138 万 3,000 円が主なものでございます。塵芥処理費では、1, 2 号炉の火格子取替修理、耐火物修理などの関係経費。し尿処理経費におきましては、汚泥乾燥焼却設備など塵芥処理費を合わせますと、修繕料は 7,600 万円余りでございます。下水道費は、さわやか協議会負担金、合併浄化槽設置事業補助金などが主なものでございます。

次に、25 款 農林水産業費、農業総務費では、くま蜂等処理補助金の単価変更によりまして 112 万円余りを計上。農業振興費では、特産品開発、農作物特産定着化対策補助、真盛地域の集団営農用機械整備補助金を、また、徳平の地域加工施設設置推進補助金などが主なものでございます。農地費では、土地改良施設維持管理適正化事業として小赤松水路改修経費、町単独土地改良事業として下秋里ほか改良事業経費を計上いたしております。中山間地地域総合整備事業は、佐用地区農道舗装事業経費や獣害防止柵設置事業経費などを計上。農業用河川工作物応急対策事業関係では、佐用中井井関ゲート改修事業に係る経費。基盤整備促進事業費では、大坪地区ほ場整備関係経費を計上いたしております。地籍調査事業費は、横坂地区、皆田地区や漆野地区及び上本郷地区の地籍調査関係経費を計上いたしております。自然観察村運営費では、ステージの老朽化が激しく撤去経費、浄化槽配水管設置替えなどの関係経費を計上いたしております。林業費、林業総務費では、旧南光町山林町行造林事業経費、大型獣処理委託料、有害鳥獣駆除活動補助金などが主なものでございます。林業振興費では、町内 5 箇所の里山林整備事業地管理委託料や町単独間伐事業計画では 160 ヘクタール分を計上、森林災害復旧事業計画 57 ヘクタールの補助金などを計上いたしております。治山事業費では、才金、船越、下本郷の 3 地区に係る事業経費を計上いたしております。

次に、30 款 商工費。商工業振興費では、佐用郡の 4 商工会への助成金、郡商工会連絡協議会助成金などが主なものでございます。観光費では、ピックアップ修繕費や町観光協会補助金、桜まつりやふるさと祭りなどの関係経費を計上いたしております。商店街活性化強化活動支援事業費では、後継者育成支援事業に対する助成金が主なものでございます。

次に、35 款 土木費。土木総務費では、新規に簡易耐震診断推進事業委託料、町内 2 箇所、坊、三ツ尾の急傾斜地崩壊対策事業負担金。土地開発基金繰出金は、基金利子と長谷、盛土場賃借料分に係る経費を計上いたしております。道路橋梁総務費では、旧 4 町を包括した新佐用町の道路台帳整備の経費、土木積算機器保守管理及び事務機器リース料などの関係経費を計上。道路維持費では、通行の安全、安心確保のため、道路維持、修繕並びに工事請負費等で 3,700 万円。道路緑地帯等管理委託料で 300 万円。また、冬季に備え、凍結防止剤等の購入及び配布委託料などを計上いたしております。道路新設改良費では、町道 23 路線に係る工事請負費 1 億 200 万円、そのうち 9 路線に係る測量登記委託料、公有財産購入費、補償補填等々で、合計で 1 億 80 万円を。交通安全施設整備では 600 万円を。橋梁新設改良では、旧上月平谷橋改良上部工工事関係で、工事請負費 1 億 400 万円を。智頭線関係事業費では、平福、石井、久崎の管理経費でございます。中国横断姫路鳥取線建設関係事業費は、地元関連事業として佐用地区における工事請負費、土地購入費及び物件移転補償等々の関係経費を。河川総務費では、河川内の美化及び通水断面確保のための河川清掃請負費 2,100 万円を。下水道費、上水道費は、播磨高原広域事務組合への繰出金。住宅管理費は、町営住宅 501 戸に係ります管理経費で、消防法改正に伴い年次計画で火災報知器設置計画により 18 年度は 79 戸分を計上いたしております。公営住宅建設事業費は、まちづくり事業の最

終年度であります上上月住宅の除去工事、同 1 号線道路改良工事、また、幕山住宅多目的広場整備工事の関係経費を計上いたしております。

次に、40 款 消防費。常備消防費では、普通消防ポンプ自動車 1 台の更新整備を計画しております。非常備消防費では、1,174 名分の団員報酬を計上。委託料では、播磨科学公園都市分の消防業務を赤穂市消防本部に委託しております関係経費 1,634 万 8,000 円を計上いたしております。災害対策費では、地域防災計画書及び洪水マップ政策経費、また、地域計画策定業務に 600 万円、国民保護策定業務に 200 万円を計上いたしております。

次に、45 款 教育費。事務局費では、私立幼稚園振興助成金、三土中学校事務組合負担金等、同中学校にかかります地方交付税穴粟市配分金などの経費を。小学校費、学校管理費では、10 小学校に係る関係経費、上月小学校に係る体育館、同小学校校舎耐震測量調査設計料 1,300 万円、また、グラウンド整備経費などを計上いたしております。通学費対策では、利神小学校スクールバス運行経費、4 小学校に係る通学助成関係経費を。小学校施設整備では、久崎小学校体育館建設事業に係ります経費 2 億 6,714 万 8,000 円を計上いたしております。次に、中学校費、学校管理費では、4 中学校に係ります管理経費、パソコンの更新を 2 年次計画で行うことといたしており、今回中学校 2 校分。工事請負費は、佐用中、上津中、三日月中学校関係の窓枠やフェンス、グラウンド整備関係経費を計上いたしております。通学対策費は、スクールバス運行経費や通学助成の自転車購入助成 126 名分を計上いたしております。社会教育総務費では、子ども歌舞伎育成会負担金など、地域でこれまで取組まれております活動助成金・負担金などを計上いたしております。生涯学習費関係では、これまで行ってあります郡高大、町高齢者教室を統合いたしまして、旧町ごとに 4 教室を設けることといたしております経費、また、人権学習、各種講座や美術展など生涯にわたる学習関係経費を計上いたしております。図書館費は、図書購入とともに、各種資料の提供や図書館講座の開催などの経費を計上いたしております。さよう文化情報センター運営費では、ホール管理経費。三日月文化センター管理運営費では、アスベスト封じ込め工事関係経費などが主なものでございます。文化財保護費では、町並み環境、平福水路整備事業経費を計上。保健体育総務費では、体育協会補助金、町民体育祭運営委託料やマラソン大会に係ります経費を計上いたしております。スポーツ公園運営費は、旧 4 町の 8 施設に係ります管理経費を計上いたしております。体育館運営費は、上月ホテルドーム、勤労者体育センターほかの体育館の管理経費でございます。学校給食費は、幕山・上月・久崎小学校に係る管理経費。また、給食センター運営費は、佐用・南光・三日月給食センターの管理経費を計上いたしております。のじぎく兵庫国体費は、本年上郡町と佐用町、合同開催されます成年女子バスケットボール大会経費や共催事業に係る関係経費を計上いたしております。

次に、55 款 公債費でございますが、旧 4 町が借入をいたしております元利償還関係経費 19 億 6,726 万 7,000 円。

60 款 諸支出金。普通財産取得費 11 万 7,000 円は、昆虫館観察ゾーンに係ります町土地開発公社返還利子分、公営企業費 1,439 万 1,000 円、基金費 21 億 8,931 万 7,000 円のうち、合併振興基金積立金 21 億 8,000 万円を積立てることといたしております。

予備費といたしましては、1,000 万円を計上いたしております。

6 ページから 7 ページにかけての第 2 表、地方債 30 億 4,220 万円の内訳につきましては、起債の目的、限度額、起債の方法、利率を記載いたしておりますので、御覧いただきたいと思っております。

以上が平成 18 年度の一般会計予算の概要でございます。予算編成に当たっての方

針を述べたところでございます。御審議につきましては、また予算特別委員会で十分な御審議をいただくことと思っておりますけれども、何卒議員各位の賛同をいただきまして御承認賜りますようお願いを申し上げ、提案の説明といたします。以上、一般会計でございます。

議長（梶原義正君）

提案に対する当局の説明は終わりました。

日程第 37 . 議案第 76 号ないし第 89 号議案について

議長（梶原義正君）

続いて、日程第 37 に入ります。

議案第 76 号ないし第 89 号議案についてを一括議題といたします。本案は平成 18 年度 13 特別会計及び 1 事業会計の予算案についてであります。提案に対する当局の説明を求めます。町長。

〔町長「はい、議長」と呼ぶ〕

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君）

それでは、ただいま上程をいただきました議案第 76 号ないし議案第 89 号について御説明を申し上げます。

まず初めに、議案第 76 号 平成 18 年度国民健康保険特別会計予算についての説明をいたします。歳入から説明を申し上げます。

第 5 款 国民健康保険税は一般被保険者分で、医療給付費分及び介護給付費分の現年度分と滞納分合わせて 3 億 8,884 万 8,000 円でございます。退職被保険者分は、同じく合計で 1 億 1,150 万円でございます。

第 20 款 国庫支出金の現年度分は、医療給付費分 2 億 1,878 万 5,000 円、老人保健拠出分 1 億 4,224 万 8,000 円、合計 3 億 6,103 万 3,000 円でございます。介護納付金分は 3,357 万 7,000 円でございます。普通調整交付金 1 億 2,638 万円は、療養諸費、高額医療費、移送費の一般保険者分、老人保健医療費拠出金及び介護給付費納付金に対する調整交付金でございます。

25 款 療養給付費交付金 4 億 8,612 万 1,000 円は、療養諸費、高額医療費、移送費の退職被保険者分でございます。

第 30 款 県支出金の県財政調整交付金は、国庫支出金の普通調整交付金と同様の内容で 8,124 万 3,000 円でございます。

第 35 款 共同事業交付金は、高額医療費共同事業交付金で 3,586 万 6,000 円でございます。

45 款 繰入金の一般会計繰入金は、ルールに基づき一般会計から繰入を受けるもので、合計 1 億 4,467 万 2,000 円であります。また、準備基金繰入金は 4,231 万 4,000 円あります。

続いて、歳出について説明をいたします。

まず、職員に係る人件費関係については省略をさせていただきます。

総務費のうち役務費は、保険証の更新による郵送料及び通常の郵券料でございます。委託料は国保連合会への電算処理委託料 300 万円が主なものであります。

15 款 保険給付費の一般被保険者療養給付費は 6 億 1,496 万 5,000 円、退職被保険

者等療養給付費は4億8,640万5,000円、一般被保険者療養費は446万8,000円、退職被保険者等療養費は365万3,000円でございます。審査手数料は連合会への審査手数料で、332万5,000円でございます。高額療養費では、一般被保険者高額療養費で6,785万4,000円、退職被保険者等高額療養費で3,829万4,000円を計上いたしております。出産育児一時金は17件で、595万円を見込んでおります。葬祭諸費は500万円でございます。老人保健拠出金は、医療費拠出金が4億1,837万7,000円、事務費拠出金が803万円であります。

25款 介護納付金は9,875万6,000円。

30款 共同事業拠出金は3,586万6,000円でございます。

予備費は1万円を計上いたしております。

以上、国民健康保険特別会計予算の概要について説明をいたしました。

失礼しました。もとへ。予備費は1,000万円を計上いたしております。

次に、議案第77号 佐用町老人保健特別会計予算についての説明を申し上げます。本予算の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ34億4,311万6,000円といたしております。

まず、歳入より御説明いたします。

5款の支払基金交付金は18億688万4,000円で、歳入全体に占める割合は52.5パーセントでございます。

続いて、第10款 国庫支出金は10億9,061万4,000円となり、歳入に占める割合は31.7パーセント。

県支出金は2億7,265万4,000円で、歳入に占める割合は7.9パーセント。

繰入金は、ルールに基づく一般会計よりの繰入金2億7,295万7,000円を計上いたしております。

繰越金及び諸収入は、いずれも名目予算といたしました。

続いて、歳出を御説明申し上げます。医療費においての34億4,310万2,000円は、平成14年度10月の制度改正により、これまで満70歳以上の高齢者が対象となっていたものを、平成19年度10月に満75歳へと年齢を引き上げる経過措置の期間中であり、本年1月末現在の対象者4,182人に係わる医療費でございます。

10款の諸支出金、15款の公債費は、名目予算として各1,000円を計上。予備費は名目で1万円を計上いたしております。

以上、老人保健特別会計予算の提案の説明といたします。

続いて、議案第78号 平成18年度介護保険特別会計予算につきましての提案の説明を申し上げます。第1条では、事業勘定の歳入歳出予算総額を16億5,751万2,000円、サービス事業勘定の歳入歳出予算総額をそれぞれ926万円と定めております。まず、事業勘定の歳入につきまして、第1号被保険者保険料2億2,799万8,000円、督促手数料としての使用料及び手数料1,000円、国庫支出金4億2,462万1,000円、支払基金交付金4億7,079万4,000円、県支出金1億9,148万9,000円、介護給付費準備基金利子の財産収入が1,000円、一般会計介護給付費準備基金等からの繰入金が3億4,260万2,000円、繰越金1,000円、諸収入5,000円といたしております。

次に、歳出につきましては、総務費1億1,936万6,000円の主なるものは、電算システムの保守点検等の委託料555万9,000円、主治医の意見書料530万3,000円、認定調査委託料315万円、介護認定審査会委員報酬300万円、地域包括支援センター電算システムリース料180万円、任意事業費等446万円で、保険給付費で14億9,804万4,000円の主たるものは、介護サービス等諸費13億556万4,000円、支援サービス等諸費1億4,792万円、その他諸費211万2,000円、高額介護サービス等費699万4,000

円、特定入所者介護サービス等 3,545 万 4,000 円で、地域支援事業費 2,845 万円、財産安定化基金拠出金 160 万円、基金積立金 1,000 円、諸支出金 5 万 1,000 円、予備費 1,000 万円であります。

続いて、サービス事業勘定の歳入につきましては、居宅支援サービス計画費としてのサービス収入が 926 万円で、次に、歳出においては、新予防給付ケアマネジメント委託料のサービス事業費 926 万円といたしております。

第 2 条におきましては、地方自治法第 253 条の 3 第 2 項の規定により、一時借入金の最高額を定めております。また、3 条におきましては、地方自治法第 220 条第 2 項のただし書の規定による歳出予算の流用を定めております。

以上が介護保険特別会計の予算でございます。

次に、議案第 79 号 朝霧園特別会計についての御説明を申し上げます。本予算の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 億 3,181 万円といたしております。

まず、歳入より御説明をいたします。事業収入は 1 億 1,716 万 7,000 円で、これは定員 50 人の入所者に係わる生活扶助費及び施設事務費で、収入全体に占める割合は 88.9 パーセントとなっております。寄附金は名目予算であり、繰入金 1,358 万 9,000 円は事業収入の不足を補填する一般会計からの繰入であります。

続いて、歳出を御説明申し上げます。民生費、老人ホーム費のうち一般管理費は、施設職員に係る人件費及び事務費等 9,643 万 2,000 円を、また、運営費では入所者に係る食事材料費等のほか、施設管理費 3,533 万 8,000 円を計上いたしております。予備費は 4 万円を計上しております。

以上簡単でございますが、朝霧園特別会計予算の説明といたします。

次に、議案第 80 号 平成 18 年度佐用町簡易水道事業特別会計予算についての御説明を申し上げます。まず、本予算の総額は、歳入歳出それぞれ 6 億 2,741 万 6,000 円といたしております。

それでは、歳入より説明をいたします。

第 10 款 分担金及び負担金につきましては、新規加入負担金 20 戸分 600 万円、給水工事費負担金 400 万円を見込み計上いたしました。使用料及び手数料の使用料につきましては、現年度分といたしまして佐用簡易水道ほか 5 つの簡易水道使用料として 3 億 6,249 万 3,000 円を見込み計上いたしております。前年度対比 2.8 パーセントの伸び率と予測しております。手数料につきましては、それぞれの規定に基づき、所要の金額を計上いたしました。

第 20 款 国庫支出金につきましては、北部漆野簡易水道統合水量拡張事業補助金 2,401 万 5,000 円、補助率 3 分の 1 を計上いたしております。第 30 款 財産収入、財産運用収入につきましては、簡易水道事業基金積立金利子 15 万 4,000 円を、土地建物貸付収入として廣山水道管理住宅貸付収入 18 万円を計上いたしました。

35 款 繰入金の一般会計繰入金につきましては、建設改良費、元利償還金等の財源として 1 億 2,468 万 8,000 円を、基金繰入金として佐用町簡易水道事業基金条例第 5 条の規定により 700 万円を簡易水道事業の管理運営のための財源として取り崩しをして計上をいたしました。

諸収入の雑入につきましては、配水管移設補償金 750 万円、消費税還付金 2,600 万円、給水工事補助金として一般会計より 10 件、300 万円を計上し、合計 3,650 万円といたしております。

町債につきましては、北部漆野簡易水道統合水量拡張事業の充当財源として 6,180 万円を計上いたしました。

次に、歳出の説明をいたします。9 ページからの説明でございます。

簡易水道事業の一般管理費につきましては、人件費及び経常経費であります。なお、委託料 200 万円につきましては、中央監視システム導入調査委託料でございます。現場管理員につきましては、佐用簡易水道ほか 5 つの簡易水道の維持管理費であります。需用費では、光熱水費、修繕料及び医薬材料費として、佐用簡易水道分 883 万 7,000 円、中部簡易水道分 1,105 万円、奥海簡易水道分 303 万 2,000 円、南部簡易水道分 1,285 万円、北部簡易水道分 455 万 1,000 円及び三日月の簡易水道分 1,071 万 6,000 円。6 つの簡易水道の電気計装設備及び総配水管の修繕費として 2,200 万円。公用車の燃料費 101 万円を計上し、合計 7,436 万 5,000 円といたしました。役務費につきましては、上水施設等の電話回線使用料として 323 万 5,000 円を計上いたしております。委託料につきましては、電気計装等の管理委託料として、佐用簡易水道分 989 万 9,000 円、中部簡易水道分 710 万 6,000 円、奥海簡易水道分 44 万 7,000 円、南部簡易水道分 246 万 1,000 円、北部簡易水道分 168 万 9,000 円及び三日月簡易水道分 546 万 7,000 円を計上し、合計 2,706 万 9,000 円といたしております。工事請負費につきましては、給水工事 30 件分として 500 万円。佐用簡易水道では、浄水場ヤクチュウ設備工事等に 106 万 7,000 円、配水管移設工事費 250 万円を。中部簡易水道では、浄水場浄水器塗装工事費 868 万 6,000 円、配水管移設工事費 500 万円及び消火栓設置工事費 1 基分 200 万円及び浄水場蓄電池交換工事に 105 万円を。南部簡易水道では、流量計取替工事に 280 万円及び消火栓設置工事費 1 基分 100 万円を。三日月簡易水道では、配水管移設工事費 285 万円を計上し、合計 3,195 万 3,000 円といたしております。

10 款の簡易水道事業費の建設改良費では、北部漆野簡易水道統合水量拡張事業に係る予算でございます。委託料につきましては、設計監理、測量等の委託料として 535 万 5,000 円を計上いたしております。工事請負費につきましては 8,740 万 8,000 円を計上いたしております。

負担金補助金及び交付金につきましては、国庫補助金事業採択金額の割合に伴う県簡易水道協議会への負担金でございます。

公債費では、簡易水道事業債及び過疎対策事業債償還金として、元金 1 億 7,536 万円、利子 1 億 4,452 万 7,000 円計上いたしております。なお、地方債の明細につきましては 3 ページに記載のとおりでございます。また給与明細書等については 13 ページ以降に記載をしております。

以上、佐用町簡易水道事業特別会計歳入歳出予算の説明といたします。

次に、議案第 81 号 佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算についての御説明を申し上げます。この予算は特定環境公共下水道事業の維持管理運営に要する経費と建設改良工事の予算でございます。5 箇所の処理場と約 120 箇所のマンホールポンプ場、2 箇所の雨水ポンプ場及び汚水管路等の良好な維持管理業務と、佐用処理区の雨水排水実施設計及び雨水排水工事と、上月処理区の処理槽増設機械設備工事、場内整備工事でございます。早期完成に努めてまいりたいと考えております。

第 1 条におきまして、歳入歳出予算の総額を 11 億 2,598 万 2,000 円と定めております。

まず、歳入の主なものは、分担金及び負担金 497 万 7,000 円、使用料及び手数料 1 億 5,377 万円、国庫支出金 9,300 万円、繰入金 4 億 7,353 万 1,000 円、町債 4 億 70 万円を計上いたしております。

歳出では、公共下水道事業費が 4 億 6,030 万 5,000 円で、内訳は職員給与等を含む一般管理費が 6,700 万 6,000 円、処理場等運営に係る現場管理費が 1 億 7,640 万円でございます。建設改良費は 2 億 1,689 万 9,000 円で、佐用処理区の雨水排水工事と上月浄化センターの処理槽増設工事の継続分でございます。

公債費 6 億 6,517 万 7,000 円は、長期債元金及び長期債償還利子であり、予備費は 50 万円を計上いたしております。

第 2 条では、建設改良工事費の起債借入の限度額及び資本平準化債の借入限度額を定めております。

第 3 条では、一時借入金の借入限度額を定めております。

以上が特定環境公共下水道事業の 18 年度予算の概要でございます。

次に、議案第 82 号 佐用町生活排水処理事業特別会計予算案についての御説明を申し上げます。この予算は農業集落排水事業で建設をいたしました 10 箇所の浄化センターを維持管理運営をしていくための経費と、佐用地域において特定地域生活排水処理事業として設置した約 700 基の合併浄化槽の管理運営に要する予算であり、第 1 条の歳入歳出予算の総額を 4 億 765 万円と定めております。

まず、歳入の主なものは、分担金及び負担金を 425 万円、使用料及び手数料 7,672 万 8,000 円、繰入金 2 億 3,057 万円、町債 9,610 万円を、予定をしております。

歳出では、生活排水処理事業で 1 億 3,581 万 8,000 円。内訳は、浄化槽管理費 4,525 万 4,000 円、農業集落排水施設管理費は 9,055 万 7,000 円でございます。公債費は 2 億 7,133 万 9,000 円、予備費は 50 万円であります。

第 2 条では、地方債資本平準化債の借入限度額を 9,610 万円と定めております。

第 3 条では、一時借入金の限度額を 1,000 万円と定めております。

以上、生活排水処理事業特別会計の予算の概要でございます。

次に、議案第 83 号 18 年度の佐用町にしはりま天文台公園特別会計予算につきましの御説明を申し上げます。平成 18 年度の予算編成とありますが、従来どおり県から指定管理の委託金を中心に、一般会計からの繰入金と野外活動センター使用料、家族用ロッジ使用料等を主な財源として編成をいたしております。この中でも 74.2 パーセントと大きなウエイトを占めております県委託金につきましては、県における財政事情も非常に厳しい状況の中で予算計上をしております。このことを踏まえまして、予算編成に当たりましては、これを適正かつ合理的に配分し、適切な公園の管理運営と効率的な事業の執行を行い、これらが公園利用者の増加と地域の活性化にもつながることを目指した予算編成といたしております。また、平成 18 年 4 月からにしはりま天文台公園も兵庫県からの従来の管理委託制度から指定管理者制度への導入に伴い、佐用町が指定管理者となり、管理運営業務を行う予定であります。

それでは、予算についての御説明を申し上げます。

予算の総額は、第 1 条により歳入歳出それぞれ 2 億 1,226 万 6,000 円と定めております。次に、第 2 条におきまして、一時借入金の借入最高額を 1,000 万円と定めております。

それでは、まず歳入から御説明を申し上げます。

使用料及び手数料の使用料 1,689 万 6,000 円は、野外活動センター及び県施設の家族用ロッジの使用料収入でございます。

県支出金の委託金 1 億 5,751 万 1,000 円は、当公園の管理運営に要する人件費、運営費等としての県からの委託金でございます。

財産収入の財産運用収入の 15 万円は、財政基金利子であります。

繰入金は 3,418 万 1,000 円といたしております。これは一般会計からの繰入でございます。

諸収入の雑入 352 万 8,000 円は、水道使用料徴収金及びシーツ使用料徴収金等でございます。

次に、歳出について御説明を申し上げます。

教育費の社会教育費の1億9,347万8,000円は、公園の管理運営に要する経費であります。社会教育総務費は、職員の給与・手当等の1億68万3,000円、グループ用ロッジ運営費はグループ用ロッジの管理運営並びに野外活動事業等に要する費用として868万3,000円。天文台公園運営費は、施設管理及び事業執行に要する経費として8,411万2,000円でございます。

公債費1,833万8,000円は、水道事業及び野外活動施設整備事業に係る銀行等資金債の元金2件の返還分1,711万円と、利子としての122万8,000円でございます。

諸支出金の基金費15万円は、財政基金で基金利子の積立でございます。

予備費は30万円でございます。

以上、にしはりま天文台公園特別会計の予算の概要でございます。

次に、議案第84号平成18年度笹ヶ丘荘特別会計予算につきましての御説明を申し上げます。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億2,404万5,000円といたしております。

まず、歳入につきまして、笹ヶ丘荘事業収入1億1,426万8,000円、交流会館事業収入668万円、一般会計からの繰入金299万5,000円、諸収入10万2,000円といたしております。

歳出につきまして、笹ヶ丘荘の管理運営費1億1,436万8,000円、交流会館管理運営費967万7,000円といたしております。

以上が笹ヶ丘荘特別会計予算の概要でございます。

次に、議案第85号平成18年度佐用町歯科保健特別会計予算につきましての御説明を申し上げます。第1条で、歳入歳出予算総額をそれぞれ3,135万7,000円と定めております。

まず、歳入につきまして、診療収入2,860万1,000円、財産収入の基金積立金利子9,000円、前年度繰越金1,000円、歯ブラシの売上料、各種保健事業の受託料等の諸収入274万6,000円といたしております。

次に、歳出につきましては、総務費の2,684万7,000円の主なるものは、歯科医師等の報酬728万2,000円、歯科衛生士賃金174万8,000円、歯科医師派遣旅費101万8,000円、光熱水費72万円、通信運搬費26万4,000円、県歯科医師会費等13万4,000円などの一般管理費2,863万8,000円と、歯科保健センター運営基金積立金9,000円で、医業費451万円の主たるものは、医薬材料費168万円、歯科技工委託料180万円、パソコンリース代49万8,000円でございます。

第2条におきまして、地方自治法第235条の3第2項の規定により一時借入金の最高額を定めております。

以上が歯科保健特別会計の予算の概要でございます。

次に、議案第86号平成18年度佐用町宅地造成事業特別会計予算につきましての御説明を申し上げます。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ767万9,000円といたしております。

まず、歳入の主なもの、基金繰入金626万円、前年度からの繰越金129万円といたしております。

歳出の主なもの、公債費の元利償還金626万円を計上いたしております。

以上が宅地造成事業特別会計の予算概要でございます。

次に、議案第87号平成18年度佐用町農業共済事業特別会計歳入歳出予算についての御説明を申し上げます。

まず最初に、平成18年度の各事業の予定量についての御説明をいたします。農作物

共済の水稲では 775 ヘクタール、麦は 35 ヘクタールを予定。家畜共済では 1,850 頭を引受ける予定でございます。畑作物共済は 65.5 ヘクタール、園芸施設共済は 33 戸、71 棟の予定でございます。損害防止事業といたしまして、水稲防除の薬剤に対する助成、家畜の寄生虫駆除等の薬剤助成を予定しております。

収益的収入及び支出につきまして、総計 1 億 1,281 万 8,000 円。前年度対比 104 パーセントとなります。

それでは、13 ページからの予算内訳の各勘定について御説明をいたします。

農作物共済勘定につきましては 874 万 5,000 円で、収入では共済掛金、交付金、保険金、責任準備金戻入及び特別積立金戻入等で、支出では共済金、無事戻金、業務勘定繰入金等でございます。

家畜共済勘定は 3,695 万 9,000 円で、収入では共済掛金、保険金、受取診療補填金、技術給付金、責任準備金戻入等で、支出では技術料、共済金等でございます。

次の、畑作物共済勘定は 205 万 1,000 円で、収入では共済掛金、保険金等で、支出は保険料、共済金等でございます。

園芸施設共済勘定は 79 万 7,000 円で、収入では共済掛金、保険金等で、支出は保険料、共済金等でございます。

業務勘定は 6,381 万 6,000 円で、人件費、事務費、損害評価費及び損害防止費となっております。

収入から説明をいたします。受取補助金は 4,459 万円で、町補助金でございます。本年度より三位一体改革で国庫補助金が廃止となり、地方交付税算入となっております。受取奨励金 75 万 9,000 円は、地域対応助成金等であります。賦課金 308 万 6,000 円につきましては、各事業共済の事務費分を計上いたしております。受取損害事業負担金は 137 万 7,000 円、事業勘定受入で 128 万 7,000 円は水稲家畜の損害防止事業分でございます。事業外収入の受取寄付金といたしまして 750 万円を、建物農機具共済会計から受入れ、業務引当金戻入として 500 万円計上いたしております。

次に、支出について説明をいたします。支払賦課金につきましては 115 万 2,000 円で、各事業共済の県連合会への負担金でございます。一般管理費は 5,694 万 6,000 円で、主に人件費、事務費等でございます。普及推進費は共済新聞の購読料等でございます。損害評価費は損害評価委員の会議費等が主なものでございます。損害防止 286 万 4,000 円は水稲及び家畜共済損害防止事業分でございます。

以上、農業共済事業特別会計歳入歳出予算についての概要の説明とさせていただきます。

次に、議案第 88 号 平成 18 年度佐用町石井財産区特別会計予算についての御説明を申し上げます。予算の総額は歳入歳出それぞれ 380 万円と定めております。

歳入につきまして御説明申し上げます。繰越金 379 万 9,000 円、諸収入名目予算 1,000 円といたしております。

次に、歳出の主なものでございますが、財産管理費の委託料で森林災害復旧事業経費を 50 万円、予備費に 307 万 7,000 円を計上いたしております。

以上、石井財産区の予算の概要でございます。

最後に議案第 89 号 平成 18 年度佐用町水道事業企業会計予算についての御説明を申し上げます。本町の水道事業を安心して使える水の安定供給を使命といたしまして、上水及び配水施設の適正な維持管理や整備に努めております。近年の事業の状況は下水道の整備に伴い、一般家庭の使用水量は増加しているものの、事業所用につきましては減少傾向が止まらず、料金収入は伸び悩み、水道企業会計は依然厳しい状況に置かれております。今年度は合併の効果を発揮するため、人件費の削減や修理費の抑制

に努めてまいりたいと思っております。

第2条の業務の予定量として、収益的業務では給水戸数1,931戸、年間総給水量67万801立方メートル、1日平均給水量1,838立方メートル、受託工事8箇所を予定しております。主な建設改良事業といたしましては、3箇年計画で実施をしてきました鉛管の改良事業が最終年度を迎え、すべての取替えが完了をいたします。

次に、第3条 収益的収入及び支出の予定額は、収入額1億4,589万円に對しまして、支出額2億778万3,000円で、予算計上において6,189万3,000円の欠損金を生じる見込みでございます。その主な原因は一般会計繰入金の減額と減価償却費の増加でございます。

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、収入額385万3,000円に對しまして、支出額4,853万円で、収入不足額4,467万7,000円は過年度損益勘定内部保留資金で補填する予定といたしております。

第5条では、一時借入金の限度額を2,000万円に定めております。

第6条では、営業費用のうち予定支出の職員給与費を除く営業費用と営業外費用との流用についてを定めております。

第7条では、職員給与費の流用は議会の議決を経なければならないということを決めております。

第8条は、他会計からの補助金で、高料金対策費1,168万7,000円と拠出金35万1,000円でございます。

最後に第9条では、たな卸資産購入限度額を10万円と定めております。

詳細につきましては、予算実施計画、資金計画、収入及び支出見積基礎、給与費明細、予定損益計算書、予定貸借対照表等を添付いたしておりますので、御覧を願いたいと存じます。

以上が議案第76号から議案第89号までの一括しての御説明といたしました。たくさんの方の議案でございますけれども、平成18年度予算につきまして、十分な御審議をいただきまして、適切妥当な結論に導いていただきますようによりしくお願い申し上げます。説明を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（梶原義正君）

提案に対する当局の説明は終わりました。

日程第38．議案第90号 佐用町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び佐用町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について

議長（梶原義正君）

続いて、日程第38に入ります。

議案第90号 佐用町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び佐用町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案に当局の説明を求めます。

〔町長「はい、議長」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君）

町長。

〔町長 庵道典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） 　　ただいま上程をいただきました議案第 90 号 佐用町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例及び佐用町教育長の給与、勤務時間に関する条例の一部を改正する条例につきまして提案の御説明を申し上げます。

今回の改正は非常に厳しい財政状況を踏まえ、また去年の人事院勧告に基づき、現在の給与制度の抜本的な改正により、職員の給与の見直しを踏まえ、町長 10 パーセント、助役・収入役 5 パーセント、教育長 5 パーセントの給与を減額するものでございます。

御承認を賜りますようお願いを申し上げ、説明といたします。

議長（梶原義正君） 　　提案に対する当局の説明は終わりました。

日程第 39 . 発議第 1 号 佐用町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

議長（梶原義正君） 　　続いて、日程第 39 に入ります。

発議第 1 号 佐用町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。発議に対する提出者の説明を求めます。2 番、笹田鈴香君。

〔笹田君「はい」と呼ぶ〕

〔笹田君 登壇〕

2 番（笹田鈴香君） 　　2 番、笹田鈴香でございます。

発議第 1 号 佐用町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、佐用町議会会議規則第 14 条の規定により提出します。文書を読み上げて提案とさせていただきます。

佐用町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例、平成 17 年度条例第 36 号の一部を次のとおり改正する。平成 18 年 3 月 3 日提出。佐用町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例、平成 17 年度条例第 36 号の一部を次のように改正する。第 4 条 1 項「議員が閉会中の所管事務調査及び広報特別委員会に出席したときは、費用弁償を支給する」を削除し、2 項を 1 項に改める。3 項の「費用弁償」を削除し、同 3 項を 2 項に改める。第 6 条の「費用弁償及び」を削除する。別表第 1、第 4 条関係の費用弁償欄の「費用弁償、1 日につき、3,000 円」を削除する。附則、この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。なお、提案の理由は、「費用弁償を廃止するため」です。以上です。

議長（梶原義正君） 　　発議に対する提出者の説明は終わりました。

日程第 40 . 請願書について

議長（梶原義正君） 　　続いて、日程第 40 に入ります。

請願書についてであります。今期定例会に請願 1 件を受理いたしております。分掌表をお手元に配布いたしておりますので、事務局長に朗読させます。

事務局長（岡本一良君） 請願文書表。受付、平成 18 年 2 月 21 日、第 1 号。紹介議員、森崎龍二議員、吉井秀美議員、目黒有博議員、鍋島裕文議員、坂本順子議員、笹田鈴香議員、高見誠規議員、金谷英志議員。請願者の住所・氏名、佐用町多賀 889 の 1、嘉地巳一、佐用町下三河 239 の 2、平岡きぬゑ、外 365 名。件名、ひまわりサービスや福祉タクシーなど外出支援事業の存続を求める請願書。要旨、別紙のとおりです。以上です。

日程第 41 . 特別委員会の設置及び委員定数について

議長（梶原義正君） 続いて、日程第 41 に入ります。

お手元に配付をいたしておりますように、特別委員会の設置及び委員定数についてを議題といたします。お諮りいたします。平成 18 年度佐用町一般会計及び 13 特別会計及び 1 事業会計の審査のため、全員による予算特別委員会を設置いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（梶原義正君） 御異議なしと認めます。よって、全員による予算特別委員会を設置することに決定をされました。

日程第 42 . 特別委員長及び副委員長の選任について

議長（梶原義正君） 続いて、日程第 42 に入ります。

特別委員長及び副委員長の選任についてを議題といたします。委員長及び副委員長は委員会条例第 8 条第 2 項の規定により、委員会において互選するとなっておりますが、議会運営委員会、全議員協議会において協議がなされ、委員長及び副委員長が決定されておりますので、委員長及び副委員長の指名を議長より発表いたします。予算特別委員長に井上洋文君、副委員長に山田弘治君。以上の両君が委員長及び副委員長に選任されました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。なお、3 月 6 日の本会議は午前 10 時開会とし、一般質問を行いますので、御承知くださるようお知らせいたします。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

午後 4 時 2 4 分 散会